

安城消防署厨房等改修主体工事 設計書

- 1 本設計書は、衣浦東部広域連合工事請負契約約款第 1 条に定める設計図書には該当しません。
- 2 本設計書に記載してある数量は、「参考数量」であるため、その誤記又は脱漏を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することはできません。
- 3 本設計書は、次の基準（以下「積算基準」という。）の最新版を基本にして作成しています。
 - (1) 公共建築工事積算基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - (2) 建築数量積算基準・同解説 建築工事建築数量積算研究会制定
 - (3) 建築設備数量積算基準・同解説 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 4 数量に関する質問の方法、期限等は、工事内容に関する質問と同様としますが、「積算基準」に基づく全工種の全項目の数量についての積算根拠資料を添付してください。
- 5 添付の図面は、原本を A 3 サイズに縮小したものです。

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
安城消防署厨房等改修主体工事						
直接工事費		式	1.0			
共通仮設費計		式	1.0			
純工事費						
現場管理費		式	1.0			
工事原価						
一般管理費等		式	1.0			
工事価格						
消費税相当額						
合計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
直接工事費						
I 脱衣室改修工事		式	1.0			
II 厨房改修工事		式	1.0			
III 洗面室改修工事		式	1.0			
IV ホース乾燥塔改修工事		式	1.0			
V 建具改修工事		式	1.0			
VI 仮設工事		式	1.0			
計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
I 脱衣室改修工事						
I - 1 脱衣室		式	1.0			
計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
1 直接仮設工事						
養生		式	1.0			
整理清掃後片付け		式	1.0			
足場損料	脚立足場	式	1.0			
仮設材運搬費		式	1.0			
計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
2 改修工事						
壁 化粧タイル合板	厚3 既設タイル面（面）下地調整共	m2	18.0			
壁 浮き部補修	一般部 アンカービションング部分エポキシ樹脂注入工法	m2	0.3			
巾木 ビニル巾木	H100	m	8.1			
天井 塩ビ製廻り縁		m	9.0			
天井 廻り縁撤去	集積共	m	9.0			
天井 EP塗り	ケイカル板面 工程B種 下地調整RB種共	m2	6.5			
鏡 取外し・再取付	W350×D20×H800	箇所	1.0			
ハンガー 取外し・再取付	W450×D50	箇所	1.0			
発生材積込		式	1.0			
発生材運搬		式	1.0			
発生材処分		式	1.0			
計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
1 直接仮設工事						
墨出		式	1.0			
養生		式	1.0			
整理清掃後片付け		式	1.0			
足場損料	脚立足場	式	1.0			
仮設材運搬費		式	1.0			
計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
2 改修工事						
床 ビニル床シート	厚2 東リ NSアクトレット 同等品	m2	22.0			
床 モルタル補修	金ごて ビニル系床材下地 t30	m2	0.3			
床 配管穴埋め	樹脂モルタル	箇所	1.0			
床 排水溝内洗浄		m2	1.0			
コンクリート	Fc=21N/mm2 S18	m3	0.2			
スタイロフォーム 厚50	排水溝・クリストラップ 埋め材	m2	1.5			
コンクリート打設手間		式	1.0			
ポンプ 圧送		式	1.0			
床 溶接金網	6.0×100×100	m2	1.5			
床 SUS製床見切	W40	m	2.0			
床 鋼製床組	一般施設用 低床タイプ・不陸対応工法	m2	21.3			
床 床板	構造用合板 厚15+12 合板 厚5.5	m2	21.3			
巾木 内部 ビニル巾木	H100	m	17.4			
巾木 外部 ビニル巾木	H100	m	3.5			

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
壁 タイル面 化粧メラミン合板	厚3 既設タイル面（面）下地調整共	m2	40.6			
壁 化粧メラミン合板面 穴あけ	100φ 化粧メラミン合板厚3	箇所	1.0			
壁 タイル面浮き部補修	アンカービソニング部分エポキシ樹脂注入工法	m2	12.7			
壁 外部 軽量鉄骨壁下地	100形@450 下地張りあり	m2	6.1			
壁 外部 せっこうボード	厚12 LGS面下張り	m2	6.1			
壁 外部 複層塗材E	ゆず肌状ローラー塗り ボード面 下地調整共	m2	3.5			
壁 外部 カーテン	ドレープ H700	m	3.3			
壁 外部 カーテンレール	アルミ製軽量用 L3000	m	3.0			
壁 タイル撤去跡補修	モルタル塗り	m2	1.9			
壁 建具枠廻りモルタル補修	金ごて	m2	1.1			
SUS面台	幅350	m	3.2			
面台 シーリングせっこうボード	厚12 LGS面下張り	m2	0.9			
面台 耐水合板	厚12 2類	m2	6.2			
面台 軽量鉄骨壁下地	65形@450 下地張りあり	m2	3.5			
面台 シーリング	シリコン系(SR-1)	m	7.5			

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
LSD2 片引きハンガー戸	W700 H2000	箇所	1.0			
LSD2 取付運搬調整費		式	1.0			
LSD2 強化ガラス	ガラス押えシーリング及び清掃共 t4	m2	0.3			
天井 合成樹脂エマルジョンペイント塗	EPボード面見上 工程B種 素地ごしらえ共	m2	22.3			
天井 けい酸カルシウム板	厚6	m2	22.3			
天井 屋内軽量鉄骨天井下地	振れ止め共 19型@300	m2	21.3			
天井 軽量鉄骨天井 開口部補強	ボード等切込み共	式	1.0			
天井 ガラスウール敷込み	厚50 24kg/m3	m2	21.3			
天井 塩ビ製廻り縁		m	21.8			
天井 点検口	アルミ製 600角	箇所	1.0			
計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
3 撤去工事						
床 ステンスグレージング 蓋撤去	幅200mm 集積共	m2	1.0			
床 グリストラップ 蓋撤去	CPL 集積共	m2	0.5			
床 磁器質タイル張り撤去	下地共 集積共	m2	0.8			
床 溝はつり	幅100mm 集積共	m	5.1			
床 カッター入れ	コンクリート面	m	10.2			
床 ビニル床シート撤去	アスベスト含有 集積共	m2	0.4			
床 見切り撤去	ステンス製 集積共	m	2.0			
壁 タイル撤去	下地モルタル共 集積共	m2	1.9			
面台 磁器質タイル張り撤去	下地共 集積共	m2	4.9			
面台 コンクリートブロック撤去	集積共	m3	0.7			
WD2 ガラス撤去	集積共	m2	0.8			
WD2 木製片開き戸撤去	W900 H2000 枠共 集積共	m2	1.8			
WD2 カッター入れ	コンクリート面	m	5.4			
WD2 建具周囲はつり	モルタル 集積共	m	6.3			

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
天井 けい酸カルシウム板撤去	アスベスト含有 集積共	m2	22.3			
天井 軽量鉄骨天井撤去	集積共	m2	21.3			
天井 廻り縁撤去	集積共	m	22.3			
天井 グラスウール撤去	厚50 集積共	m2	21.3			
天井 点検口撤去	600角 集積共	箇所	1.0			
発生材積込	アスベスト含有材含む	式	1.0			
発生材運搬	アスベスト含有材含む	式	1.0			
発生材処分	アスベスト含有材含む	式	1.0			
計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	
Ⅱ－２ 車庫						
1 直接仮設工事		式	1.0			
2 躯体工事		式	1.0			
3 改修工事		式	1.0			
4 撤去工事		式	1.0			
計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額
1 直接仮設工事					
墨出		式	1.0		
養生		式	1.0		
整理清掃後片付け		式	1.0		
足場損料	移動足場	式	1.0		
仮設材運搬費		式	1.0		
計					

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額
2 躯体工事					
床 砕石地業	再生砕石RC-40 厚150	m3	0.7		
土間コンクリート	Fc=21N/mm2 S18	m3	0.7		
土間コンクリート直均し仕上げ	金ごて	m3	0.7		
コンクリート打設手間	人力	式	1.0		
床 異形鉄筋	SD295A D10	式	1.0		
鉄筋加工組立		式	1.0		
鉄筋運搬		式	1.0		
接着系あと施工アンカー	D10用	式	1.0		
計					

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額
3 改修工事					
床 エポキシ樹脂流し展べ仕上	厚2 防滑	m2	3.7		
壁 CB積み	厚150 C種	m2	9.0		
壁 モルタル塗り	金ごて コンクリートブロック下地	m2	5.7		
壁 合成樹脂エマルジョンペイント塗	EP モルタル面 工程A種 素地ごしらえ共	m2	5.7		
天井 けい酸カルシウム板	厚6	m2	57.5		
天井 屋内軽量鉄骨下地	振れ止め共 19型@300	m2	57.5		
天井 軽量鉄骨 開口部補強	ボート等切込み共	式	1.0		
天井 塩ビ製廻り縁		m	36.3		
天井 グラスウール敷込み	厚50 24kg/m3	m2	57.5		
天井 点検口	アルミ製 600角	箇所	3.0		
SD-1 鋼製両開きスチールフラッシュ点検口	W1200×H1000	箇所	1.0		
SD-1 DP塗り	鉄鋼面 工程B種 素地ごしらえ共	m2	2.4		
SD-1 取付運搬調整費		式	1.0		
天井 合成樹脂エマルジョンペイント塗	EP ボート面 見上 工程A種 素地ごしらえ共	m2	57.5		

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額
4 撤去工事					
床 カッター入れ	コンクリート用	m	10.8		
床 砕石撤去	厚150 集積共	m3	0.7		
床 コンクリート撤去	厚150 鉄筋切断共 集積共	m3	0.7		
壁 コンクリートブロック撤去	集積共	m3	1.8		
PS カッター入れ	コンクリート用	m	9.6		
SD-1 建具周囲はつり	モルタル 集積共	m	4.6		
SD-1 鋼製両開きスチールフラッシュ点検口撤去	W1200×H1000 集積共	m2	1.2		
天井 けい酸カルシウム板撤去	アスベスト含有 集積共	m2	57.5		
天井 廻り縁撤去	集積共	m	36.3		
天井 軽量鉄骨撤去	集積共	m2	57.5		
天井 グラスウール撤去	厚50 集積共	m2	57.5		
天井 点検口撤去	600角 集積共	箇所	2.0		
発生材積込	アスベスト含有材含む	式	1.0		
発生材運搬	アスベスト含有材含む	式	1.0		

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
Ⅲ 洗面室改修工事						
Ⅲ－1 2階洗面室		式	1.0			
計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
1 直接仮設工事						
墨出		式	1.0			
養生		式	1.0			
整理清掃後片付け		式	1.0			
足場損料	脚立足場	式	1.0			
仮設材運搬費	脚立足場	式	1.0			
計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
2 改修工事						
床 ビニル床シート	厚2 東リ 消臭NSトル同等品	m2	5.7			
床 鋼製床組	一般施設用 低床タイプ・不陸対応工法	m2	5.7			
床 床板	構造用合板 厚15+12 合板 厚5.5	m2	5.7			
巾木 ビニル巾木	H100	m	9.9			
壁 化粧マシ合板	厚3 既設タイル面（面）下地調整共	m2	13.1			
壁 化粧マシ合板	厚3 ボード面 下地調整共	m2	9.7			
壁 シーリングせっこうボード	厚12 LGS面下張り	m2	9.7			
壁 軽量鉄骨壁下地	100形@450 下地張りあり	m2	9.7			
壁 浮き部補修	アンカーピンニングエポキシ樹脂注入工法	m2	5.6			
建具 SOP塗替 細幅	木部 細幅 工程B種 RB種共	m	6.6			
天井 塩ビ製廻り縁		m	9.9			
天井 廻り縁撤去	集積共	m	9.9			
天井 EP塗替	ケイカル板面 見上 工程B種 下地調整RB種共	m2	5.7			
発生材積込		式	1.0			

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
1 直接仮設工事						
墨出		式	1.0			
養生		式	1.0			
整理清掃後片付け		式	1.0			
足場損料	昇降足場	式	1.0			
災害防止	墜落制止用器具(フルハネ型)共 ネット状養生シート 防炎1類	式	1.0			
仮設材運搬費	昇降足場、ネット状養生シート	式	1.0			
計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
2 改修工事						
正面開口部 亜鉛メッキ金網	1.6Φ×15mm目 W2950×H900	枚	10.0			
正面開口部 亜鉛メッキ金網	1.6Φ×15mm目 W2950×H515	枚	1.0			
正面開口部 亜鉛メッキ金網	1.6Φ×15mm目 W3500×H160	枚	1.0			
背面開口部 亜鉛メッキ金網	1.6Φ×15mm目 W2830×H1000	枚	1.0			
アングル溶融亜鉛メッキ	ロス分は単価に含む 穴あけ加工 3×40×40	式	1.0			
押え フラットバー溶融亜鉛メッキ	ロス分は単価に含む 穴あけ加工 3×38	式	1.0			
取付部品	取付ボルト、アンカー共	式	1.0			
ポリエチレンネット	W3500×H2440	枚	1.0			
ワイヤー	8mm 6×24G	m	4.0			
ターンバックル	アンカー共	個	1.0			
アイボルト	M8 アンカー共	個	2.0			
ワイヤークリップ		個	6.0			
ネット取付リング		個	25.0			
アングル溶融亜鉛メッキ	ロス分は単価に含む 穴あけ加工 6×65×65	式	1.0			

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
丸鋼溶融亜鉛メッキ	19Φ H2400 上部リング加工共	本	2.0			
SUSフック		個	2.0			
亜鉛メッキチェーン	8Φ L=3500	本	1.0			
金網、ネット取付手間	副資材共	式	1.0			
ホース振れ止め	DP塗り(1級) 下地調整(RB種) 錆止め共	m	28.0			
レール	DP塗り(1級) 下地調整(RB種) 錆止め共	m	23.8			
レール固定金具	DP塗り(1級) 下地調整(RB種) 錆止め共	箇所	14.0			
ニッカースローラー	DP塗り(1級) 下地調整(RB種) 錆止め共	箇所	1.0			
SUSホース振れ止め クリーク [®]	W50程度	m	13.4			
防鳥シート撤去	集積共	個	5.0			
発生材積込		式	1.0			
発生材運搬		式	1.0			
発生材処分		式	1.0			
計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
1 直接仮設工事						
墨出		式	1.0			
養生		式	1.0			
整理清掃後片付け		式	1.0			
足場損料	脚立足場	式	1.0			
仮設材運搬費		式	1.0			
計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
2 改修工事						
LSD1 片引き戸	W2800×H2000	箇所	1.0			
LSD1 取付運搬調整費		式	1.0			
LSD1 強化ガラス	ガラス押えシーリング及び清掃共 t4	m2	0.5			
LSD1 合成樹脂調合ペイント塗替	SOP 木部 細幅 木枠 下地調整RB種	m	7.7			
LSD1 合成樹脂調合ペイント塗	SOP 木部 細幅 木下地 工程B種 素地ごしらえ共	m	1.3			
LSD1 木下地	H85×D50×W1300	m	1.3			
AW1 ガラスフィルム貼り		m2	2.6			
AW2 ガラスフィルム貼り		m2	2.6			
計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
3 撤去工事						
WD1 木製両開き戸撤去	W1300H1935 扉のみ 集積共	m2	2.6			
WD1 ガラス撤去	集積共	m2	0.9			
AW1 既存ガラスフィルム撤去	集積共	m2	2.6			
AW2 既存ガラスフィルム撤去	集積共	m2	2.6			
発生材積込		式	1.0			
発生材運搬		式	1.0			
発生材処分		式	1.0			
計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
1 直接仮設工事						
足場損料	昇降足場	式	1.0			
仮設材運搬費	昇降足場、ネット養生シート、仮設棚	式	1.0			
災害防止	ネット養生シート	式	1.0			
仮設棚	仮設足場利用 棚板2段	式	1.0			
仮設間仕切り	出入口、撤去共	式	1.0			
計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
共通仮設費計						
共通仮設費		式	1.0			
仮囲い	パ°ネルフェンスH=1,800	式	1.0			
キャスターゲート		式	1.0			
仮設資材運搬費		式	1.0			
室内環境測定	パ°ット型採取機器 測定、分析共	式	1.0			
計						

特記仕様書

1 安全・訓練等の実施について

現場の安全確保のため、工事着手後、月当り半日以上の時間を割り当て、作業従事者全員に対して次の事項を実施すること。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容の周知徹底
- (3) 本工事における災害対策訓練
- (4) 本工事現場で予想される事故の対策

2 安全・訓練等の実施状況について

安全・訓練等の実施状況（参加者名簿、資料、写真等）を工事完了時に提示すること。また工事記録に記録し、工事完了時に報告すること。

3 あいくる材の率先利用について

リサイクル資材の率先利用を図るため、使用する資材は、あいくる材として認定されている資材の利用に努めること。

4 建設副産物等に関する提出物について

契約金額が 100 万円以上の時は、（一財）日本建設情報総合センターが管理運営する「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」に搭載された CREDAS 機能により、必要事項を入力し、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」について作成及び提出すること。また、完了時は、工事登録証明書を提出すること。また、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲示すること。

5 建設業退職金共済制度の運用について

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は、同制度に加入すること。
- (2) 同制度に加入した場合は、掛金収納書を監督員へ提出し、工事現場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示すること。
- (3) 受注者は、自ら雇用する同制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (4) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、同制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する制度対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し、現物により交付すること。
- (5) 同制度に該当しない場合は、その旨を監督員に文書により通知することによって、1号から4

号の事務等を省くことができる。

(6) 共済証紙の残数が明らかであることが資料で確認できる場合に限り、その使用を認める。

6 電子納品の運用について

電子情報の作成に係る基準等は、発注者が定める「安城市電子納品運用手順書」によるものと
し、記載のない事項は監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

7 工事写真について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、監督員の承諾を得た上で、「国土交通省大臣官房官庁営繕部 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」により行うことができる。

8 契約書の設計図の表示について

契約書に添付する設計図は、原本をA3サイズに縮小したものである。

9 工程表について

衣浦東部広域連合工事請負契約約款第3条に記載のある工程表は、提出不要とする。

但し、他工事の現場代理人を兼務させる場合（兼務工事）は、現場代理人等届の添付書類として兼務届及び工程表を添付すること。

10 下請負届について

衣浦東部広域連合工事請負契約約款第7条に記載のある下請負の届出は、原則不要とする。

但し、発注者から下請負届の提出を求められた場合は、必要事項を明記し、提出すること。

11 統括安全衛生管理義務者の指名について

本工事の受注者は、統括安全衛生管理義務者を監督員に推薦することとし、その受領をもって指名されたものと見做すこととする。



安城消防署厨房等改修主体工事

図面リスト					
建築工事					
番号	図面名称	縮尺(A1)	番号	図面名称	縮尺(A1)
A-00	表紙・図面リスト	-	A-26	改修前・改修後 断面詳細図1	1/30
A-01	建築改修工事特記仕様書1/10	-	A-27	改修前・改修後 断面詳細図2	1/30
A-02	建築改修工事特記仕様書2/10	-	A-28	改修前・改修後 断面詳細図3	1/50・10・5
A-03	建築改修工事特記仕様書3/10	-	A-29	建具表	1/50
A-04	建築改修工事特記仕様書4/10	-	A-30	部分詳細図	1/3・5・10 1/20・30
A-05	建築改修工事特記仕様書5/10	-	A-31	仮設計画図	1/200・500
A-06	建築改修工事特記仕様書6/10	-	B-01	内壁調査図(参考図)	1/50
A-07	建築改修工事特記仕様書7/10	-			
A-08	建築改修工事特記仕様書8/10	-			
A-09	建築改修工事特記仕様書9/10	-			
A-10	建築改修工事特記仕様書10/10	-			
A-11	付近見取図・配置図・工事概要	1/600			
A-12	内部仕上表	-			
A-13	改修前 1階平面図	1/100			
A-14	改修後 1階平面図	1/100			
A-15	改修前 2階平面図	1/100			
A-16	改修後 2階平面図	1/100			
A-17	立面図	1/200			
A-18	改修前 ホースタワー立面図	1/100・50			
A-19	改修後 ホースタワー立面図	1/100・50			
A-20	改修前 断面図	1/100			
A-21	改修後 断面図	1/100			
A-22	改修前 天井伏図	1/100			
A-23	改修後 天井伏図	1/100			
A-24	改修前 平面詳細図・展開図(2階 脱衣室・洗面室・厨房)	1/50			
A-25	改修後 平面詳細図・展開図(2階 脱衣室・洗面室・厨房)	1/50			

※参考図については契約図書対象外とする

33枚(表紙共)

建築改修工事特記仕様書

2025年10月1日改定

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考		
1	1節 共通事項	<p>1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。</p> <p>1) 衣浦東部広域連合契約規則及び衣浦東部広域連合工事等施行に関する事務取扱要領</p> <p>2) 工事請負契約書</p> <p>3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (最新版)</p> <p>4) " " 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (最新版)</p> <p>5) " " 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (最新版)</p> <p>6) " " 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (最新版)</p> <p>7) " " 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (最新版)</p> <p>8) " " 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (最新版)</p> <p>9) " " 建築物解体工事共通仕様書 (最新版)</p> <p>10) 関係法令及び諸工事基準 11) 愛知県建築工事品質管理要領</p> <p>2. 特記事項の適用優先順位 1. ◎ 2. ※ ただし ◎ と ※ のある場合は共に適用する。</p> <p>3. 設計図書に関する疑義は原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。</p> <p>4. 本工事特記仕様書は公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)に対応している。</p>		1	1.1.1 一般事項	<p>1. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督職員の指示がある場合はその指示による。</p> <p>(1) 電子媒体(CD-RまたはDVD-R)で完了検査時に1部提出する。</p> <p>(2) 「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」における表6を参考とする。</p> <p>*工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。</p> <p>1) 着手前 工事の着手に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。</p> <p>2) 工事中 ①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠へい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添え撮影する。</p> <p>記載事項: 件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日</p> <p>②監督職員の指示により、適宜提出する。</p> <p>*デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は130万画素を標準とする。</p> <p>*デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照)により行うことができる。</p> <p>*竣工時 外部(カラー 箇所) 内部(カラー 箇所)</p>			
	1.1.3 官公署その他への届出手続等		*工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。						
	1.1.4 工事実績情報システムへの登録		*請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(コリンズ)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。						
	1.1.5 書面の書式及び取扱い		*情報共有システムの適用 ※利用する ・利用しない なお、「利用しない」となっている工事において、受注者が利用を希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の費用負担により、利用することができる。						
	各		1.1.7 関連工事等の調整		*情報共有システムの適用要件は以下のとおりとする。				
					1) 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」を利用すること。(https://akjs-ps.aichi-toshi.or.jp/)				
					2) 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」に基づき利用すること。				
					3) 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、別途紙に出力して提出しないものとする。				
					4) 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある場合は、その指示による。				
					1.3.1 施工管理		*主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、最新版の「監理技術者制度運用マニュアル」によるものとする。		
1.3.3 電気保安技術者		* ・配置する ・配置しない							
1.3.5 施工条件		* 1) 施工日・施工時間 制限 ・有() ・無 2) 工事車両の駐車場所 場所制限 ※有(駐車場所: ※敷地内 ・()) ・無 3) 資機材置場所 置場所制限 ※有(置場所: ※敷地内 ・()) ・無 4) その他()							
*週休2日制工事		*週休2日制工事実施対象工事 ・発注者指定 ・受注者希望 ・その他							
1.3.11 施工中の環境保全等		*「土壌汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」による措置 ○・無 ・有(詳細は図示による)							
1.3.12 発生材の処理等	1. 引き渡しを要するものは監督職員の指定する場所に整理し、発生物件調書を作成し、施設管理者へ引き渡す。 2. 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 3. 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 4. PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 5. 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門的分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物: ポリスルファイト(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 6. PCB含有物以外で引渡しを要するもの()								
共	1.1.9 工事の一時中止に係る事項	*特別管理産業廃棄物							
		*建設副産物							
		*分析調査()							
		1. 契約金額100万円以上の工事の発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)その他関係法令の規定を遵守し、適正に処理する。							
		2. 事前に建設副産物情報交換システム等(以下「コリス・プラス」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、コリス・プラスより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2)							
		3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。							
		4. 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(t又はm ³)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。							
		*撤去・更新時のフロン等の取扱い							
		*分別収集							
		*再資源化施設への搬出							
*再利用を図るもの									
*せっこうボード処理									
通	4節 材料	*「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。							
		*「リサイクルガイドライン」別表3に従い、分別収集を行う。							
		*工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・()							
		*ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理・製造業者に回収を委託 ・管理型最終処分場で埋立処分							
		*上記及び石膏含有せっこうボード以外の処理・再資源化 ・管理型最終処分場で埋立処分							
		事	1.4.2 材料の品質等	1. 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足しかつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。					
				2. 本工事において愛知県内で産出された木材(愛知県内で産出された木材を使用した製材加工品を含む。以下、「県産材」という。)を使用する場合は、以下による。					
				項	H22.7.23付22建企第332号建設企企画課長通知	No.1a	No.1b		
								2節 工事関係図書	
								1.2.1 実施工程表	
1.2.2 施工計画書									
1.2.4 工事の記録等									
*概成工期 ・有(図示による) ・無									
*つり足場を使用するすべての工事において、つり足場の組立・解体作業中の墜落・転落による労働災害防止の方法等の記入及び愛知労働局労働基準部安全課長事務連絡(平成22年7月6日)の注意事項をふまえた施工計画書を作成し、監督職員に提出する。									
安城消防署厨房等改修主体工事	縮尺							A-1	
建築改修工事特記仕様書 1/10									
検 図	製 図	設 計							

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考																																							
1章	*再生資源の利用の指定	*県産材を使用する部位は、設計図書で定められた部位のほか、次のとおりとする。 *使用する県産材は、愛知県産材認証機構に登録された認定事業者（以下、単に「認定事業者」という。）が「あいち認証材」として証明し、出荷したものとす。 *受注者は、工事現場に搬入した県産材が「あいち認証材」であることの確認を、出荷事業者が交付する、認定事業者登録番号等（図-1）が明記された出荷伝票等により行う。 *受注者は、出荷伝票に記載された出荷事業者が認定業者であることの確認を、愛知県産材認証機構が運営管理するWebページ（http://www.aichi-wood.com）にて公表される認定事業者一覧により行う。 図-1 この木材は、＜あいち認証材＞です。 愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. O-O-O-O 3. 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 *使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 1) 愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 2) 指定材一覧 <table border="1" data-bbox="489 577 1246 640"> <tr> <th>施工場所</th> <th>品目</th> <th>規格</th> <th>再生原料等の指定</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・指定しない ・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・指定しない ・</td> </tr> </table> あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・再生加熱アスファルト混合物 ・再生路盤材 ・PC製品 ・舗装用ブロック ※() *大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること *調査範囲 *既存の設計図書、調査報告書の貸与 *石綿含有分析調査 *調査範囲 ※ 図示による ・外壁 ・屋上防水 ○内装 ・塗装 ・() *調査方法 ※ 図示による ○ 打診法 ・赤外線法 ・反射法 ・() *補修方法 () * ※ 適用する ・適用しない 適用職種標準仕様書 工事種別標準仕様書 工事の細分類(技能検定における選択作業) 備考 <table border="1" data-bbox="489 966 1246 1134"> <tr> <td>※ 鉄筋工事</td> <td>加工及び組立て</td> <td>1級鉄筋施工技能士</td> <td>適用工事は下記による</td> </tr> <tr> <td>※ コンクリート工事</td> <td>型枠</td> <td>1級型枠施工技能士</td> <td>※延べ5,000㎡</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>床コンクリートこて仕上げ</td> <td>1級左官技能士</td> <td>以上の工事</td> </tr> <tr> <td>※ 防水工事</td> <td>アスファルト防水</td> <td>1級防水施工技能士</td> <td>・その他特に必要と認められる工事</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>シート防水</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>塗膜防水</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>シーリング</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> *その他必要と認められる技能検定の職種及び作業の種別() *見本施工 ※ 行わない ・ 行う() *下記の室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。 *測定時期 () *対象物質 ※ ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン *測定方法 ※ パッシブ型採取法 ・ 文部科学省「学校環境衛生の基準」による () *測定する室/測定箇所数 (/) (/) (/) *中間技術検査 ○行わない ・ 行う(実施回数: 、実施時期:) *工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 1) 完成原因(施工図を除く) 1部(1.9.2により作成する場合のみ) 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 ③完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 3部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 *完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの CADデータ [※ 提出する(※ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ○ 監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 原図の作成 ・ 作成する ※ 作成しない サイズ ※ 設計原図と同じ ・() * 原図作成方法 ※ CAD作成し紙出力 紙の種類 ※ PPC用ホリエステルサント和紙同等品・トレーシングペーパー * 複写図作成方法 ・ 1.9.1完成時の提出図書3)に代える ・() *建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。 *契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 *受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や、主任技術者又は監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第1号による技術者配置の特例を活用する場合、並びに監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第2号の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前日、監督職員を通じて発注者に提出すること。 *配置技術者の専任要件等については、愛知県建設企画課のWebページを参照すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosenin.html) *改修工事の保険の種類は、建設工事保険、火災保険又は組み立て保険とする。(建設工事事務の手引 参考2 「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」による)期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。)保険金受取人(被保険者)は、受注者とする。 *本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。	施工場所	品目	規格	再生原料等の指定				・指定しない ・				・指定しない ・	※ 鉄筋工事	加工及び組立て	1級鉄筋施工技能士	適用工事は下記による	※ コンクリート工事	型枠	1級型枠施工技能士	※延べ5,000㎡	※	床コンクリートこて仕上げ	1級左官技能士	以上の工事	※ 防水工事	アスファルト防水	1級防水施工技能士	・その他特に必要と認められる工事	※	シート防水			※	塗膜防水			※	シーリング					*事故報告 *南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 *工事の下請負 *施工体制台帳 *施工体系図 *騒音・振動対策 *排出ガス対策型建設機械 *貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 *特定特殊自動車の燃料 *薬液注入工法 *石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業 *CCUSの活用	*工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。 *南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応について、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、本工事の施工場所が、南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる場合は、「その他事項」の「南海トラフ地震防災対策推進地域における対応」を参照し、必要事項を施工計画書に記載の上、適切に対応すること。 * 施工場所 南海トラフ地震防災対策推進地域 ※含まれる(愛知県内全市町村) ・含まれない 住居事前避難対象地域 ・含まれる ・含まれない *受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 *建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条) *下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。 *本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。 *契約約款第3条第1項の規定による「工程表」は、発注者から請求があった時に提出すること。 *「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 作業名: 建設機械名: 作業名: 建設機械名: *排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・なし (対象機種:バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW)) (対象規制値:排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値)) *工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県:https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 *受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 *薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(建設省事務次官通達)による。 *既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。
		施工場所	品目	規格	再生原料等の指定																																									
					・指定しない ・																																									
					・指定しない ・																																									
		※ 鉄筋工事	加工及び組立て	1級鉄筋施工技能士	適用工事は下記による																																									
		※ コンクリート工事	型枠	1級型枠施工技能士	※延べ5,000㎡																																									
		※	床コンクリートこて仕上げ	1級左官技能士	以上の工事																																									
		※ 防水工事	アスファルト防水	1級防水施工技能士	・その他特に必要と認められる工事																																									
		※	シート防水																																											
		※	塗膜防水																																											
※	シーリング																																													
5節	石綿含有建材の調査			各																																										
1.5.1	事前調査			各																																										
6節	施工調査			章																																										
1.6.2	施工数量調査			章																																										
1.6.3	調査破壊部分の補修			共																																										
7節	施工			通																																										
1.7.2	技能士			事																																										
1.7.5	施工の検査等			項																																										
1.7.9	化学物質の濃度測定			項																																										
8節	工事検査及び技術検査			1節	共通事項																																									
1.8.2	技術検査			2.1.3	騒音・粉じん等の対策																																									
9節	完成図等																																													
1.9.1	完成時の提出図書																																													
1.9.2	完成図等																																													
その他	*光熱水費 *現場代理人等																																													
	*法定外の労災保険																																													

章	項目	特記事項	備考
2	2節 足場等	<p>* 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について(令和5年12月26日厚生労働省労働基準局長 基発1226第2号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行う。</p> <p>* 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。</p> <p>* 外部足場 ・ 枠組足場またはくさび緊結式足場 ・ 単管本足場 ・ 仮設ゴンドラ ・ 移動式足場 ・ () 設置するシート等 ・ 防護シート(JISA8952) ・ 防護ネット(JISA8960) ・ 防音シート ・ () 足場、防護シート等の設置範囲 ※ 図示による</p> <p>* 内部足場(脚立・足場板等) ・ 枠組足場またはくさび緊結式足場 ・ () * 材料、撤去材等の運搬方法 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ () [表2.2.1] * 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。</p>	
	2.1 足場等		
	3節 養生		
	2.3.1 既存部分の養生		
仮設	2.3.2 仮設間仕切り	<p>* 既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・ () * 既存部分の既存家具、既存設備等の養生方法 ※ 監督職員の承諾を受けてビニルシート等で行う ・ 図示による * 既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ・ 図示による ・ ビニルシート等 ・ 保管場所() * 固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・ 図示による ・ 移動しない * 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 [表2.3.1] 設置箇所 ※ 図示による A種、B種の場合の材料 ・ 合板(厚さ ※ 9mm ・ ()mm) ※ せっこうボード(厚さ ※ 9.5mm ・ ()mm) 間仕切りへの仕上げ ※ 無 ・ 有(範囲及び仕上げは図示による) * 仕様 ※ 合板張り木製扉程度(アルミ製既製品鍵付) 設置箇所 ※ 図示による ・ ()</p>	
	4節 仮設物		
	2.4.1		
	* 受注者事務所、材料置場その他仮設物の設置場所		
工事	* 建設現場標識の設置	<p>* 受注者事務所(設ける場合) ※ 構内(従業員宿舍除く) ・ 構外 * 材料置場 ※ 構内 ・ 構外 * その他仮設物 ※ 構内(従業員宿舍除く) ・ 構外 ※ 事務所等は建築基準法関係法令を遵守し、基礎を設置するなど適切に建築すること。 * 建設現場標識 ※ 設ける(他工事と共同設置を可とする) ・ 設けない</p>	
防改修工事	1節 一般事項	<p>* 防水の保証期間は工事目的物引渡しからモルタル防水5年、その他防水10年とする。 * 降雨等に対する養生方法 ※ 3.1.3(5)による ・ 図示による ・ ()</p>	
	3.1.3 施工一般		
	1節～6節 防水工事		
	3.1.4 改修工法の種類		
3	3.2.5 ルーフドレン回りの処理	<p>* 防水改修工法・種別 () 図示による * 立上り部等の既存防水層及び保護層の撤去 ・ 撤去しない ・ 図示による * 屋内防水で、新規防水工法にて保護層を新設 ・ 新設する ・ 図示による * POAS、POASI、POD、PODI、POS、POSI、POX工法における改修用ドレンの設置工法() ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による</p> <p>* 既存下地 補修箇所の形状、長さ、数量等 ※ 図示による ・ () * 既存防水層の処理[M4AS工法、M4ASI工法、M4C工法及びM4DI工法] 仕上げ塗装の除去 ※ 図示による ・ () [L4X工法] 仕上げ塗装の除去 ※ 図示による ・ () * POS工法及びPOSI工法(機械)における 既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした場合の既存防水層の処理 図示による ※ 3.2.6(4)(ウ)(e)による ・ () * 設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環取付部、塔屋出入口部及び * 防水層末端部等の収まり部の処理 ・ 図示による ・ 監督職員と協議</p>	
	3.2.6 既存下地の処理		
	3節 アスファルト防水		
	3.3.2 材料		
防改修工事	3.3.3 種類及び工程	<p>* 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ・ 図示による ※ 表3.3.3～表3.3.9による ・ () * 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類、厚さ ・ 図示による ※ 表3.3.3、表3.3.4、表3.3.8、表3.3.9による ・ () * 押え金物 材質及び形状寸法 ・ 図示による ※ アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度 ・ () * 屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材厚さ ・ 図示による ・ () * 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材の種類及び厚さ ・ 図示による ・ () * 絶縁用シート材料 ・ 図示による ・ ポリエチレンフィルム@0.15mm以上 ・ フラットヤーンクロス(70g/m²程度) ・ () * 立上り部の保護の乾式保護材 ・ 図示による ・ () * 立上り部の保護のれんが ・ 図示による ・ ()</p> <p>* 屋根保護防水 新規防水層の種類及び工程 種別 ・ () ・ 図示による [表3.3.3] * 立上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置 ・ 図示による ・ () [表3.3.6] * 立上り部における保護工法 ・ 図示による ・ () * 屋根露出防水、屋根露出防水絶縁断熱工法 新規防水層の種別 ・ () ・ 図示による [表3.3.7]～[表3.3.9] * 仕上塗料の種類 ・ () ・ 図示による 使用量 ※ アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による ・ 図示による ・ () * 脱気装置の種類、設置数量 ・ 図示による ※ アスファルトルーフィング類製造所の指定による [表3.3.10] * 屋内防水 新規防水層の種類及び工程 種別 ・ () ・ 図示による * 保護層の設置 ・ () ・ 図示による E-1の工程3 ・ 図示による ※ 常時水に接する部位に適用 ・ () * アスファルトルーフィング類のルーフトン回り及び立上り部周辺の断熱材張りじまい位置 ・ 図示による ・ () * 平場の保護コンクリート 厚さ ・ 図示による ※ こて仕上げ80mm以上、床タイル張り等仕上げ60mm以上 こて仕上げの場合の平たんさの種別 ・ a種 ・ b種 ・ c種 [表8.1.5] * 立上り部保護方法 ・ 図示による ・ () れんが押さえの場合 工法 ・ 図示による * 屋上排水溝 ※ 図示による ・ ()</p>	
	3.3.4 施工		
	3.3.5 保護層等の施工		
	4節 改質アスファルトシート防水		
3.4.2 材料	<p>* 改質アスファルトシート 種類及び厚さ ・ 図示による ※ 表3.4.1～表3.4.3までによる ・ () * 押え金物 材質、形状及び寸法 ・ 図示による ※ アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度 ・ ()</p>		

章	項目	特記事項	備考																				
防改修工事	3.4.3 種類及び工程	<p>* 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材(発泡プラスチック断熱材)の種類及び厚さ ・ 図示による ・ () * 新規防水層の種別 ・ () ・ 図示による [表3.4.1] * 仕上塗料の種類 ・ () ・ 図示による [表3.4.3] 使用量 ※ アスファルトルーフィング類製造所の仕様による ・ 図示による ・ () * 工程2に先立ち設ける防湿用シートの設置[M3ASI工法、M4ASI工法及びPOASI工法] ・ 図示による ・ () * 脱気装置の種類、設置数量 ※ 改質アスファルトシート製造所の仕様による ・ 図示による</p>																					
	5節 合成高分子系ルーフィングシート防水																						
	3.5.2 材料																						
	3.5.3 種類及び工程																						
防改修工事	3.5.4 施工	<p>* ルーフingシート種類及び厚さ ・ 図示による ※ 表3.5.1～表3.5.3までによる ・ () * 絶縁用シート及びび可塑性剤以降防止用シートの材質 ※ 発泡ポリエチレンシート ・ 図示による ・ () * 固定金具の材質、形状及び寸法 ※ 防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれら鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもので厚さ0.4mm以上 ・ 図示による ・ () * 断熱工法に用いる断熱材 種類及び厚さ ・ 図示による ・ () * 新規防水層の種別 ・ () ・ 図示による [表3.5.1] * 脱気装置の種類、設置数量 ※ ルーフingシート製造所の仕様による ・ 図示による [表3.5.2] * 仕上塗料の種類 ・ () ・ 図示による 使用量 ※ ルーフingシート製造所の仕様による ・ 図示による</p>																					
	6節 塗膜防水																						
	3.6.3 種別及び工程																						
	7節 シーリング																						
防改修工事	3.1.4 改修工法の種類	<p>* SI-M1及びSI-M2の場合の防湿用フィルム()の設置 ※ 図示による ・ () * S-C1の場合の保護モルタルの塗厚 ※ 図示による ・ () * 接着工法の場合で下地がプレキャストコンクリートの場合の目地処理 ※ 図示による ・ () * S-F1又はSI-F1の場合のプレキャストコンクリート下地の入隅部の増張り ※ 図示による ・ () * 一般部のルーフィングシート張付(機械式固定法)で建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※ 図示による * 屋内保護塗着工法の場合の保護層の施工[立上り部の保護モルタル塗厚] ・ 図示による ・ ()</p> <p>* 新規防水層の種別 ※ 表3.6.1による(POX工法の場合は種別X-1、L4X工法の場合は種別X-2) ・ () ・ 図示による * 仕上塗料の種類 ・ () ・ 図示による 使用量 ※ 主材料製造所の仕様による ・ () * 絶縁工法における脱気装置の種類及び設置数量 ・ 図示による ※ 主材料製造所の仕様による ・ () * 保護層の仕様[PIY工法及びP2Y工法] ・ 図示による ・ ()</p>																					
	3.7.2 材料																						
	3.7.3 目地寸法																						
	3.7.8 シーリング材の試験																						
防改修工事	3.8.2 材料	<p>* 改修工法の種類 ※ 図示による ・ シーリング充填工法 ・ シーリング再充填工法 [表3.1.2] ・ 拡幅シーリング再充填工法 ・ プリッジ工法 * シーリング材の種類 () 図示による ※ [表3.7.1]による ・ () * シーリング材表面の仕上げ ・ 仕上げなし * 目地寸法 () 図示による ・ () * 接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 ・ 図示による ・ ()</p> <p>* 材種等 ※ 図示による ・ () * 表面処理鋼板の場合 表面及び裏面の塗膜の種類 ※ 図示による ・ () 耐酸被覆鋼板 ・ 使用する ・ 使用しない * とい受金物、足金物の材種、形状及び取付け間隔 ・ 図示による ※ 表3.8.2により溶融亜鉛めっきを行ったもの 多雪地域 ・ 適用する ・ 適用しない</p>																					
	3.8.3 工法																						
	9節 アルミニウム製笠木																						
	3.9.2 材料																						
防改修工事	3.9.3 工法	<p>* 部材の種類 ・ 押出250形 ・ 押出300形 ・ 押出350形 ・ 板材折り曲げ形(・ オープン形式 ・ シール形式) 板材折曲げ形の場合 本体幅 ※ 図示による ・ () 板厚 ・ 図示による ※ 2.0mm ・ () * 表面処理の種別 ・ () ・ 図示による [表5.2.2] * 既存笠木撤去及び新規笠木の地下補修の工法 ※ 図示による ・ () * 板材折曲げ形笠木の取付け方法 ※ 図示による ・ () * 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※ 図示による ・ ()</p>																					
	4節 外壁改修工事																						
	4.1.4 外壁改修工法の種類																						
	4.1.5 改修後の塗り仕上げの種類																						
防改修工事	4.1.4 外壁改修工法の種類	<table border="1"> <tr> <td>外壁仕上げ部位</td> <td>コンクリート打放し仕上げ</td> <td>モルタル塗り仕上げ</td> <td>タイル張り仕上げ</td> </tr> <tr> <td>ひび割れ部</td> <td>・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法 ・ 図示による</td> <td>・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法 ・ 図示による</td> <td>・ 樹脂注入工法</td> </tr> <tr> <td>欠損部</td> <td>・ 充填工法</td> <td>・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法</td> <td>・ タイル部分張替え工法 ・ タイル張替え工法</td> </tr> <tr> <td>浮き部</td> <td></td> <td>・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面ホリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面ホリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面ホリマー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面ホリマー注入工法</td> <td>・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面ホリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面ホリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面ホリマー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面ホリマー注入工法</td> </tr> <tr> <td>目地</td> <td></td> <td></td> <td>・ 目地ひび割れ部改修工法 ・ 伸縮目地改修工法</td> </tr> </table>	外壁仕上げ部位	コンクリート打放し仕上げ	モルタル塗り仕上げ	タイル張り仕上げ	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法 ・ 図示による	・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法 ・ 図示による	・ 樹脂注入工法	欠損部	・ 充填工法	・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法	・ タイル部分張替え工法 ・ タイル張替え工法	浮き部		・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面ホリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面ホリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面ホリマー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面ホリマー注入工法	・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面ホリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面ホリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面ホリマー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面ホリマー注入工法	目地			・ 目地ひび割れ部改修工法 ・ 伸縮目地改修工法	
	外壁仕上げ部位		コンクリート打放し仕上げ	モルタル塗り仕上げ	タイル張り仕上げ																		
	ひび割れ部		・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法 ・ 図示による	・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法 ・ 図示による	・ 樹脂注入工法																		
	欠損部		・ 充填工法	・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法	・ タイル部分張替え工法 ・ タイル張替え工法																		
浮き部		・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面ホリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面ホリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面ホリマー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面ホリマー注入工法	・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面ホリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面ホリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面ホリマー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面ホリマー注入工法																				
目地			・ 目地ひび割れ部改修工法 ・ 伸縮目地改修工法																				
4.1.5 改修後の塗り仕上げの種類																							
防改修工事	4.1.5 改修後の塗り仕上げの種類	<p>* 改修後の新規仕上げの種類 ※ 図示による ・ 薄付け仕上げ塗材塗り ・ 厚付け仕上げ塗材塗り ・ 複層仕上げ塗材塗り(外壁:吹付凸凹 内部:吹付凸凹) ・ 各種塗料塗り ・ マスチック塗材塗り ・ 外壁用塗膜防水材塗り ・ 可とう形改修用仕上げ塗材塗り</p>																					
防改修工事	4.1.5 改修後の塗り仕上げの種類	<table border="1"> <tr> <td>検図</td> <td>製図</td> <td>設計</td> <td>安城消防署厨房等改修主体工事</td> <td>図面番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>建築改修工事特記仕様書 3/10</td> <td>A-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>縮尺</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	検図	製図	設計	安城消防署厨房等改修主体工事	図面番号				建築改修工事特記仕様書 3/10	A-3				縮尺							
	検図		製図	設計	安城消防署厨房等改修主体工事	図面番号																	
					建築改修工事特記仕様書 3/10	A-3																	
					縮尺																		

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考				
4	2節 コンクリート打放し仕上げ外壁の改修			5	5.1.5 建具見本の製作等	*建具見本の製作 ・有 ※無 ※特殊な建具の仮組 ・実施しない					
	3節 モルタル塗り仕上げ外壁の改修				5.1.6 取り付け調整等	*ブラインドボックス等の再使用 有 ・無 再使用するもの ・() ⊙ 図示による					
	4.2.4 材料	*リカット材充填工法に使用するシーリング材 ※ホリウレタン系シーリング材(・1成分形 ・2成分形) ・()			5.1.7 その他	*防犯建物部品の使用 ⊙使用しない ・使用する(使用箇所)					
	4.3.5 材料	*シーリング材材料 ・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂 ・() ・図示による			2節 アルミニウム製建具						
	4.2.5 樹脂注入工法	*充填工法材料 ・エポキシ樹脂モルタル ・ホリマーセメントモルタル ・() ・図示による			5.2.2 性能及び構造	*耐風圧性、気密性、水密性、枠の見込み寸法 ・A種 ・B種 ・C種 [見込み寸法 mm] ・図示による ・() [表5.2.1]					
	4.3.2 ひび割れ部改修	*種類 ※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法(注入間隔 ※200~300mm) ・()、樹脂注入量: ()			5	5.2.3 材料	*防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・図示による ・()				
	4.4.2 共通事項	*手動式エポキシ樹脂注入工法(注入間隔: 、樹脂注入量:)					*断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による ・()				
	4.3.6 樹脂注入工法	*機械式エポキシ樹脂注入工法(注入間隔: 、樹脂注入量:)					*網戸 防虫網 材質 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス製(SUS316) ・図示による				
	4.4.6	*ひび割れ部の注入状況の確認方法 ※コア抜き取り ・()			5.2.4 形状及び仕上げ	表面処理の種類 ・() ・図示による C種における常温乾燥形の塗装 ・() ・図示による [表5.2.2]					
	4.3.5 材料	*コア抜き取り回数 ※1個/長さ500mmごと及びその端数 ・()			章	5.2.5 工法	*水きり板 ・図示による ・()				
	4.4.5 材料	*抜き部分に対するコア抜き方法 ※図示による ・()					3節 樹脂製建具				
	4.3.10 モルタル塗替え工法	*モルタル塗替え工法用材料 モルタル ・現場調合材料 ・既調合材料() ・()					5.3.2 性能及び構造	*耐風圧性、機密性、水密性 ・A種 ・B種 ・C種 ・図示による ・() [表5.3.1]			
	外	4.3.11 アンカーピン部分	*アンカーピン注入工法用材料			建	5.3.3 材料	*断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による ・H-4 ・H-5 ・H-6 ・H-7 ・H-8 ・() [表5.3.2]			
			ホリマーセメントスラリー ※図示による ・()					具	5.3.4 形状及び仕上げ	*外壁に面する建具の日射熱取得性の等級 ・図示による ・()	
			アンカーピン材質等 ※ステンレス鋼SUS304 呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの ・()							*ガラス ※複層ガラス ・() ・図示による	
*注入口付アンカーピン注入工法材料 注入口付アンカーピン材質等 ※SUS304 呼び径外径6mm ・()			*ステンレス製くつずりを使用する場合の仕上げ ※HL ・図示による ・()								
4.4.9 エポキシ樹脂注入工法		*下地処理 仕上げ厚又は全塗厚25mmを超える場合の処置 ※図示による ・()		5.3.5 工法	*表面色 ※標準色 ・特注色						
4.3.12 アンカーピン全面		*浮き部分に対するアンカーピン本数 ※16本/m ² (一般部分)、25本/m ² (指定部分)、5本/m(狭幅部)		4節 鋼製建具	*水きり板 ・図示による ・()						
4.4.10 エポキシ樹脂注入工法		*注入量(注入口1か所当たり) ※25ml ・()ml		5.4.2 性能及び構造	ぜん板 ・図示による ・()						
外		4.4.11 アンカーピン全面ホリマーセメントスラリー注入工法	*アンカーピン固定用樹脂注入量(挿入孔1か所当たり) ※25ml ・()ml		5.4.4 標準型鋼製建具	*簡易気密型ドアセットの気密性、水密性の等級 ※気密性A-3、水密性W-1 ・()					
			*浮き部分に対するアンカーピン本数及び注入口の数 ※表4.3.5及び図4.3.2による ・()		5.4.6 標準型鋼製建具	*耐風圧性の等級 ・S-4 ・S-5 ・S-6 ・図示による [表5.2.1]					
			*注入量(注入口1か所当たり) ※25ml ・()ml		*耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級 ・図示による ・()						
4.3.14 注入口付アンカーピン部分		*浮き部分に対するアンカーピン本数及び注入口の数 ※表4.3.5及び図4.3.2による ・()		改	5.4.3 材料	*防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・図示による ・()					
4.4.12 部分エポキシ樹脂注入工法		*注入量(注入口1か所当たり) ※25ml ・()ml				5.4.4 形状及び仕上げ	*断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による ・()				
4.3.15 注入口付アンカーピン部分		*浮き部分に対する注入口付アンカーピン本数 ※表4.3.6及び図4.3.4による ・()				5.4.6 標準型鋼製建具	*点検口の類のくつずりの材料 ・図示による ・()				
4.4.13 全面エポキシ樹脂注入工法		*注入量(注入口1か所当たり) ※25ml ・()ml		修	5.5.2 性能及び構造	*鋼板類の厚さ ※表5.4.2による ・図示による ・()					
4.3.16 注入口付アンカーピン部分		*浮き部分に対する注入口付アンカーピン本数 ※表4.3.6及び図4.3.4による ・()				5.5.6 標準型鋼製軽量建具	*くつずりの仕上げ ・HL(ステンレス鋼板の場合) ・図示による ・()				
4.4.14 全面ホリマーセメントスラリー注入工法	*注入量(注入口1か所当たり) ※50ml ・()ml		5.5.3 材料			*形状及び寸法 ・図示による ・() [表5.4.5]					
工	4.4.5 材料	*外壁タイル張替工法用材料 接着剤の種類 ・ホリマーセメントモルタル ・外装タイル接着剤		工	5.5.4 形状及び仕上げ	*標準型鋼製軽量建具	*簡易気密型ドアセット(気密性:A-3) ・適用する ・適用しない ・図示による ・()				
		外装タイル接着剤張りの場合の目地詰め ・行う ・行わない				5.5.6 標準型鋼製軽量建具	*耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級 ・図示による ・()				
		タイルの形状、寸法、耐凍害性の有無、耐滑り性等 ※図示による ・()				5.5.3 材料	*防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・図示による ・()				
	修	4.4.7 タイル部分張替工法	標準色・特別色の別 ※図示による ・()		5.5.6 標準型鋼製軽量建具	*断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による ・()					
			タイル役物 ・使用する ・使用しない		5.5.4 形状及び仕上げ	*鋼板類の種類 ※図示による ・()					
			既調合モルタル ※図示による ・()		5.5.6 標準型鋼製軽量建具	*ステンレス鋼板 ※SUS304 ※SUS430J1L ※SUS443J1 ・図示による ・()					
	工	4.4.8 タイル張替工法	*外壁タイル接着剤張りのシーリング材		事	5.5.5 性能及び構造	*召合せ、縦小口包み板等 ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金				
			シーリング材の種類 打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系 ・()				5.5.4 形状及び仕上げ	*鋼板類の厚さ ※表5.5.1による ・図示による ・()			
			伸縮調整目地及びその他目地 ※変成シリコン系 ・()				5.5.6 標準型鋼製軽量建具	*標準型鋼製軽量建具 ※ステンレス製くつずりを使用する場合の仕上げ ・HL ・図示による ・() [表5.4.5]			
	事	4.4.15 注入口付アンカーピン部分	*既存の下地モルタル等を撤去せず、1か所当たりの張替え面積が0.25m ² を超える場合の ※図示による ・()		5.6.3 材料	5.6.4 形状及び仕上げ	*ステンレス鋼板 ※SUS304 ※SUS430J1L ※SUS443J1 ・図示による ・()				
			*伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置 ※表4.4.2による ・()				5.6.4 形状及び仕上げ	*板ガラスをはめ込む溝の大きさ ※建具の製造所の仕様による ・()			
			*見本焼 ・有 ※無 試験張り ・有 ※無				5.6.5 工法	*表面仕上げ ※HL ・() ・図示による			
	事	4.4.16 目地改修工法	*セメントモルタルによるタイル張りの工法		5.7.3 形状及び仕上げ	5.7.4 工法	*ステンレス製くつずりを使用する場合の仕上げ ※HL ・図示による ・()				
			下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理 ・図示による ・()				*曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ ・図示による				
			下地モルタル塗りの接着力試験 ・() ・図示による				*かまち戸及び鏡板の材種 ・() ・図示による				
事	4.4.16 目地改修工法	セメントモルタルによるタイル張りの工法		5.7.3 形状及び仕上げ	5.7.4 工法	*ふすまの種類及びふすま紙の上張りの種類 ・() ・図示による					
		外装タイル ・密着張り ・改良圧着張り				*枠及びくつずりの材料 ・() ・図示による					
		ユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り				*表面板の厚さ ※表5.7.6による					
事	4.4.16 目地改修工法	*有機系接着剤によるタイル張り		5.7.3 形状及び仕上げ	5.7.4 工法	*見込み寸法 ※表5.7.7による					
		下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理 ・図示による ・()				*フラッシュ戸 引き戸 召合せかまち					
		下地モルタル塗りの接着力試験 ・() ・図示による				*ふすまの縁の仕上げ ・() ・図示による					
事	4.4.16 目地改修工法	タイルの種類等 ・外装タイル ・ユニットタイル		5.7.3 形状及び仕上げ	5.7.4 工法						
		外装タイル接着剤張りの目地詰めを行わない場合 ・図示による ・()									
		*注入口付アンカーピンの本数 ()本/m ² ・図示による									
事	4.4.16 目地改修工法	*注入量(注入口1か所当たり) ※25ml ・()ml		5.7.3 形状及び仕上げ	5.7.4 工法						
		*伸縮調整目地 位置及び寸法 ※図示による ・()									
5	5.1.3 改修工法	5節 仕上塗材仕上げ外壁等の改修		5.7.3 形状及び仕上げ	5.7.4 工法						
		4.5.2 材料	*塗り仕上げ用材料(仕上塗材) 種類、仕上げ形状、工法 ・() ・図示による [表4.5.1]								
		4.5.4 既存塗膜等の除去、下地調整及び下地調整	*外装厚塗材Si、Eiにおける上塗材 ・塗る ・塗らない								
5	5.1.4 防火戸	4.6.2 材料及び工法	*外装厚塗材Cの上塗材がセメントスタッコ以外の場合 ・() ・図示による	5.7.3 形状及び仕上げ	5.7.4 工法						
		4.7.4 既存塗膜等の除去、下地調整及び下地調整	*複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の耐候性 ※耐候形3種 ・() ・図示による [表4.5.2]								
		4.7.4 既存塗膜等の除去、下地調整及び下地調整	*複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の上塗材の種類 ※水系アクリルのつやあり ・()								
5	5.1.4 防火戸	4.6.2 材料及び工法	*工法 ・サンダー工法 ・高圧水洗工法 ・塗膜はく離剤工法 ※水洗い工法(高圧水洗機(10~15MPa))	5.7.3 形状及び仕上げ	5.7.4 工法						
		4.7.4 既存塗膜等の除去、下地調整及び下地調整	*下地調整 下地調整塗材に代えてホリマーセメントモルタルを使用 ・使用する (使用しない)								
		4.7.4 既存塗膜等の除去、下地調整及び下地調整	*処理範囲(水洗い工法以外) ※既存仕上面全体 ・() ・図示による								
5	5.1.4 防火戸	4.7.4 既存塗膜等の除去、下地調整及び下地調整	*水洗い工法の処理範囲 ※他の工法で処理する範囲以外の既存仕上面全面 ・図示による	5.7.3 形状及び仕上げ	5.7.4 工法						
		4.7.4 既存塗膜等の除去、下地調整及び下地調整	*下地のひび割れ部等の補修 ・() ・図示による								
		4.7.4 既存塗膜等の除去、下地調整及び下地調整									
5	5.1.4 防火戸	6節 マスチック塗材塗り仕上げ外壁等の改修		5.7.3 形状及び仕上げ	5.7.4 工法						
		4.6.2 マスチック塗材塗り	*種類 ・A種 ・B種								
		7節 外壁用塗膜放水材による改修									
5	5.1.4 防火戸	4.7.2 材料	*塗り仕上げ用材料(外壁用塗膜防水材) 仕上げの形状及び工法 ・() ・図示による [表4.7.1]	5.7.3 形状及び仕上げ	5.7.4 工法						
		4.7.3 施工一般	模様材の種類 ※図示による ・()								
		4.7.3 施工一般	仕上げを砂壁状、じゅらく状とする場合の模様材の種類 ※図示による ・()								
5	5.1.4 防火戸	4.7.3 施工一般	仕上塗料の種類 ※図示による ・()	5.7.3 形状及び仕上げ	5.7.4 工法						
		4.7.3 施工一般	*仕上塗料の耐候性 ※図示による ・()								
		4.7.3 施工一般	下地準動緩衝材 ・使用する ・使用しない ・図示による								
5	5.1.4 防火戸	1節 一般事項		5.7.3 形状及び仕上げ	5.7.4 工法						
		5.1.3 改修工法	*改修工法 ⊙かぶせ工法 ・撤去工法								
		5.1.4 防火戸	*新規建具を設ける壁部分の開口の開け方及び新規建具周囲の補修工法並びにその範囲 ※図示による								
5	5.1.4 防火戸	5.1.4 防火戸	*補修範囲 ※図示による ・()	5.7.3 形状及び仕上げ	5.7.4 工法						
		5.1.4 防火戸	*防火戸の適用 ※図示による ・()								
		5.1.4 防火戸	*防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸と連動させるもの								

安城消防署厨房等改修主体工事

縮尺

A-4

図面番号

検 図

製 図

設 計

建築改修工事特記仕様書 4/10

章	項目	特記事項	備考	
5	8節 建具用金物			
	5.8.2 材質、形状及び寸法	*金物の種類及び見え掛り部の材質 ※表5.8.11による(表の特記の適用は図示による)・() *金属製建具用丁番の枚数及び大きさ ※表5.8.2による・()・図示による *樹脂製建具用丁番の枚数及び大きさ ※表5.8.3による・()・図示による *木製建具用丁番の枚数及び大きさ ※表5.8.4による・()・図示による *戸車及びレール ※表5.8.5による・()・図示による		
	5.8.3 取付け施工	*握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置 ○図示による・()		
	5.8.4 鍵	*マスターキー ○製作する・製作しない *鍵 ※3本1組とし、室名札を付ける・() 鍵箱・要・不要		
	9節 自動ドア開閉装置			
	5.9.2 性能・機構	*戸の開閉方式・()・図示による *自動ドアの開閉装置の性能 駆動装置の性能 ※表5.9.1による(引き戸用)・()・図示による 車椅子使用者用便房出入口の引き戸用駆動装置の性能 ※表5.9.2による・()・図示による 検出装置の性能 ※表5.9.3による(引き戸用)・()・図示による 引き戸用駆動装置及び引き戸用検出装置の防錆の適用 ・適用する・適用しない・図示による *引き戸用検出装置の種類・()・図示による [表5.9.4] タッチスイッチの種類・無線式タッチスイッチ・光線式タッチスイッチ 車椅子使用者用便房用操作スイッチ・大形(開・閉)押しボタンスイッチ・非接触スイッチ *凍結防止措置・要・不要		
	10節 自閉式上吊り引戸装置			
	5.10.3 性能等	*自閉式上吊り引戸装置の性能 ※表5.10.1による・()・図示による		
	11節 重量シャッター			
	5.11.2 形式及び機構	*シャッター種類・管理用シャッター・外壁用防火シャッター・屋内用防火シャッター・防煙シャッター・図示による *耐風圧強度(外壁開口部に設ける重量シャッター)・()・図示による *開閉機能による種類 ※電動式(手動併用)・手動式・図示による [表5.11.1] *安全装置 電動シャッターにおける不測の落下に備えた急降下制動装置又は急降下停止装置設置箇所 電動式シャッターにおける障害物感知装置設置箇所・図示による・() 屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構 ※(a)かつ(c)・(b)かつ(c)・図示による 設置箇所・図示による・()		
5.11.3 材料	*シャッターケース[管理用シャッター]・設置する・設置しない・図示による *スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類・()・図示による 鋼板のめっき付着量 ※Z12またはF12を満足するもの・()			
12節 軽量シャッター				
5.12.2 形式及び機構	*開閉形式 ※手動式・電動式(手動併用) [表5.12.1] *耐風圧強度・図示による・() *安全装置 電動式シャッターにおける不測の落下に備えた急降下停止装置・設置する・設置しない・図示による 電動式シャッターにおける障害物感知装置設置箇所・図示による・()			
5.12.3 材料	*スラットの材質の種類・JIS G 3312・JIS G 3322・図示による・() スラットのめっき付着量 ※JIS G3312の場合はZ06又はF06を、JIS G3322の場合はAZ90を満足・図示による *スラットの形状・インターロック形・オーバーラッピング形・図示による・()			
5.12.4 形状及び仕上げ				
13節 オーバーヘッドドア				
5.13.2 形式及び機構	*セクション材料による区分 ※スチールタイプ・アルミニウムタイプ・ファイバーグラスタイプ・図示による *JIS A 4715による風圧力による強さの区分・()・図示による *開閉方式 ※バランス式・チェーン式・電動式・図示による *収納形式・スタンダード形・ローヘッド形・ハイリフト形・パーチカル形・図示による *電動式シャッターにおける障害物感知装置設置箇所・図示による・() *ガイドレールの材料 ※溶融亜鉛めっき鋼板・ステンレス鋼板・図示による・()			
5.13.3 材料				
14節 ガラス				
5.14.2 材料	*フロント板ガラス 品種及び厚さによる種類・図示による・() 型板ガラス 厚さによる種類・図示による・() 網又は線入板ガラス 網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類○図示による・() 合わせガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びにガラスの合計厚さ・図示による・() 強化ガラス 特性による種類・Ⅰ類・Ⅱ-1類・Ⅱ-2類・Ⅲ類・図示による 形状による種類及び材料板ガラスの種類○図示による・() 厚さの呼びによる種類・図示による・() 特性による種類・Ⅰ類・Ⅲ類・図示による・() 熱線吸収板ガラス 材料板ガラスの種類、厚さによる種類・図示による・() 性能による種類・Ⅰ種・Ⅱ種・図示による・() 複層ガラス 材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、複層ガラス厚さ○図示による・() 断熱性による区分・T1・T2・T3・T4・T5・T6・図示による 日射取得性、日射遮蔽性による区分・G・S・図示による 封入気体の種類・空気・アルゴン・クリプトン・ネオン・図示による 熱線反射ガラス 材料板ガラスの種類・図示による・() 厚さによる種類・6mm・8mm・10mm・12mm・図示による・() 日射熱遮蔽性による種類・1種・2種・3種・図示による・() 倍強度ガラス 材料板ガラスの種類・図示による・() 厚さの呼びによる種類・6mm・8mm・10mm・12mm・図示による・()			
5.14.3 ガラス溝の寸法、形状等	*ガラス留め材 ○シーリング材・ガasket(用途による区分)・()・図示による・() *板ガラスをはめ込む溝の大きさ ※建具の製造所の仕様による・()			
5.14.5 ガラスブロック積み	*材料 ガラスブロック 表面形状、呼び寸法及び厚さ ※図示による・() 壁用金属枠及び補強材 ※図示による・() 力骨の材質、寸法及び形状 ※ステンレス鋼(SUS304)製径5.5mmのはしご状複筋及び単筋・()・図示による シーリング材の種類・図示による・() 金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状・図示による・() *工法 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法・図示による・() 目地幅 平積み・()mm ※8mm以上15mm以下・図示による 曲面積み・()mm ※外側15mm以下、内側6mm以上・図示による 伸縮調整目地位置・()m以下ごと ※6m以下ごと 伸縮調整目地部の横力骨の納まり ※ガラスブロック製造所の仕様・図示による			

章	項目	特記事項	備考
6	3節 既存壁の撤去及び下地補修		
	6.3.2 工法	*間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 ○モルタル塗り[4.3.10]・()・図示による ※間伐材 樹種 ○杉(愛知県内産、長野県下伊那郡根羽村産、その他安城市交流自治体地域産)	
	6.5.1 一般事項	*超自動機械かんな、サンダー等による表面仕上げの場合・()・図示による	[表6.5.1]
	6.5.2 木材	*含水率 ※A種・B種 *製材 「JAS 1083(製材)」による製材 下地用製材 寸法、含水率及び保存処理 ※図示による 等級・図示による ※2級 造作用製材 等級、寸法、含水率及び保存処理 ※図示による 板材における等級 ※枠、額縁、敷居、鴨居、框の類の見掛り面は上小節、それ以外は小節以上・図示による 広葉樹製材 寸法及び保存処理 ※図示による 等級・図示による 含水率 ※10%以下・図示による・()	
	(2)(ア)		
	(2)(イ)	「JAS 1083(製材)」以外の製材 下地、造作及び仕上げに用いる製材 寸法、材面の品質、含水率及び防虫処理 ※図示による 造作材の材面の品質の基準 ※A種・B種	[表6.5.2]
	(3)(ア)	*造作用集成材等 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 造作用集成材 品名、樹種名、見付け材面、寸法 ※図示による 見付け材面の品質 ※1等・図示による・() 化粧ばり造作用集成材 品名、樹種名、化粧薄板の厚さ、見付け材面、寸法 ※図示による 見付け材面の品質 ※1等・図示による・()	
	(3)(イ)	3(ア)以外の造作用集成材等 造作用集成材 樹種名、寸法、見付け材面の品質 ※図示による 含水率 ※15%以下・図示による・() 化粧ばり造作用集成材 樹種名、寸法、化粧薄板の厚さ、見付け材面の品質 ※図示による 含水率 ※15%以下・図示による・()	
	(4)(ア)	*造作用単板積層材 「JAS 07011(単板積層材)」に規定する造作用単板積層材 品名、寸法、表面の品質及び防虫処理 ※図示による	
	(4)(イ)	「JAS 0701」以外の造作用単板積層材 寸法、表面の品質及び防虫処理 ※図示による 含水率 ※14%以下・図示による・()	
(5)	*直交集成板 品名、強度等級、種別、接着性能(使用環境)、樹種名及び寸法 ※図示による		
(6)	*合板等 下地用合板 品名、単板の樹種名、防虫処理 ※図示による 厚さ ※5.5mm・図示による 接着の程度 ※1類・図示による 板面の品質 ※2等以上(広葉樹) ※C-D以上(針葉樹)・図示による		
7	構造用合板	品名、単板の樹種名、保存処理、防虫処理、強度等級 ※図示による 厚さ ※12mm・図示による 接着の程度 ※1類以上(湿潤箇所を除く) ※特類(湿潤箇所)・図示による 等級 ※2級以上・() 板面の品質 ※C-D以上・()	
	化粧ばり構造用合板	品名、厚さ、単板の樹種名、接着の程度、防虫処理 ※図示による 湿潤状態となる場所に使用する場合の接着の程度 ※特類 ※図示による 厚さ、接着の程度、化粧ばりに使用する単板の樹種名、防虫処理 ※図示による	
	天然木化粧合板	品名、厚さ、接着の程度、表面性能、単板の樹種名、化粧加工の方法、防虫処理 ※図示による	
	特殊加工化粧合板	品名、厚さ、接着の程度、表面性能、単板の樹種名、化粧加工の方法、防虫処理 ※図示による	
	パーティクルボード	表裏面の状態による区分 ※図示による 曲げ強さによる区分、耐水性による区分、厚さ ※15mm、13タイプ、耐水性1(Mタイプ) ※15mm、13タイプ、耐水性2(Pタイプ)・()	
	構造用パネル	品名、厚さ ※図示による Mディアムデンティファイバーボード(MDF) 表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、耐水性による区分、難燃性による区分、厚さ ※図示による	
	6.5.3 接合具等	*造作材の化粧面の釘打ち ※隠し釘打ち・釘頭埋め木・つぶし頭釘打ち・釘頭現し *諸金物の形状、寸法、材質 ※6.5.3(2)(ア)による・()・図示による	
	6.5.5 防腐・防蟻・防虫処理等	*下地木材への防腐・防蟻処理 適用部材、処理の種類 ※図示による・() 工場における薬剤の加圧注入処理等の適用部材及び保存処理性能区分 ※図示による・() 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 表面処理用木材保存剤による処理・行う・行わない 薬剤の種類、適用部材 ※図示による・() 処理の方法 ※薬剤の製造所の仕様による・()・図示による 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理・図示による・行う()・行わない() 合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理・図示による・行う()・行わない() *防虫処理・図示による・行う()・行わない()	
	6.5.6 RC造等の内部間仕切軸組及び床組	*不燃材料、準不燃材料又は難燃材料の使用 ※図示による・() *間仕切軸組に用いる木材・杉・松・() *床組に用いる木材(土間スラブ類の土台、転ばし大引、転ばし根太)・ひのき・保存処理木材・() 床組に用いる木材(上記以外)・杉・松・()	
	6.5.7 窓、出入口その他	*窓、出入口その他に用いる木材 吊元枠、水掛りの下枠、敷居 ※ひのき・()・図示による その他・杉・松・()・図示による	
6.5.8 床板張り	*縁甲板、上がりがまちに用いる木材 ※ひのき・()・図示による		
6.5.9 壁及び天井下地	*木材・杉・松・()・図示による		
6節 軽量鉄骨天井下地			
6.6.2 材料	*野縁等の種類 屋内 ※19形・25形 ○図示による 屋外 ※19形 ※25形・図示による	[表6.6.1]	
6.6.3 形式及び寸法	*屋外の野縁受、吊りボルト、インサートの間隔・()mm・図示による *屋外の野縁間隔・()mm・図示による		
6.6.4 工法	*既存埋込インサートの使用 ○使用する・使用しない・図示による・() *あと施工アンカーの引抜き試験・行う○行わない・図示による *引張試験の箇所数及び確認強度 ※6.6.4(1)(ウ)による・図示による・() *開口部等の補強方法 ※図示による・()		
8	1節 一般事項		
	6.1.3 他の部位との取合い等	*既存間仕切壁の撤去に伴う天井、壁、床の改修範囲 ※壁厚程度・図示による *天井内の既存壁撤去に伴う天井改修範囲 ※壁面から両側600mm程度・図示による *天井撤去に伴う壁面の改修 ※既存のまま・図示による	
	2節 既存床の撤去・下地補修		
6.2.2 工法	*ビニル床シート等の除去における下地モルタルの撤去 ※図示による・() *合成樹脂塗床材の除去等の工法・機械的除去工法・目荒し工法・図示による		

安城消防署厨房等改修主体工事			図面番号
建築改修工事特記仕様書 5/10			縮尺 A-5
検	製	設	

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考		
6	7節 軽量鉄骨壁下地	*天井のふとところが3mを超える場合の補強方法 ※ 図示による ()		改修工事	14節 壁紙張り	*壁紙の種類 ※ 図示による ()			
	6.7.3 形式及び寸法	*天井下地材の耐震性を考慮した補強方法 ※ 図示による ()			6.14.2 材料	*防火性能 ※ 図示による ()			
	6.7.4 工法	*耐風圧性を考慮した補強方法(屋外軒天井、ピロティ天井等) ※ 図示による ()			6.14.3 施工	*モルタル面及びせつこうフラスター面の素地ごしらえ 種別 ・ A種 ※ B種 [表6.14.1]			
	8節 ビニル床シート等張り	6.8.2 材料	(ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り)		*ビニル床シート 種類の記号 ※ FS () ○ 図示による	*ビニル床タイル 種類の記号 ※ KT () ○ 図示による	*モルタル ○ 現場調査材料 ・ 既調査材料() ・ 図示による	*既製目地材 ・ 使用する(形状:) ・ 使用しない ・ 図示による	*壁面の場合で、仕上げ厚又は全塗り厚が6.15.4(3)の規定を満足しない場合 ・ 図示による
	6.8.3 工法	*ビニル床シート 厚さ ※ 2.0mm () ・ 図示による	*ビニル床タイル 厚さ ※ 2.0mm () ・ 図示による		*特殊機能床材	*ゴム床タイル 色柄、種類、厚さ、寸法等 ・ 図示による ()	*タイルの見本焼き ・ 有 ※ 無 () ・ 図示による	*タイル	*タイル
	6.8.3 工法	*ビニル床シート、ビニル床タイル用の接着剤種別[下地がセメント系及び木質系以外の場合]	*ゴム床タイル用の接着剤種別[下地がセメント系及び木質系以外の場合] ・ 図示による ()		帯電防止床シート 種類、性能、厚さ等 ・ 図示による ()	*ビニル幅木 種類 () ○ 図示による ()	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による
	9節 カーベットの敷き	6.9.2 材料	*織じゅうたん 織り方、パイルの形状 ・ 図示による ()		帯電防止床タイル 種類、性能、寸法、厚さ等 ・ 図示による ()	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による
色柄 () ※ 模様のない無地 ・ 図示による				視覚障害者用床タイル 種類、形状 ・ 図示による ()					
6.9.4 工法	*タイルカーベットの敷き方[全面接着工法]	*タイルカーベットの敷き方[全面接着工法] 平場 ※ 市松敷き () ・ 図示による	耐動荷重性床シート 種類、厚さ等 ・ 図示による ()	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
								パイルの形状、パイル長 ・ 図示による ()	防滑性床シート 種類、厚さ等 ・ 図示による ()
10節 合成樹脂塗床	6.10.3 工法	*弾性ウレタン樹脂系 仕上げの種類 ※ 平滑 ・ 防滑 ・ つや消し ・ 図示による ()	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
								*エポキシ樹脂系 工法 薄膜流しのべ ○ 厚膜流しのべ ・ 樹脂モルタル ・ 図示による	防滑性床タイル 種類、寸法、厚さ等 ・ 図示による ()
11節 フローリング張り	6.11.2 材料	*種類 ・ 単層フローリング(・ フローリングボード1等 ・ フローリングブロック1等) ・ 複合フローリング ・ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
								*工法 ・ 釘留め(根太張り)工法 ・ 釘留め(直張り)工法 ・ 接着工法 ・ 図示による	帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
6.11.3 工法一般	6.11.4 釘留め工法	*根太張り工法	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
								フローリング	帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
6.11.5 接着工法	6.11.6 現場塗装仕上げ	*フローリング	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
								フローリングボードの樹種 () ・ 図示による	帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
6.11.6 現場塗装仕上げ	6.11.6 現場塗装仕上げ	*フローリングボードの樹種 () ・ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
								複合フローリングの種別 () ・ 図示による	帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
6.11.6 現場塗装仕上げ	6.11.6 現場塗装仕上げ	*複合フローリングの種別 () ・ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
								複合フローリングの樹種 () ・ 図示による	帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
6.11.6 現場塗装仕上げ	6.11.6 現場塗装仕上げ	*フローリングブロックの樹種、厚さ、幅及び長さ ・ 図示による ()	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
								*フローリング裏面の不陸緩衝材 ※ 合成樹脂発泡シート () ・ 図示による	帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
6.11.6 現場塗装仕上げ	6.11.6 現場塗装仕上げ	*下地調整及び塗装 下地調整 ※ 6.11.7による () ・ 図示による ()	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
								塗装 ※ 6.11.7による () ・ 図示による ()	帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
12節 畳敷き	6.12.2 材料	*畳の種類 ・ A種(畳表の記号:) ・ B種 ・ C種(畳床の記号:) ・ D種(畳床の記号:) [表6.12.1]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
								*衝撃緩和型畳の畳表 ・ C1 ・ C2 ・ 図示による	帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
13節 せつこうボード等張り	6.13.2 材料	*ボード類の種類、厚さ等 ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
								*普通合板 品名、単板の樹種名 ※ 図示による ()	帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
6.13.3 工法	6.13.3 工法	*天然木化粧合板 厚さ、化粧板に使用する単板の樹種名 ※ 図示による ()	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
								*特殊加工化粧合板 品目、厚さ、接着の程度、単板の樹種名、化粧加工の方法 ※ 図示による ()	帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
6.13.3 工法	6.13.3 工法	*防虫処理 ※ 図示による ()	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
								*天井のボードの重ね張り(ロックウール吸音板を除く) ・ 図示による ()	帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
6.13.3 工法	6.13.3 工法	*合板の張付け種別 ・ A種 ・ B種 [表6.13.3]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
								*せつこうボードの目地工法の種類 ・ 継目処理工法 ・ 突付け工法 ・ 目透し工法 [表6.13.5]	帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
6.13.3 工法	6.13.3 工法	*せつこうボードのエッジの種類(突き付け工法及び目透し工法の場合) ・ ベベルエッジ ・ スクエアエッジ ・ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
7	7.2.1 施工一般	*RB種塗替えの場合の既存塗膜の撤去範囲 ※ 劣化部分 ・ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
7.2.2 木部の下地調整	7.2.2 木部の下地調整	*木部の下地調整種別 ・ RA種 ※ RB種[不透明塗料塗り] ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.1]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
7.2.3 鉄鋼面の下地調整	7.2.3 鉄鋼面の下地調整	*鉄鋼面の下地調整種別 DP塗り以外 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.2]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
7.2.4 亜鉛めっき鋼面の下地調整	7.2.4 亜鉛めっき鋼面の下地調整	*亜鉛めっき鋼面の下地調整種別 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.3]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
7.2.5 モルタル面及びフラスター面の下地調整	7.2.5 モルタル面及びフラスター面の下地調整	*モルタル面及びフラスター面の下地調整種別 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.4]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
7.2.6 コンクリート面、ALC面、押出成形セメント面の下地調整	7.2.6 コンクリート面、ALC面、押出成形セメント面の下地調整	*コンクリート面、ALCハネル面の下地調整種別[DP塗り以外] ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.5]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
7.2.7 せつこうボード面、その他ボード面の下地調整	7.2.7 せつこうボード面、その他ボード面の下地調整	*コンクリート面[DP塗り]、押出成形セメント板面の下地調整種別 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.6]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
7.3.1 木部の素地ごしらえ	7.3.1 木部の素地ごしらえ	*木部の素地ごしらえ種別 不透明塗料塗りの場合 ※ A種 ・ B種 ・ 図示による [表7.3.1]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
7.3.2 鉄鋼面の素地ごしらえ	7.3.2 鉄鋼面の素地ごしらえ	*鉄鋼面の素地ごしらえ種別 DP塗り以外 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.3.2]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
7.3.3 亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえ	7.3.3 亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえ	*亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえ種別 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.3.3]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
7.3.4 モルタル面及びフラスター面の素地ごしらえ	7.3.4 モルタル面及びフラスター面の素地ごしらえ	*モルタル面及びフラスター面の素地ごしらえ種別 ・ RA種 ※ RB種 ・ 図示による [表7.3.4]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
7.3.5 コンクリート面、ALC面、押出成形セメント面の素地ごしらえ	7.3.5 コンクリート面、ALC面、押出成形セメント面の素地ごしらえ	*コンクリート面、ALCハネル面の素地ごしらえ種別[DP塗り以外] ・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表7.3.5]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
7.3.6 せつこうボード面、その他ボード面の素地ごしらえ	7.3.6 せつこうボード面、その他ボード面の素地ごしらえ	*コンクリート面[DP塗り]、押出成形セメント板面の素地ごしらえ種別 ・ A種 ・ B種 ・ 図示による [表7.3.6]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
7.3.7 せつこうボード面、その他ボード面の素地ごしらえ	7.3.7 せつこうボード面、その他ボード面の素地ごしらえ	*せつこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ種別 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.3.7]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
4節 錆止め塗料塗り	7.4.2 塗料種別	*鉄鋼面錆止め塗料種別[EP-G塗りの場合] ・ A ₂ 種 ※ B ₂ 種 ・ 図示による [表7.4.1]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
7.4.3 錆止め塗料塗り	7.4.3 錆止め塗料塗り	*亜鉛めっき鋼面錆止め塗料種別[SOP塗りの場合] 鋼製建具等 ※ A ₂ 種 ・ B ₂ 種 ・ C ₂ 種 ・ 図示による [表7.4.2]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
7.4.3 錆止め塗料塗り	7.4.3 錆止め塗料塗り	*鉄鋼面錆止め塗料塗り [SOP、EP-G塗り、及び錆止め塗装のままの場合] 見え掛り部(新規) ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.4.3]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
7.4.3 錆止め塗料塗り	7.4.3 錆止め塗料塗り	*鉄鋼面錆止め塗料塗り [SOP、EP-G塗り、及び錆止め塗装のままの場合] 見え隠れ部(新規) ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.4.4]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
7.4.3 錆止め塗料塗り	7.4.3 錆止め塗料塗り	*鉄鋼面錆止め塗料塗り[DP塗り(新規)の場合] ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.4.5]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
7.4.3 錆止め塗料塗り	7.4.3 錆止め塗料塗り	*亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗り[SOP及びEP-G塗りの場合] 鋼製建具等 ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.4.5]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
5節 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	7.5.2 木部SOP	*種類 [新規] ・ 図示による 屋外 ※ A種 ・ B種 ・ C種 [表7.5.1]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
7.5.3 鉄鋼面SOP	7.5.3 鉄鋼面SOP	*種類 [塗替え] 屋内 ※ A種 ※ B種 ・ C種 [表7.5.2]	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による	*タイル ※ 図示による		
									帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ()
		安城消防署厨房等改修主体工事		図面番号					
		建築改修工事特記仕様書 6/10		縮尺		A-6			
		検図		製図		設計			

章	項目	特記事項	備考	
7	7.5.4 垂鉛めっき鋼面SOP	*種別 鋼製建具塗替え ※A種 ・B種 ・C種 ・図示による それ以外の塗替え及び新規塗り ・A種 ※B種 ・C種 ・図示による	[表7.5.3]	
	6節 クリヤラッカー塗り(CL)			
	7.6.2 クリヤラッカー塗り	*種別 ・A種 ※B種 ・図示による A種の場合、工程2の適用及び着色に用いる塗料の種類 ・溶剤形着色剤 ・油性染料着色剤 ・適用しない ・図示による	[表7.6.1]	
	7節 アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)			
	7.7.2 NAD	*種別 ・A種 ※B種 ・図示による	[表7.7.1]	
	8節 耐候性塗料塗り(DP)			
	7.8.2 鉄鋼面DP	*上塗り塗料の等級 ※1級 ・2級 ・3級	[表7.8.1]	
	7.8.3 垂鉛めっき鋼面DP	*上塗り塗料の等級 ※1級 ・2級 ・3級	[表7.8.2]	
	7.8.4 コンクリート面及び押出成形セメント板面DP	*種別 ・A-1種 ・A-2種 ・B-1種 ・B-2種 ・C-1種 ・C-2種 ・図示による	[表7.8.3]	
	9節 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)			
装	7.9.2 コンクリート、押出成形セメント板、モルタル、せつこうプラスター、せつこうボード面等EP-G	*種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・図示による *塗替えのしきり止め ・図示による ・() ※[B種又はC種の場合]工程1の下塗りをしきり止めシーラー(塗料の製造所の指定するもの)とする	[表7.9.1]	
	7.9.3 木部EP-G	*種別 新規 ※A種 ・B種 ・C種 ・図示による 塗替え ・A種 ※B種 ・C種 ・図示による	[表7.9.2]	
	7.9.4 鉄鋼面EP-G	*種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・図示による	[表7.9.3]	
改	7.9.5 垂鉛めっき鋼面EP-G	*種別 ※A種 ・B種 ・C種 ・図示による	[表7.9.4]	
	10節 合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)			
修	7.10.2 合成樹脂エマルジョンペイント塗り	*種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・図示による *塗替えのしきり止め ・図示による ・() ※[B種又はC種の場合]工程1の下塗りをしきり止めシーラー(塗料の製造所の指定するもの)とする	[表7.10.1]	
	11節 ウレタン樹脂ワニス塗り(UO)			
工	7.11.2 ウレタン樹脂ワニス塗り	*種別 工程1の着色の適用 ・A種 ※B種 ・図示による 溶剤形着色剤 ・油性染料着色剤 ・適用しない ・図示による	[表7.11.1]	
	13節 木材保護塗料塗り(WP)			
事	7.13.2 木材保護塗料塗り	*種別 ・A種 ※B種 ・図示による	[表7.13.1]	
B	1節 共通事項			
	8.1.2 *本章適用上の注意			
	8.1.2 基本要品質	*耐震改修工事標準図が添付されている場合はこれを優先する。 *受注者は、レディーミストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場(以下「適マークを取得した工場」という。)から選定し、JIS A 5308(レディーミストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。 (2) JISマーク表示認証製品を製造し、適マークを取得した工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。		
	8.1.3 コンクリートの種類	*コンクリートの種類 ※I類 ・II類 ・大臣認定コンクリート() *コンクリートの種類 ・普通コンクリート ・軽量コンクリート	[表8.1.1]	
	8.1.4 コンクリートの品質	*設計基準強度(Fc) ・普通コンクリート()N/mm ² ・軽量コンクリート()N/mm ² ・図示による *コンクリートの荷卸し地点におけるスランブ ※表8.1.2による ・() ・図示による *合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ ・A種 ※B種 ・C種 ・図示による *コンクリートの仕上げの平たんさの種類 ・a種 ・b種 ・c種 ・図示による	[表8.1.4] [表8.1.5]	
	8.1.5 鉄骨製作工場	*鉄骨製作工場の加工能力等 ・() ・図示による		
	8.1.6 鉄骨製作工場における施工管理技術者	*施工管理技術者の配置 ※必要 ・不要		
	2節 材料			
	8.2.1 鉄筋	*鉄筋種類等 ※図示による ・()	[表8.2.1]	
	8.2.2 溶接金網	*鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径 ※図示による ・()		
修	8.2.4 あと施工アンカー	*あと施工アンカー ・金属系アンカー ・() *金属系アンカーの仕様 引張耐力、せん断耐力 ・図示による ・() アンカー本体の径、埋込み長さ ・図示による ・() セット方式 ※本体打込み式改良型 ・() ・図示による 接合筋の種類、径、長さ ・図示による ・() *接着系アンカーの仕様 引張耐力、せん断耐力 ・図示による ・() アンカーの種類 ※カプセル方式回転・打撃式 ・() ・図示による アンカー筋の径、埋込み長さ ・図示による ・() アンカー筋の種類 ・() ・図示による アンカー筋の新設壁内への定着長さ ・() ・図示による		
	8.2.5 コンクリートの材料及び調査	*あと施工アンカーの性能確認試験 ・行う ・行わない *セメントの種類 ※普通ポルトランドセメント ・高炉セメント(A種) ・シリカセメント(A種) ・フライアッシュセメント(A種) ・エコセメント [表8.2.3] *高炉セメントB種の適用箇所 ・() フライアッシュセメントB種の適用箇所 ・() *骨材の種類 フェロニッケルスラグ骨材 ・使用 ※使用しない 銅スラグ骨材 ・使用 ※使用しない 電気炉酸化スラグ骨材 ・使用 ※使用しない 再生骨材H(エコセメント使用) ・使用 ※使用しない *砕石、砕砂、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材、電気炉酸化スラグ骨材、再生骨材H、砂利、砂のアルカリシリカ反応性区分 ※A ・B *混和剤の種類 ・図示による ・AE剤 ・AE減水剤 ・高性能AE減水剤 ・() *混和剤の種類 ・フライアッシュ(I種) ・フライアッシュ(II種) ・フライアッシュ(IV種) ・高炉スラグ微粉末 ・シリカフューム ・膨張材 ・図示による *構造体強度補正值(S) ・図示による ※表8.2.4による *8.2.5(5)(イ)(f)①～③以外の混和材料 使用方法及び使用量 ※図示による ・() *モルタルの圧縮強度 ・() ・図示による フロー値 ・() ・図示による		
	8.2.6 構造体用モルタルの調査	*せき板の材料 ※8.2.7(1)による ・() ・図示による 合板の厚さ ※12mm ・() ・図示による		
	8.2.7 型枠の材料	*ラス型枠については、下記の仕様により使用できるものとする。 1) 使用可能部位 独立基礎、地中梁(ただし、見えがかり部、ピット内部は合板型枠とする。) 2) 鉄筋の最小かぶり厚さ ラス型枠を使用した部分の鉄筋の最小かぶり厚さは、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)5.3.6表に示す数値+10mmとするものとする。 3) コンクリートのスランブ及び打込み スランブは15cm又は18cmとする。パイプレーターを使用するときには、ラス型枠に直接当てないように注意する。 4) その他 各メーカーで仕様異なるため、それぞれの施工要領書等で確認する。		
	工	3節 鉄筋の加工及び組立		
		8.3.2 加工	*90°未満の折曲げの内法直径 ・() *種類 ※図示による ・重ね継手 ・ガス圧継手 ・機械式継手 ・溶接継手 *継手位置 ※図示による *耐力壁の鉄筋の重ね継手長さ ※40d(軽量コンクリートの場合50d)又は表8.3.2の重ね継手の長さのいずれか大きい値 ・図示による	
		8.3.4 継手及び定着	*先組み工法等で、柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一箇所にはける場合の継手の位置 ・図示による ・() *鉄筋の定着長さ ※表8.3.4による ・図示による ・() *定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 ※8.3.4(5)(イ)による ・図示による ・() *機械式定着工法の適用箇所及び種類 ・図示による ・() *帯筋組立の形、継手及び定着 ※図示による ・() *鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ ※表8.3.6による ・図示による ・()	
		8.3.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔		
		8.3.7 壁の配筋及び補強	*壁の配筋 ・() ・図示による *壁開口部の補強 ・() ・図示による *超音波探傷試験 ※行う ・行わない	
		8.3.8 ガス圧接		
4節 鉄筋の機械式・溶接継手				
8.4.2 機械式継手		*適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき ※図示による ・() *施工完了後の試験 外観試験 試験項目、試験方法 ・() ・図示による 不合格となった場合の措置 ・() ・図示による 超音波測定試験 試験対象 ・() ・図示による 不合格となった場合の措置 ・() ・図示による		
8.4.3 溶接継手		*適用箇所、性能、工法、鉄筋相互のあき ※図示による ・() *施工完了後の試験 外観試験 試験項目、試験方法 ・() ・図示による 不合格となった場合の措置 ・() ・図示による 超音波測定試験 試験対象 ・() ・図示による 不合格となった場合の措置 ・() ・図示による		
改		7節 コンクリートの運搬・打込・締固		
	8.7.7 養生	*普通エコセメント使用時の湿潤養生の期間 ()日以上		
	8.7.8 型枠工事	*外部に面するコンクリートの打増し厚さ ()mm ・図示による *シアコネクタをセパレーターとして使用する場合 ・() ・図示による *普通エコセメント使用時の型枠の最小存置期間 ・()		
	9節 軽量コンクリート			
	8.9.1 一般事項	*軽量コンクリートの適用箇所 ※図示による ・()		
	8.9.2 種類及び品質	*軽量コンクリートの種類 ・1種 ・2種 気乾単位容積質量 ・()t/m ³ [表8.9.1] *スランブ ※21cm ・() ・図示による		
	10節 暑中コンクリート			
	8.10.2 材料及び調査	*構造体強度補正值(S) ※表8.10.1による ・図示による ・()		
	11節 無筋コンクリート			
	8.11.1 一般事項	*コンクリートの種類 ※普通コンクリート ・図示による ・() *設計基準強度 ※18N/mm ² ・図示による ・() *スランブ ・15cm ・18cm ・() ・図示による		
事	12節 あと施工アンカー工事			
	8.12.4 穿孔	*埋込み配管等の探査の方法 ・()		
	8.12.7 施工確認試験	*アンカー施工後の確認試験 ※引張試験機による引張試験 ・() 1ロット ※1日に施工されたものの径及び仕様ごと ・() 試験の箇所数 ※1ロットに対して3本 ・() 確認強度 ・() ・図示による		
	13節 鉄骨工作			
	8.13.2 鉄骨の工作図	*高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による ・()		
	8.13.8 ボルト孔	*母屋又は胴縁の取付けに使用する普通ボルト孔径 ※ねじの呼び径+1.0mm ・図示による ・()		
	8.13.10 仮組	*仮組の実施 ・行う ※行わない		
	14節 高力ボルト接合			
	8.14.2 摩擦面の性能・処理	*すべり試験 ※実施しない ・実施する(試験方法等) ・() ・図示による		
	8.14.7 締付け	*ナット回転法の場合で、「JIS高力ボルト長さ」>「ねじの呼びの5倍」の場合の回転量 ※図示による ・()		
15節 溶接接合				
8.15.3 技能資格者	*技量付加試験 ・行う ※行わない ・図示による			
8.15.4 溶接の準備	*開先の形状 ※図示による ・()			
8.15.7 溶接施工	*エンドタブを切断する箇所及び切断範囲 ※図示による ・() *切断面の仕上げ ※グラインダー仕上げ[粗さ100µmRz程度以下、ノッチ深さ1mm程度以下] ・図示による ・() *完全溶込み溶接 板厚が異なる場合における低応力高サイクル疲労を受ける部位 ※図示による ・() スカラップの形状 ※図示による			

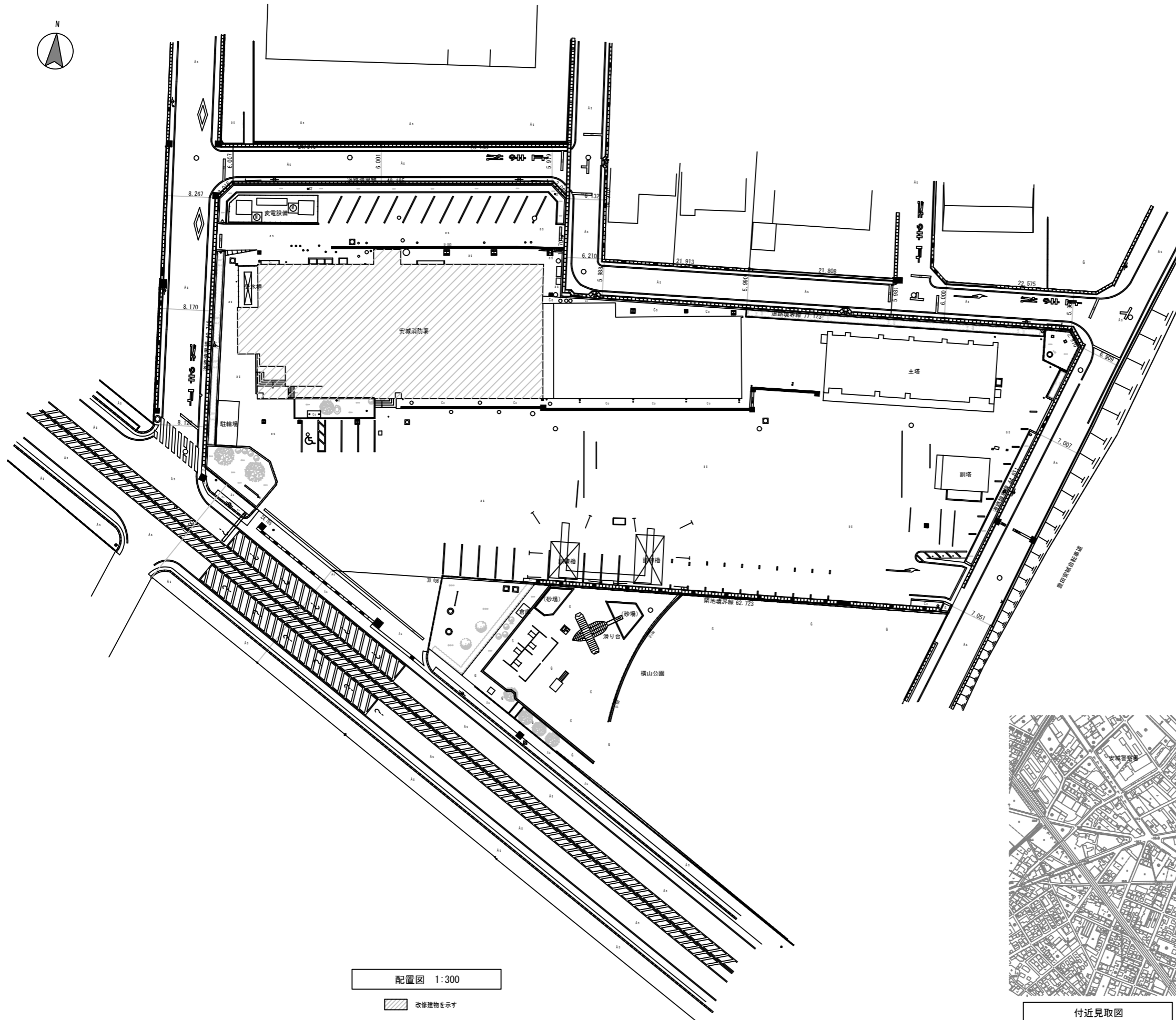
章	項目	特記事項	備考
8	8.2.8 鋼材	*スリーブの材種 ・鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管 ・溶融亜鉛めっき鋼板 ・つば付き鋼板 ・図示による [表8.2.6] *種類、形状、寸法 ※図示による ・()	
	8.2.9 高力ボルト	*種類 ※トルシア形高力ボルト ・JIS形高力ボルト ・溶融亜鉛めっき高力ボルト ・図示による ねじの呼び ※図示による ・()	
	8.2.10 溶接材料	*8.2.10(1)、(2)以外の溶接材料 ・() ・図示による	
	8.2.11 スタッド	*スタッドの種類 ・() ・図示による	
	8.2.12 柱底均しモルタル及びグROUT材	*柱底均しモルタル ※無収縮モルタル(8.2.12(1)による) ・() ・図示による	
	8.2.13 連続繊維シート及び含浸接着樹脂等	*材料、工法、引張強度、ヤング係数 ・図示による ・()	
	8.2.14 鋼材の材料試験等	*板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験 ・行う ・行わない	
	8.2.15 基礎工事に用いる材料	*砂利地業に使用する砂利 ・再生クラッシュラン ・切込砂利 ・切込砕石 ・図示による *砂地業に使用する砂 ・山砂 ・川砂 ・砕砂 ・() ・図示による *捨コンクリート地業に使用するコンクリート ※表8.1.1のコンクリート ・図示による ・() *杭の材料 ※図示による ・() *杭に継手を設ける場合の継手の箇所数、材料、工法等 ※図示による ・()	
	3節 鉄筋の加工及び組立		
	8.3.2 加工		
8.3.4 継手及び定着			
耐	8.3.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔		
	8.3.7 壁の配筋及び補強		
	8.3.8 ガス圧接		
	4節 鉄筋の機械式・溶接継手		
	8.4.2 機械式継手		
	8.4.3 溶接継手		
	7節 コンクリートの運搬・打込・締固		
	8.7.7 養生		
	8.7.8 型枠工事		
	9節 軽量コンクリート		
8.9.1 一般事項			
8.9.2 種類及び品質			
10節 暑中コンクリート			
8.10.2 材料及び調査			
11節 無筋コンクリート			
8.11.1 一般事項			
12節 あと施工アンカー工事			
8.12.4 穿孔			
8.12.7 施工確認試験			
13節 鉄骨工作			
8.13.2 鉄骨の工作図			
8.13.8 ボルト孔			
8.13.10 仮組			
14節 高力ボルト接合			
8.14.2 摩擦面の性能・処理			
8.14.7 締付け			
15節 溶接接合			
8.15.3 技能資格者			
8.15.4 溶接の準備			
8.15.7 溶接施工			
検	安城消防署厨房等改修主体工事		図面番号
	建築改修工事特記仕様書 7/10	縮尺	A-7
	検 製 設		

章	項目	特記事項	備考
8	8.15.12 溶接部の試験	*「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」第二号に関する試験方法等 ・ 図示による ・ () *「鉄骨精度検査基準」の付表3「溶接」に関する試験方法等 ・ 図示による ・ () *完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※ 行う ・ 行わない	
	17節 鉄骨の錆止め塗装		
	8.17.2 塗装の範囲	*耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ※ 図示による ・ () 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ※ 8.17.2(1)(ア)～(オ)以外の範囲 ・ 図示による ・ ()	
	8.17.4 塗料の種類	*SRC造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面 ・ 図示による ※ 表7.4.1のA ₀ 種 ・ () *耐火被覆材が接着する面 ・ () ・ 図示による	
	18節 耐火被覆		
	8.18.2 耐火被覆の種類等	*耐火被覆の種類 ※ 図示による ・ () ※ 耐火材吹付け ・ 耐火板張り ※ 耐火材巻付け ・ ラス張りモルタル塗り ・ 耐火塗料 ・ () *材料及び工法等 ※ 図示による ・ ()	
	8.18.3 耐火被覆の性能、品質等	*耐火被覆の耐火性能 ※ 図示による ・ ()	
	20節 溶融亜鉛めっき工法		
	8.20.5 溶融亜鉛めっき高力ボルト接合	*摩擦面の処理方法等 ・ プラスト処理 ・ リン酸塩処理 ・ () ・ 図示による	
	21節 現場打ちRC壁の増設工事		
	8.21.2 既存部分の撤去等	*既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・ 図示による ・ () *工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・ 図示による ・ () *既存構造体の撤去範囲 ※ 図示による ・ () *はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※ 図示による ・ ()	
	8.21.3 既存部分の処理	*打継ぎ面となる範囲の既存構造体コンクリート面の目荒しの程度 ※ 図示による ・ ()	
	8.21.6 鉄筋の加工及び組立	*割裂補強筋の仕様 ※ 図示による ・ ()	
	8.21.8 コンクリートの打込み	*コンクリート打込み工法 ・ 流込み工法 ・ 圧入工法 ・ 図示による ・ ()	
	8.21.9 既設構造体との取合い	*既存構造体と増設壁との取合いの処理方法 ※ グラウト材の注入 ・ 図示による ・ () *増設壁工事後の仕上げ ※ 図示による ・ ()	
	8.21.10 仕上げ		
	22節 鉄骨フレースの設置工事		
8.22.2 既存部分の撤去等	*既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・ 図示による ・ () *工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・ 図示による ・ () *既存構造体の撤去範囲 ※ 図示による ・ () *はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※ 図示による ・ () *目荒しの程度 ※ 図示による ・ () *割裂補強筋の仕様 ※ 図示による ・ () *フレース設置工事後の仕上げ ※ 図示による ・ ()		
8.22.3 既存部分の処理			
8.22.7 既存構造体との取合い			
8.22.9 仕上げ			
23節 柱補強工事			
8.23.2 既存部分の撤去等	*既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・ 図示による ・ () *工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・ 図示による ・ () *既存構造体の撤去範囲 ※ 図示による ・ () *はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※ 図示による ・ () *目荒しの程度 ※ 図示による ・ ()		
8.23.3 既存部分の処理			
8.23.5 溶接金網巻工法及び溶接閉鎖フープ巻工法	*コンクリート及び構造体用モルタルの打ち込み ・ 流込み工法 ・ 圧入工法 ・ 図示による		
8.23.6 鋼板巻・帯巻巻付工法	*鋼板等の加工 柱頭及び柱脚に隙間を設ける場合 ※ 図示による ・ ()		
8.23.7 仕上げ	*補強工事後の仕上げ ※ 図示による ・ ()		
24節 連続繊維補強工事			
8.24.4 既存部分の撤去等	*既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・ 図示による ・ () *工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・ 図示による ・ () *既存構造体の撤去範囲 ※ 図示による ・ () *はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※ 図示による ・ ()		
8.24.6 施工	*下地処理 ひび割れ部の改修工法種類 ・ 4.1.4による樹脂注入工法 ・ 図示による ・ () 面取りの大きさ(柱及び梁の隅角部) ※ 図示による ・ () *引張強度試験 ・ 行う(試験数量:) ・ 行わない *付着強度試験 ・ 行う(試験数量:) ・ 行わない *補強工事後の仕上げ ※ 図示による ・ ()		
8.24.7 仕上げ			
25節 耐震スリット新設工事			
8.25.2 施工	*スリット幅及び深さ ※ 図示による ・ () *既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・ 図示による ・ () *工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・ 図示による ・ () *充填材の挿入及び周囲補修等 耐火材の使用箇所及び仕様 ※ 図示による ・ () 遮音材の使用箇所及び仕様 ※ 図示による ・ () *既存部分の撤去部の補修 ※ 撤去材と同一材で補修 ・ 監督職員との協議による ・ ()		
26節 免震改修工事			
8.26.5 既存部分の撤去等	*既存部分がRC又はSRCの場合の既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・ 図示による *工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・ 図示による ・ () *既存構造体の撤去範囲 ※ 図示による ・ () *はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※ 図示による ・ () *既存杭の撤去範囲及び撤去方法 ※ 図示による ・ ()		
8.26.6 既存部分の処理	*打継ぎ面となる範囲の既存構造体コンクリート面の目荒しの程度 ※ 図示による ・ () *既存杭の杭頭部等の処理 ※ 図示による ・ ()		
8.26.7 支承材・減衰材	*支承材又は減衰材の材質、諸元 ※ 図示による ・ () *性能確認試験の項目及び数量 ・ () ・ 図示による *製品検査における項目、内容、判定基準、検査頻度等 ・ 図示による ・ () *防錆処置 ・ () ・ 図示による		
8.26.10 支承材又は減衰材の設置	*支承材又は減衰材の設置位置の寸法許容差 ・ () ・ 図示による *割裂補強筋の適用 ・ 適用する ・ 適用しない *コンクリート打込み工法 ・ 流込み工法 ・ 圧入工法 ・ 図示による		
8.26.13 仕上げ	*支承材又は減衰材設置後の仕上げ ・ 図示による ・ ()		
8.26.14 耐火被覆	*支承材への耐火被覆の適用 ・ 適用しない ・ 適用する(仕様:) ・ 図示による		
8.26.15 免震EXP-J	*免震部分周囲のエキスパンションジョイントの仕様、工法等 ※ 図示による ・ ()		
8.26.16 検査	*検査の項目及び数量 ・ () ・ 図示による		
8.26.17 維持管理要領	*記載する項目 ※ 8.26.17(2)による ・ () *地震計、下げ振り、けがき板、別置き試験体等の設置及び仕様 ※ 図示による ・ ()		

章	項目	特記事項	備考	
8	27節 制振改修工事			
	8.27.2 既存部分の撤去等	*既存鉄筋コンクリート及び既存鉄筋鉄骨コンクリートの撤去等 既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・ 図示による ・ () 工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・ 図示による ・ () 既存構造体の撤去範囲 ※ 図示による ・ () はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※ 図示による ・ () *既存鉄骨の撤去範囲及び撤去方法 ※ 図示による ・ () *既存鉄骨の処置 ※ 図示による ・ ()		
	8.27.3 既存部分の処理	*打継ぎ面となる範囲の既存構造体コンクリート面の目荒しの程度 ※ 図示による ・ ()		
	8.27.4 減衰材	*減衰材の材質、諸元 ※ 図示による ・ () *性能確認試験の項目及び数量 ・ () ・ 図示による		
	8.27.6 減衰材の設置	*製品検査における項目、内容、判定基準、検査頻度等 ・ 図示による ・ () *防錆処置 ・ () ・ 図示による 設置位置の寸法許容差 ・ 図示による ・ () *割裂補強筋の適用 ・ 適用する(仕様 ※ 図示による) ・ 適用しない *コンクリート打込み工法 ・ 流込み工法 ・ 圧入工法 ・ 図示による		
	8.27.8 仕上げ	*減衰材設置後の仕上げ ・ 図示による ・ ()		
	8.27.9 検査	*検査の項目及び数量 ・ 図示による ・ ()		
	28節 土工事及び地業工事			
	8.28.2 既存杭の撤去等	*既存杭の撤去範囲及び撤去方法 ※ 図示による ・ () *既存杭の杭頭部等の処理 ※ 図示による ・ () *既存杭の補強 ※ 図示による ・ () *既存杭の健全性を確認する試験 ・ 行う ・ 行わない		
	8.28.3 土工事	*埋戻し及び盛土の材料、工法 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 図示による [表8.28.1] *処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。 *建設発生土の有無 ・ 有 ・ 無 *建設発生土の処理 ・ 構内搬出(関係法令に従い適切に処理) (搬出先名称(所在地):) (片道運搬距離(km):) (片道運搬時間(時間):) (搬出先条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報):)		
	8.28.4 地業工事	*構内敷き均し 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。 *試験杭の位置 ※ 図示による 本数 ※ 図示による ・ () 本 寸法 ・ () m *試験杭の施工方法 ※ 図示による ・ () *杭の載荷試験 ・ 鉛直載荷試験 ・ 水平載荷試験 試験杭の位置、本数、積載荷重 ※ 図示による ・ () 8.28.4(2)(イ)以外の報告書の記載事項 ・ () *地盤の載荷試験 ・ 平板載荷試験 ・ 行わない 載荷荷重 ※ 図示による ・ () 8.28.4(2)(イ)以外の報告書の記載事項 ・ () *杭地業の工法 ※ 図示による ・ () *支持層の位置、土質、杭の根入れ長さ、水平方向の位置ずれの精度 ※ 図示による ・ () *杭の寸法 ※ 図示による ・ () *技能資格者の技量及び溶接部の確認 ・ () ・ 図示による *杭頭処理 ※ 図示による ・ () ・ 無し *本杭の施工方法 ※ 図示による ・ () *記録する施工状況等 ・ () ・ 図示による *砂利及び砂地業 範囲 ※ 図示による 厚さ ※ 60mm ・ () mm ・ 図示による *捨コンクリート 範囲 ※ 図示による 厚さ ※ 50mm ・ () mm ・ 図示による		
	9	1節 石綿含有建材の除去工事		
	9.1.1 一般事項	*大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること *石綿含有建材除去後の仕上げ工事 ※ 図示による ・ () *石綿粉じん濃度測定 ・ 行う (行わない) 測定時期 測定場所 測定箇所数 備考 処理作業前 ① 施工区画周辺又は敷地境界 4方向各1点 注1)注4) ② セキュリティゾーン入口 1点 空気の流れを確認注1) 処理作業中 ③ 集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合) 1点 集じん・排気装置の性能確認注1) ④ 施工区画周辺又は敷地境界 4方向各1点 注1) 処理作業後 ⑤ 処理作業室(隔離された区域)内 2点 注2) 隔離シート撤去前 注3) 注1) 速報値で10f/L以上検出された場合は、直ちに作業を中止し、その原因を確認すること。 注2) 各施工箇所ごとの室面積が10㎡以下の場合は1点、50㎡までは2点、300㎡以下までは3点とする。 300㎡を超えるものは、300㎡ごとに1測定点を追加する。 注3) 粉じん測定は、粉じん飛散抑制剤を散布した翌日とし、速報値で10f/L以下であることを確認した後、シートの撤去を行うこと。 注4) 処理作業前の測定については、監督員との協議による。 *石綿則第6条による隔離措置と「同等以上の効果を有する措置」により除去等作業を行う場合、上表のうち、①及び④を実施する。 *粉じん濃度測定結果報告書の提出部数 ※ 2部 ・ () 部 *石綿作業主任者は、法令に基づき、労働者の指揮、作業方法の指導等、必要な措置を行うこと。 特に、主たる工事が石綿対策工事の場合は、自社所属の石綿作業主任者を選任すること。 *監督職員等の保護具、保護衣等は、受注者が無償で準備すること。		
	環境配慮改修工事	9.1.2 除去工事共通事項		
		安城消防署厨房等改修主体工事	図面番号	
		建築改修工事特記仕様書 8/10	縮尺	A-8
	検図	製図	設計	

章	項目	特記事項	備考																	
9	9.1.3 石綿含有吹付け材の除去	*除去工法 ※ 図示による () *除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ※ 湿潤化 ・ 固化 ・ 図示による *除去した石綿含有吹付け材等の処分方法 ・ 9.1.3(3)(イ)(a)による ・ 9.1.3(3)(イ)(b)による																		
	9.1.4 石綿含有保温材等の除去	*除去工法 ※ 図示による () *除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置 ※ 湿潤化 ・ 固化 ・ 図示による *除去した石綿含有保温材等の処分方法 ・ 9.1.3(3)(イ)(a)による ・ 9.1.3(3)(イ)(b)による																		
	9.1.5 石綿含有成形板等の除去	*養生シート () *除去した石綿含有成形板(石綿含有せつこうボードを除く)の処分 ・ 使用しない ・ 埋立処分 ・ 中間処分 ・ 図示による																		
	9.1.6 石綿含有仕上塗材の除去	*除去方法 ※ 図示による () *除去した石綿含有成形板の処分 ・ 埋立処分 ・ 中間処分 ・ 図示による *汚泥としての処理の必要有無 ・ 無 ()																		
	2節 外断熱改修工事																			
	9.2.2 材料	*断熱材の種類及び厚さ ※ 図示による () *外装材の種類及び防火性能 ※ 図示による ()																		
	9.2.3 既存外壁の処置	*仕上材の撤去 ※ 図示による () *下地面の清掃 ※ 図示による ()																		
	9.2.4 工法	*断熱材設置部分の下地に欠損部がある場合の改修工法の種類 ※ 図示による () (4.1.4) *建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 () *不陸等の下地調整 ※ 図示による () *断熱材の施工 ※ 図示による () *外装材の施工 ※ 図示による () *通気層の有無、厚さ ※ 図示による () *外装材の外壁への取り付け ※ 図示による ()																		
	3節 断熱・防露改修工事																			
	9.3.2 断熱材打込み工法	*断熱材の種類及び厚さ ※ 図示による ()																		
9.3.3 断熱材現場発泡工法	*断熱材の種類 ・ 図示による () ・ A種1 ・ A種1H *吹付け厚さ ()mm ・ 図示による ()																			
9.3.4 断熱材後張り工法	*断熱材の種類及び厚さ ※ 図示による () 断熱材に石膏ボード等を張り付けたパネルを使用する場合 ※ 図示による () *工法 後張りした断熱材に直接ボードの張付けを行う場合の断熱材への張付け工法 ※ 図示による () 断熱材に石膏ボード等を張り付けたパネルを使用する場合 ※ 図示による ()																			
4節 屋上緑化改修工事																				
9.4.2 材料	*芝及び地被類の種類等 ※ 図示による () *見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※ 図示による ()																			
9.4.3 工法	*建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※ 図示による () *かん水装置の設置及び種類 ※ 図示による () *既存保護層等の撤去工法 ※ 図示による ()																			
9.4.4 新植芝及び地被類の枯補償	*枯補償の期間 ※ 引渡しの日から1年 ()																			
5節 透水性アスファルト舗装改修工事																				
9.5.2 既存舗装の撤去及び再利用	*既存舗装の撤去 ・ 行わない ・ 行う ※ 図示による () *既存舗装の再利用 ・ 行わない ・ 行う ※ 図示による ()																			
9.5.3 路床	*凍上抑制層の適用及び厚さ ※ 図示による () *透水性舗装に用いるフィルター層厚さ ※ 図示による () *路床安定処理の適用及び方法 ※ 図示による () *盛土材料の種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ※ 図示による () [表8.28.1] *凍上抑制層の材料 ※ 図示による () *砂の粒度試験 ・ 行わない ・ 行う () *路床安定処理用添加材料 ・ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 ・ 図示による ・ 生石灰特号 ・ 生石灰1号 ・ 消石灰特号 ・ 消石灰1号 [表9.5.2] *添加材料による路床安定処理 CBR ※ 図示による ()																			
9.5.4 路盤	*路床土のCBR試験 ・ 行わない ・ 行う () *路床締め度試験 ・ 行わない ・ 行う () *現場CBR試験 ・ 行わない ・ 行う () *路盤の厚さ ※ 図示による () [表9.5.3] *路盤材料種別 ・ 図示による ()																			
9.5.5 舗装の構成及び仕上り	*舗装の構成 ※ 図示による () *舗装の平坦性 ※ 著しい不陸がないもの ()																			
9.5.9 試験	*開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない																			
その他	特定建設資材の再資源化等 *建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事に於ける特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html[建築工事事務の手引-関連様式]から入手可能。(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																			
別表1 建築物に係る解体工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 建築設備、内装材等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根ふき材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 外装材、上部構造部材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他 ()</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	※ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	※ 手作業と機械作業の併用	・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
工程	作業内容	分別・解体等の方法																		
・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																		
・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																		
・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	※ 手作業と機械作業の併用																		
・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	※ 手作業と機械作業の併用																		
・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																		

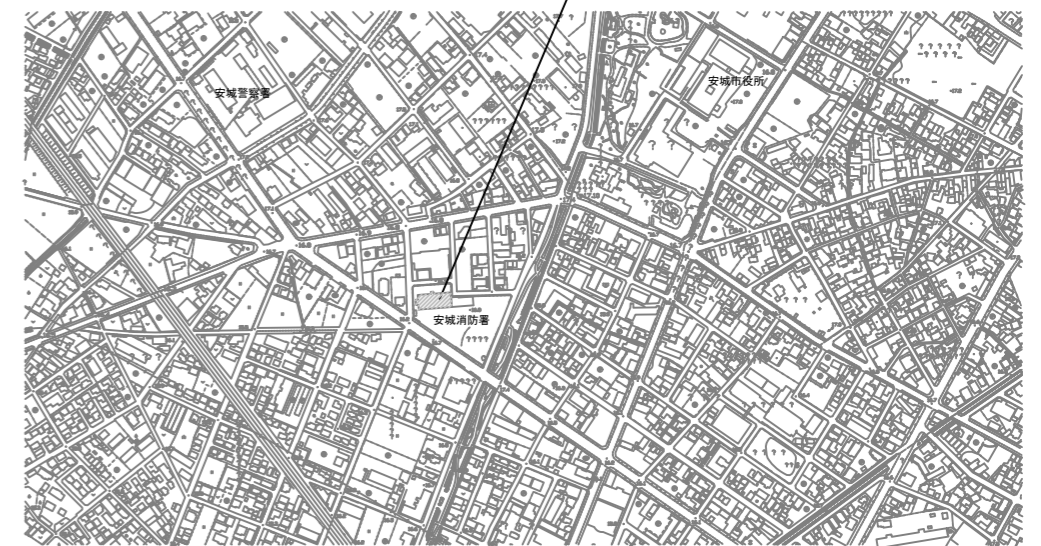
章	項目	特記事項	備考																					
そ	その他	*別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 造成等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 上部構造部分、外装</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 建築設備、内装等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他 ()</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	※ 手作業と機械作業の併用	・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
		工程	作業内容	分別・解体等の方法																				
		・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
		・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	※ 手作業と機械作業の併用																				
		・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用																				
		・ 屋根	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
		・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
		・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
		*別表3 建築物以外のものである解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 仮設</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 土工</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体工事</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体付属品</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他 (さく、照明器具)</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 仮設	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 土工	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎	・ 有 ・ 無	※ 手作業と機械作業の併用	・ 本体工事	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他 (さく、照明器具)	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用			
工程	作業内容	分別・解体等の方法																						
・ 仮設	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 土工	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 基礎	・ 有 ・ 無	※ 手作業と機械作業の併用																						
・ 本体工事	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ その他 (さく、照明器具)	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
*別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 木材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 発生土</td> <td>・ リサイクルプラント</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	・ コンクリート			・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材			・ アスファルト・コンクリート			・ 木材			・ 発生土	・ リサイクルプラント							
廃棄物の種類	施設の名称	所在地																						
・ コンクリート																								
・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材																								
・ アスファルト・コンクリート																								
・ 木材																								
・ 発生土	・ リサイクルプラント																							
化学物質を発生する建築材料等の使用制限の原則	本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講ずること。 1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を発生する建築材料等の使用制限の原則																							
1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を発生する建築材料等の使用制限の原則	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 家具、書架、実験台、その他の什器等</td> <td>①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>③ ユリア樹脂板</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>④ 壁紙</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 保温材、緩衝材、断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 塗料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 仕上塗材</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ないものとする。	③ ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ないものとする。	④ 壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤		⑥ 保温材、緩衝材、断熱材		⑦ 塗料		⑧ 仕上塗材						
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																							
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																							
② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ないものとする。																							
③ ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ないものとする。																							
④ 壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																							
⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤																								
⑥ 保温材、緩衝材、断熱材																								
⑦ 塗料																								
⑧ 仕上塗材																								
2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼン(以下「トルエン等」という。)を含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td>トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 塗料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 塗料																		
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																							
① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。																							
② 塗料																								
3) クロロピリホス、ダイアジノン及びフェノフカルブ(以下「クロロピリホス等」という。)を含有する防霉・防蟻剤の使用制限	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木材保存(木材の防霉・防蟻処理)剤</td> <td>クロロピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防霉・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。</td> </tr> </tbody> </table>	対策をとる建築材料等	使用制限	木材保存(木材の防霉・防蟻処理)剤	クロロピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防霉・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。																			
対策をとる建築材料等	使用制限																							
木材保存(木材の防霉・防蟻処理)剤	クロロピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防霉・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。																							
4) 可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 木工用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。	② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。																	
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																							
① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。																							
② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。																							
工事で使用する資材・機材	本工事に使用する資材・機材は、令和7年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するものほか、以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備器材等(以下「評価名簿登録品」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工場所が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員に承諾を得られたもの。(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾を得ること。) なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。																							
安城消防署厨房等改修主体工事	図面番号																							
建築改修工事特記仕様書 9/10	縮尺	A-9																						
検図	製図	設計																						



配置図 1:300

改修建物を示す

工事概要	
工事名称	安城消防署厨房等改修主体工事
建築場所	愛知県安城市横山町浜畔上111
構造	鉄筋コンクリート造3階建
延べ面積	2,008.44㎡ 消防庁舎1棟
竣工年	昭和55年
工事内容	
建築	内装仕上改修、乾式化改修
電気設備	照明設備改修
機械設備	衛生設備改修、給湯設備改修、厨房機器設備改修、配管設備改修
改修部分(1階)	車庫
改修部分(2階)	厨房、脱衣室、洗面室
改修部分(3階)	



付近見取図



Memo

有限会社小林建築設計事務所 名古屋事務所

Project. 安城消防署厨房等改修主体工事
配置図・付近見取図・工事概要
Scale. A1:1/300 A3:1/600

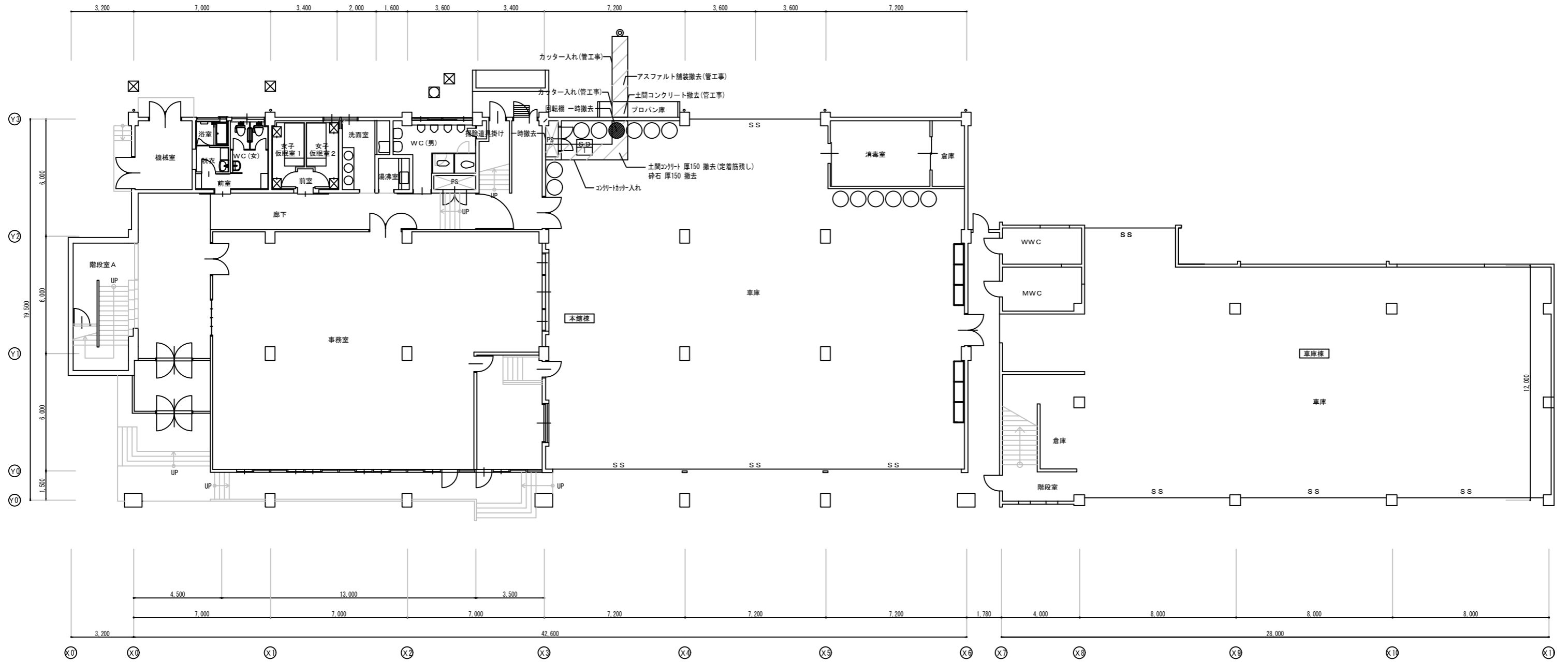
Date.

Section. No.
主体 A-/11

内部仕上表

階	室名	改修	床	FL	巾木	壁	廻縁	天井	天井高	備考・付属品
1	手書き	改修前	磁器質タイル張り 撤去 (下地処理済) 之閉シ(巾)厚100 撤去(定着剤無し)	-100	-	磁器質タイル張り存置	地止 撤去	LSG下地 FK 厚6 EP 撤去	CH-2600	天井点検口 撤去
		改修後	鋼製床下地 新設 構造用合板 厚15+12+合板厚5.5の上、ビニルシート 厚2 新設	±0	ビニル巾木 H=100 新設	既存タイル面下地調整の上、化粧タイル合板直張り 厚3 新設 LSGの上、GB-S 厚12.5、化粧タイル合板直張り 厚3 新設	地止 新設	LSG下地 FK 厚6 EP 新設	CH-2500	天井点検口 新設、天井点検口 新設
	湯沸室	改修前	磁器質タイル張り 撤去 (下地処理済) 之閉シ(巾)厚100 撤去(定着剤無し)	±0	ビニル巾木 H=100 撤去	磁器質タイル張り存置	地止 撤去	LSG下地 FK 厚6 EP 撤去	CH-2600	
		改修後	磁器質タイル張り 撤去 (下地処理済) 之閉シ(巾)厚100 撤去(定着剤無し)	±0	ビニル巾木 H=100 新設	既存タイル面下地調整の上、化粧タイル合板直張り 厚3 新設 既存タイル面下地調整の上、化粧タイル合板直張り 厚3 新設	地止 新設	LSG下地 FK 厚6 EP 新設	CH-2500	
	WC (男)	改修前	磁器質タイル張り 撤去 (下地処理済) 之閉シ(巾)厚100 撤去(定着剤無し)	-100	-	磁器質タイル張り存置	地止 撤去	LSG下地 FK 厚6 EP 撤去	CH-2600	トイレノズ 撤去、トイレノズノ洗面台 撤去、天井点検口 撤去
		改修後	磁器質タイル張り 撤去 (下地処理済) 之閉シ(巾)厚100 撤去(定着剤無し)	±0	ビニル巾木 H=100 新設	既存タイル面下地調整の上、化粧タイル合板直張り 厚3 新設 LSGの上、GB-S 厚12.5、化粧タイル合板直張り 厚3 新設	地止 新設	LSG下地 FK 厚6 EP 新設	CH-2600	トイレノズ、掃除機入アース、地直し、掃除用道具掛け 新設 トイレノズノ洗面台 新設、天井点検口 新設
	廊下	改修前	磁器質タイル張り 撤去 (下地処理済) 之閉シ(巾)厚100 撤去(定着剤無し)	±0	PSビニル巾木 H=100 撤去	磁器質タイル張り存置	地止 撤去	LSGの上のR 厚9.5下地 DR 厚12 撤去	CH-2600	天井点検口 撤去
		改修後	既存のまま	±0	PSビニル巾木 H=100 新設	PS LSGの上、GB-R 厚12.5 多彩模様塗料吹付 撤去	地止 新設	LSGの上のR 厚9.5下地 DR 厚12 新設	CH-2600	天井点検口 新設
	車庫	改修前	一部、土間コンクリート 厚150 珪矽樹脂流し展べ仕上 厚2 撤去(定着剤無し)	-600~ -900	コンクリート打直し H=300 VP	PS:GB壁下地厚150の上、珪矽塗リ金タテ 撤去	塩ビ 撤去	LSG FK 厚6 EP、ガラスノ厚50 撤去	CH-4300	回転式防火衣ロッカー 取外し、天井点検口 撤去
		改修後	一部、土間コンクリート 厚150 金ごて仕上 珪矽樹脂流し展べ仕上 厚2 新設	-600~ -900	既存のまま	PS:GB壁下地厚150の上、珪矽塗リ金タテ EP 新設	塩ビ 新設	LSG FK 厚6 EP、ガラスノ厚50 新設	CH-4300	回転式防火衣ロッカー 再取付、天井点検口 新設
2	WC (男)	改修前	磁器質タイル張り存置	-100	-	磁器質タイル張り存置	塩ビ 撤去	LSG下地 FK 厚6 EP 撤去	CH-2600	トイレノズ 撤去、トイレノズノ洗面台 撤去、天井点検口 撤去
		改修後	鋼製床下地 新設 構造用合板 厚15+12+合板厚5.5の上、ビニルシート 厚2 新設	±0	ビニル巾木 H=100 新設	既存タイル面下地調整の上、化粧タイル合板直張り 厚3 新設 PS LSGの上、GB-S 厚12.5、化粧タイル合板直張り 厚3 新設	塩ビ 新設	LSG下地 FK 厚6 EP 新設	CH-2500	トイレノズ、掃除機入アース、地直し、掃除用道具掛け 新設 トイレノズノ洗面台 新設、天井点検口 新設
	WC (女)	改修前	磁器質タイル張り存置	-100	-	磁器質タイル張り存置	塩ビ 撤去	LSG下地 FK 厚6 EP 撤去	CH-2600	
		改修後	鋼製床下地 新設 構造用合板 厚15+12+合板厚5.5の上、ビニルシート 厚2 新設	±0	ビニル巾木 H=100 新設	既存タイル面下地調整の上、化粧タイル合板直張り 厚3 新設	塩ビ 新設	LSG下地 FK 厚6 EP 新設	CH-2500	巻上機 新設
	湯沸室	改修前	磁器質タイル張り 撤去 (下地処理済)	±0	ビニル巾木 H=100 撤去	磁器質タイル張り存置	地止 撤去	LSG下地 FK 厚6 EP 撤去	CH-2500	
		改修後	磁器質タイル張り 撤去 (下地処理済)	±0	ビニル巾木 H=100 新設	既存タイル面下地調整の上、化粧タイル合板直張り 厚3 新設 既存タイル面下地調整の上、化粧タイル合板直張り 厚3 新設	地止 新設	LSG下地 FK 厚6 EP 新設	CH-2500	
	倉庫	改修前	磁器質タイル張り 撤去	±0	-	磁器質タイル張り存置	地止 撤去	LSG下地 FK 厚6 EP 撤去	CH-2500	
		改修後	磁器質タイル張り 撤去	±0	-	磁器質タイル張り存置	地止 撤去	LSG下地 FK 厚6 EP 撤去	CH-2500	
	WC (女)	改修前	磁器質タイル張り 撤去	±0	ビニル巾木 H=100 撤去	磁器質タイル張り存置	地止 撤去	LSG下地 FK 厚6 EP 撤去	CH-2500	
		改修後	磁器質タイル張り 撤去	±0	ビニル巾木 H=100 新設	既存タイル面下地調整の上、化粧タイル合板直張り 厚3 新設	地止 新設	LSG下地 FK 厚6 EP 新設	CH-2500	トイレノズ、巻上機 新設、トイレノズノ洗面台 新設、天井点検口 新設
廊下	改修前	磁器質タイル張り 撤去	±0	ビニル巾木 H=100 撤去	磁器質タイル張り存置	地止 撤去	LSGの上のR 厚9.5下地 DR 厚12 撤去	CH-2500	巻上機 撤去	
	改修後	既存のまま	±0	既存のまま	既存のまま	地止 新設	LSGの上のR 厚9.5下地 DR 厚12 新設	CH-2500	巻上機 新設	
浴室	改修前	磁器質タイル張り 撤去 (下地処理済)	-100	-	磁器質タイル張り存置	地止 撤去	LSGノバスノバネリノ厚50 撤去	CH-2600	SUS浴槽 撤去	
	改修後	磁器質タイル張り 撤去 (下地処理済)	-100	-	磁器質タイル張り存置	地止 撤去	LSGノバスノバネリノ厚50 撤去	CH-2600	SUS浴槽 新設	
脱衣室	改修前	磁器質タイル張り存置	-100	-	磁器質タイル張り存置	塩ビ 撤去	FK 厚6 EP	CH-2400 -2500	脱衣棚、天井点検口 撤去	
	改修後	鋼製床下地 新設 構造用合板 厚15+12+合板厚5.5の上、ビニルシート 厚2 新設	±0	ビニル巾木 H=100 新設	既存タイル面下地調整の上、化粧タイル合板直張り 厚3 新設 既存タイル面下地調整の上、化粧タイル合板直張り 厚3 新設	塩ビ 新設	下地調整の上 EP塗替	CH-2400 -2500	脱衣棚 新設、天井点検口、掃除用道具掛け、換気扇、換気扇、SUS、新設	
洗面室	改修前	磁器質タイル張り存置	-100	-	磁器質タイル張り存置	塩ビ 撤去	FK 厚6 EP	CH-2600		
	改修後	鋼製床下地 新設 構造用合板 厚15+12+合板厚5.5の上、ビニルシート 厚2 新設	±0	ビニル巾木 H=100 新設	既存タイル面下地調整の上、化粧タイル合板直張り 厚3 新設 LSGの上、GB-S 厚12.5、化粧タイル合板直張り 厚3 新設	塩ビ 新設	下地調整の上 EP塗替	CH-2500		
厨房	改修前	磁器質タイル張り存置	-100	-	磁器質タイル張り存置	塩ビ 撤去	LSG FK 厚6 EP、ガラスノ厚50 撤去	CH-2800	ライニング、ライニング 洗面台 撤去	
	改修後	鋼製床下地 新設 構造用合板 厚15+12+合板厚5.5の上、ビニルシート 厚2 新設	±0	ビニル巾木 H=100 新設	既存タイル面下地調整の上、化粧タイル合板直張り 厚3 新設	塩ビ 新設	LSG FK 厚6 EP、ガラスノ厚50 新設	CH-2700	ライニング、ライニング 洗面台 新設	
3	WC (男)	改修前	磁器質タイル張り存置	-100	-	磁器質タイル張り存置	塩ビ 撤去	FK 厚6 EP 撤去	CH-2600	トイレノズ 撤去、トイレノズノ洗面台 撤去、天井点検口 撤去
		改修後	磁器質タイル張り存置	±0	ビニル巾木 H=100 新設	既存タイル面下地調整の上、化粧タイル合板直張り 厚3 新設	塩ビ 新設	FK 厚6 EP 新設	CH-2600	トイレノズ、掃除機入アース、地直し、掃除用道具掛け 新設 トイレノズノ洗面台 新設、天井点検口 新設
	WC (女)	改修前	磁器質タイル張り存置	-100	-	磁器質タイル張り存置	塩ビ 撤去	FK 厚6 EP 撤去	CH-2600	トイレノズ 撤去、天井点検口 撤去
		改修後	磁器質タイル張り存置	±0	ビニル巾木 H=100 新設	既存タイル面下地調整の上、化粧タイル合板直張り 厚3 新設 PS LSGの上、GB-S 厚12.5、化粧タイル合板直張り 厚3 新設	塩ビ 新設	FK 厚6 EP 新設	CH-2600	トイレノズ 撤去、トイレノズノ洗面台 撤去、天井点検口 撤去
湯沸室	改修前	磁器質タイル張り 撤去 (下地処理済)	±0	ビニル巾木 H=100 撤去	磁器質タイル張り存置	地止 撤去	FK 厚6 EP 撤去	CH-2600		
	改修後	磁器質タイル張り 撤去 (下地処理済)	±0	ビニル巾木 H=100 新設	既存タイル面下地調整の上、化粧タイル合板直張り 厚3 新設 既存タイル面下地調整の上、化粧タイル合板直張り 厚3 新設	塩ビ 新設	FK 厚6 EP 新設	CH-2600		

<p>特記事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ビニル床シートは、東リ(株) 消臭NSTワレ同等品とする。 厨房のビニル床シートは、東リ(株) NSアクアレット同等品とする。 化粧メラミン合板 厚3は、アイカ工業(株) タフウォールS同等品とする。 ミニキッチンの取付下地は本工事とする。 衛生機器の取付下地は本工事とする。 鋼製床下地は一般施設用とし、低床タイプ・不陸対応工法とする。 既設のビニル床シート、FK、GB-R、DRはアスベスト成形板として取扱うこと。 浴室の改修タイル防水は、「田島トウキ株式会社 アスレイヤC改質アス常温複合工法 平場ZPL-1 立上りZPLY-1H」とする。 内装壁タイルについて、化粧タイル合板下地とする場合は劣化部調査を行い、必要に応じて浮き部改修(非撤去工法)をすること。 	<p>記号 名称 【防火材料認定番号】</p> <p>※防火材料は個別認定品も使用可</p> <p>GB-R : せっこうボード【9.5mm:QM-9823、12.5mm:NM-8612】</p> <p>GB-S : シーキングせっこうボード【QM-9826】</p> <p>GB-D(T) : 化粧せっこうボード(トラバーチン模様)【9.5mm:QM-9824】</p> <p>FK : けい酸カルシウム板【NM-8578】</p> <p>DR : ロックウール化粧吸音板【NM-8599】</p> <p>CB : コンクリートブロック</p>	<p>略 名</p> <p>塗料</p> <p>EP-G : つや有合成樹脂エマルションペイント塗り</p> <p>EP : 合成樹脂エマルションペイント塗り</p> <p>CL : クリヤラッカー塗り</p> <p>2-U-C : 2液形ポリウレタン樹脂ワニス塗り</p> <p>OS : オイルステイン塗り</p> <p>WP : 浸透性木材保護塗料1回塗(屋内)</p> <p>OSW : オイルステインワックス塗り</p> <p>OP : オイルペイント塗り</p> <p>AEP : 合成樹脂エマルションペイント塗り</p> <p>V-P : 塩化ビニル樹脂エナメル塗料塗り</p> <p>NAD : アクリル樹脂系非水分散系塗料塗り</p>
---	---	--



1階平面図 1/100

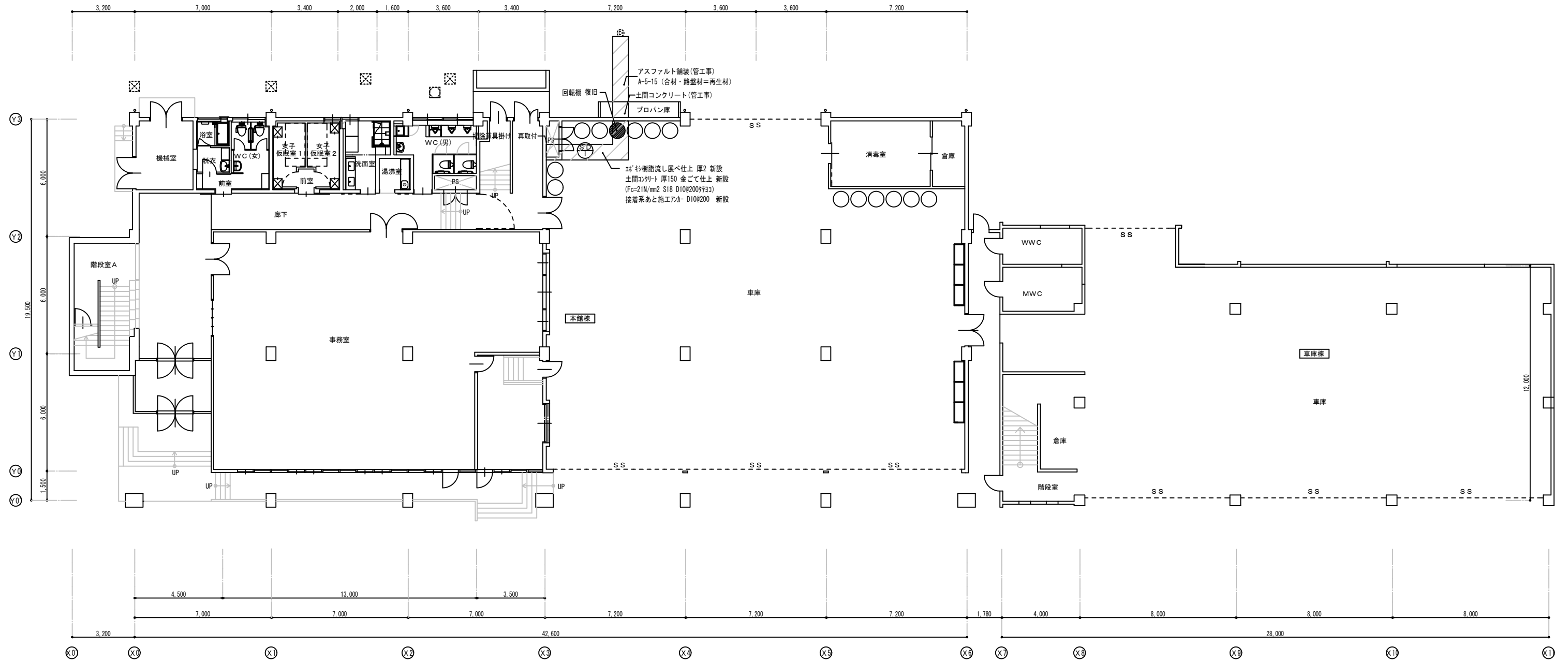
改修範囲を示す

- 凡例
- 撤去建具記号
 - 改修建具記号

Memo

有限会社小林建築設計事務所 名古屋事務所

Project.	安城消防署厨房等改修主体工事	Date.	
	改修前 1階平面図	Section. No.	主体 A-13
Scale.	A1:1/100 A3:1/200		



1階平面図 1/100

改修範囲を示す

- 凡例
- 新設建具記号
 - ⊗ 改修建具記号

Memo

有限会社小林建築設計事務所 名古屋事務所

Project.	安城消防署厨房等改修主体工事	Date.	
	改修後 1階平面図	Section. No.	主体 A-14
Scale.	A1:1/100 A3:1/200		



2階平面図 1/100

改修範囲を示す

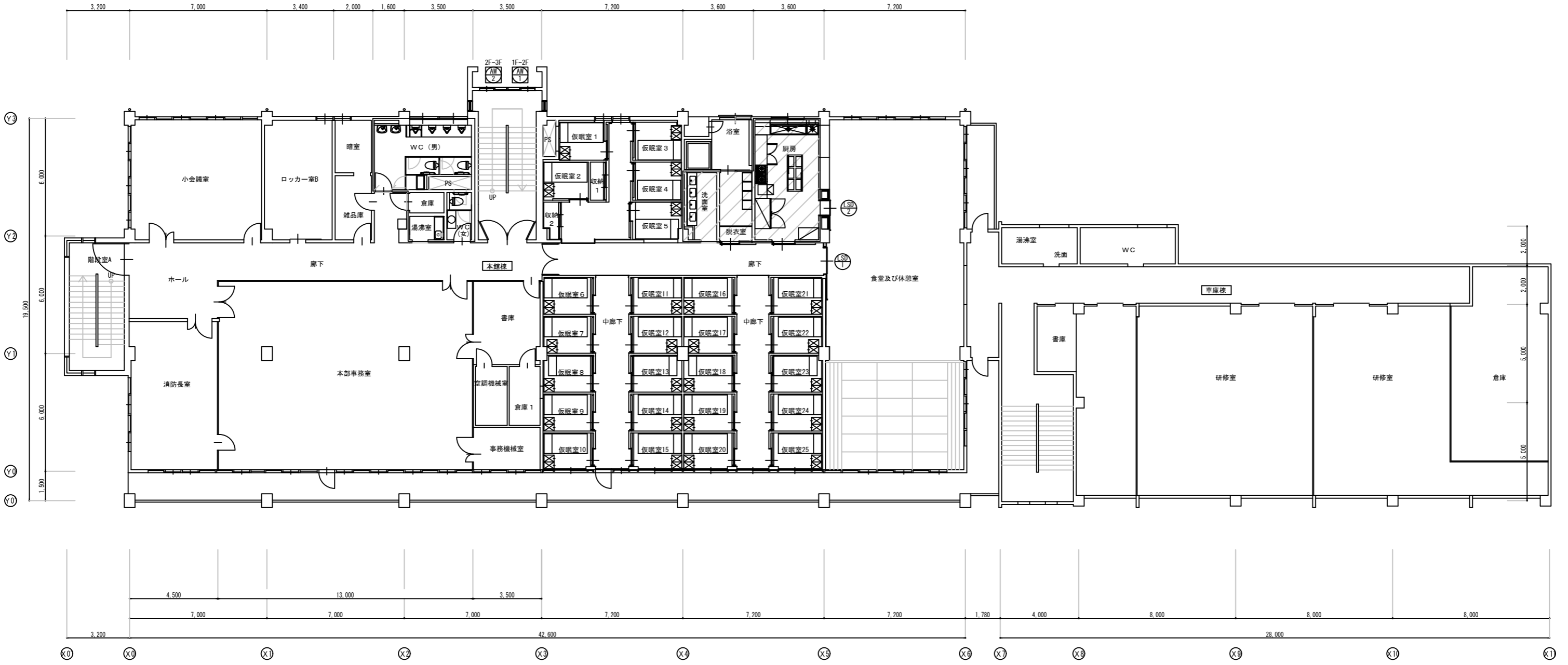
- 凡例
- 撤去建具記号
 - 改修建具記号

Memo

有限会社小林建築設計事務所 名古屋事務所

Project. 安城消防署厨房等改修主体工事
改修前 2階平面図
Scale. A1:1/100 A3:1/200

Date. _____
Section. No. 主体 A-15



2階平面図 1/100

改修範囲を示す

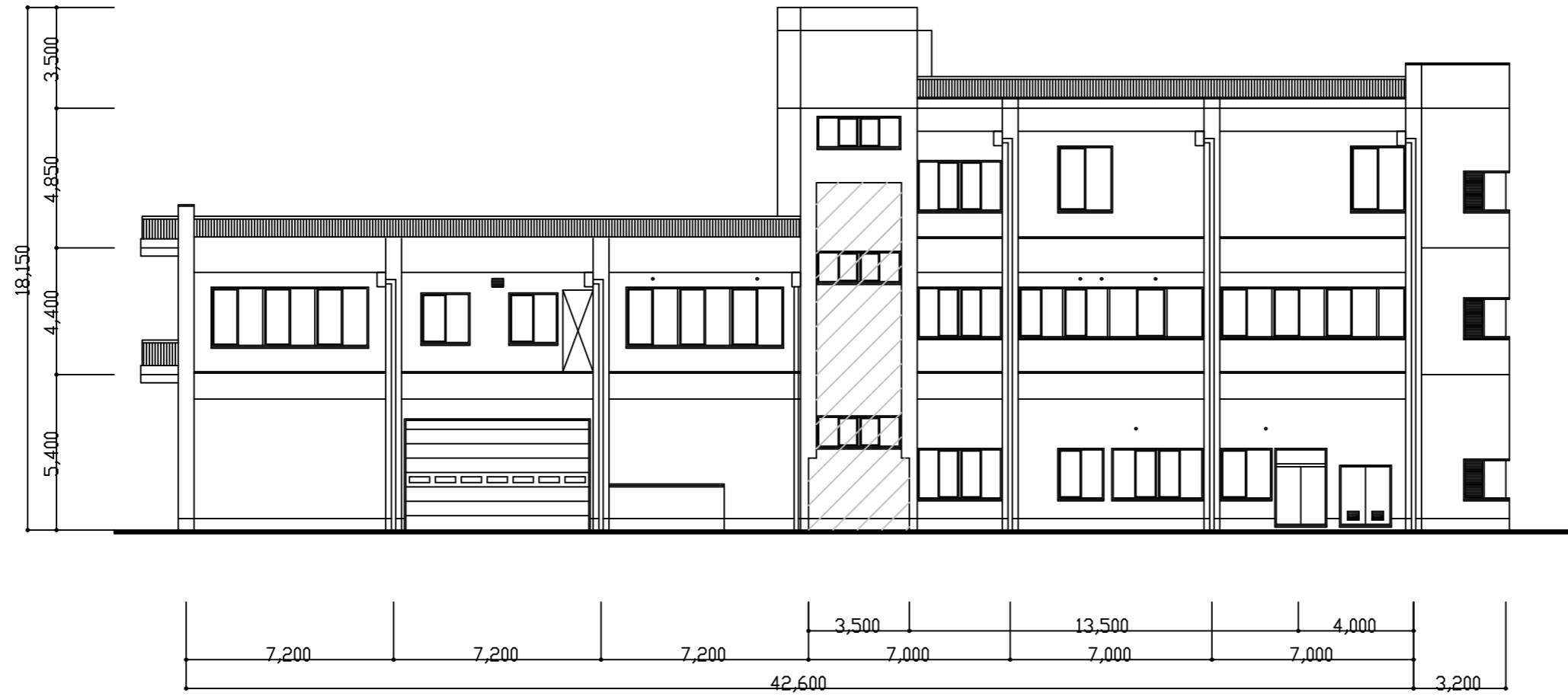
- 凡例
- 新設建具記号
 - ⊗ 改修建具記号

Memo

有限会社小林建築設計事務所 名古屋事務所

Project. 安城消防署厨房等改修主体工事
改修後 2階平面図
Scale. A1:1/100 A3:1/200

Date. _____
Section. No. 主体 A-16



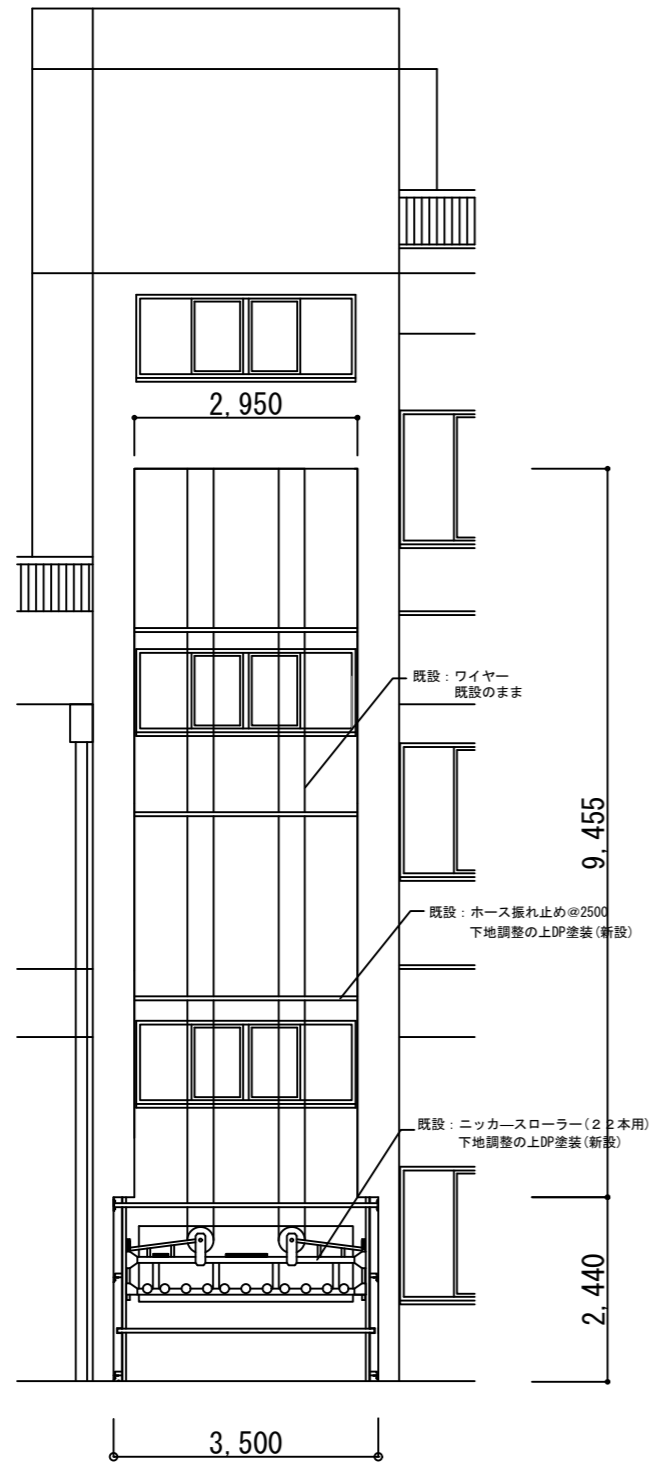
北立面図 S=1/200

改修範囲を示す

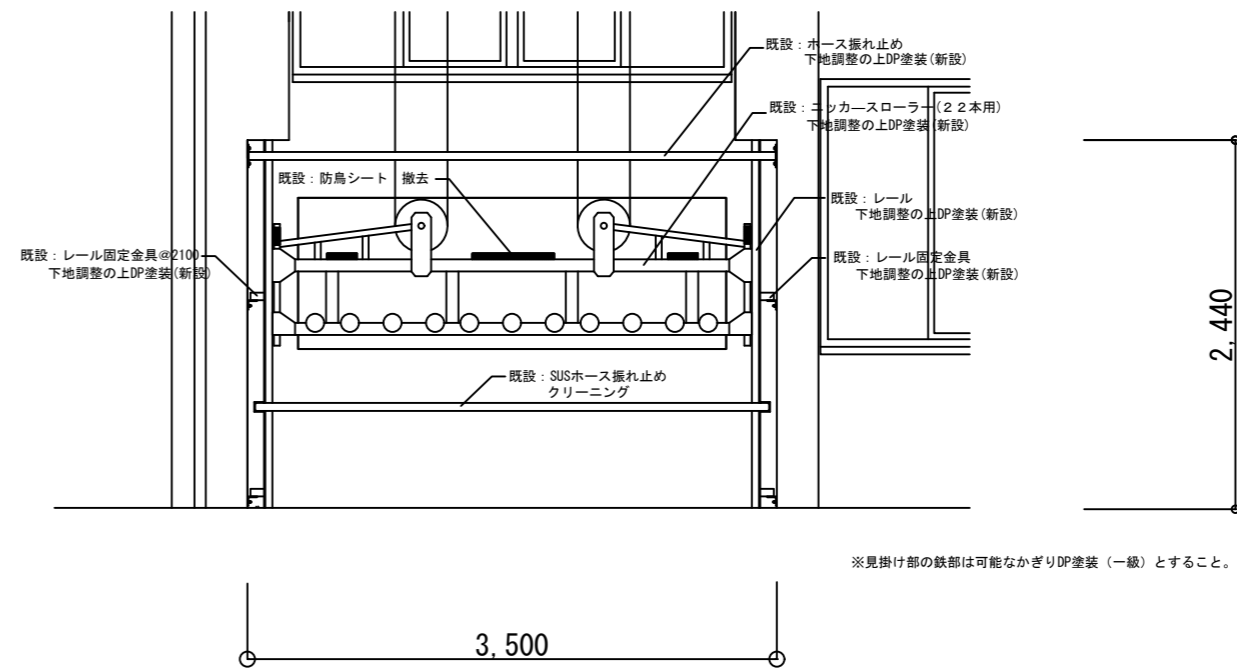
衣浦東部広域連合

Project. 安城消防署厨房等改修主体工事
立面図
Scale. A1:1/100 A3:1/200

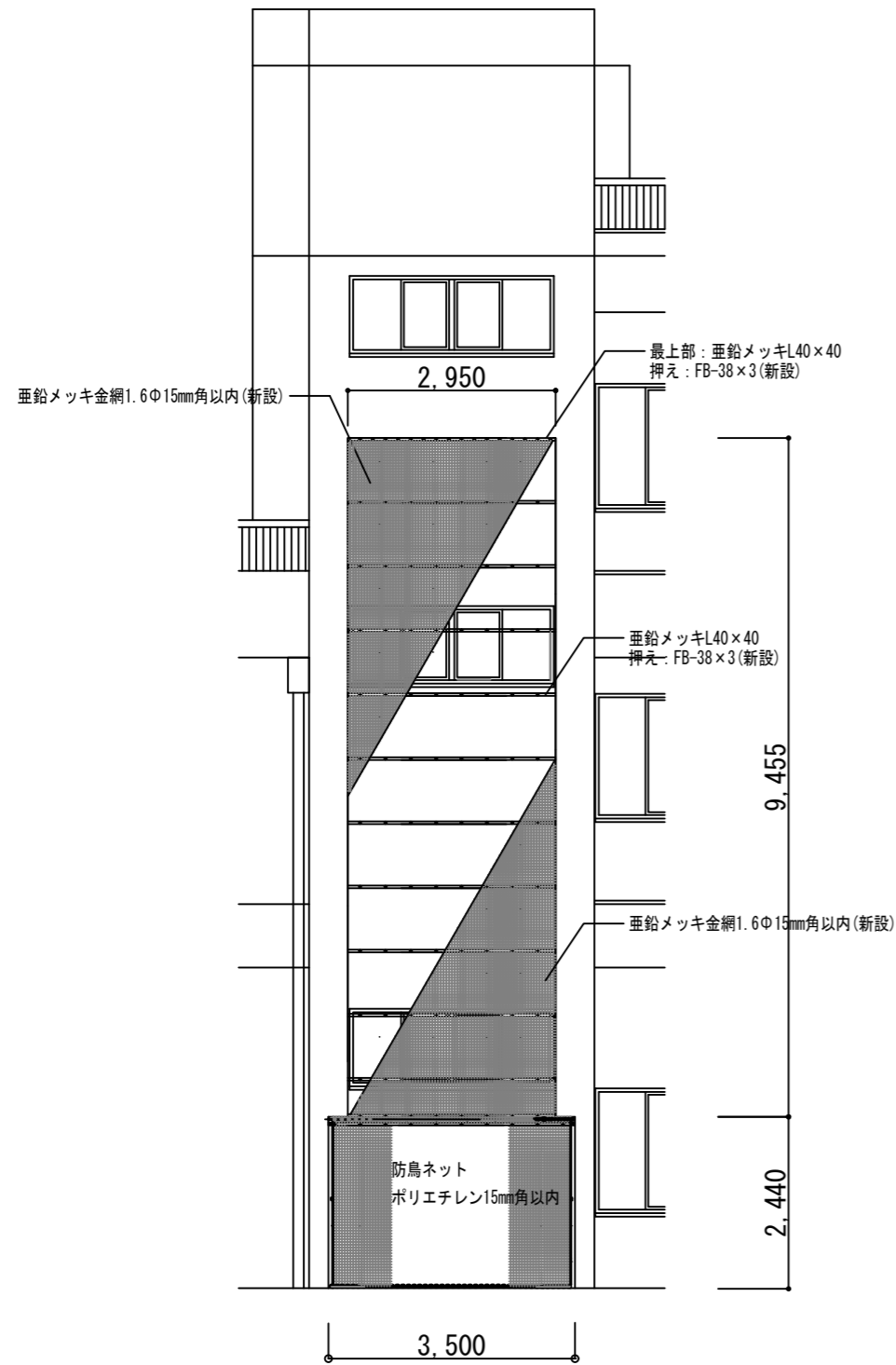
Date. Section. No. 主体 A-/17



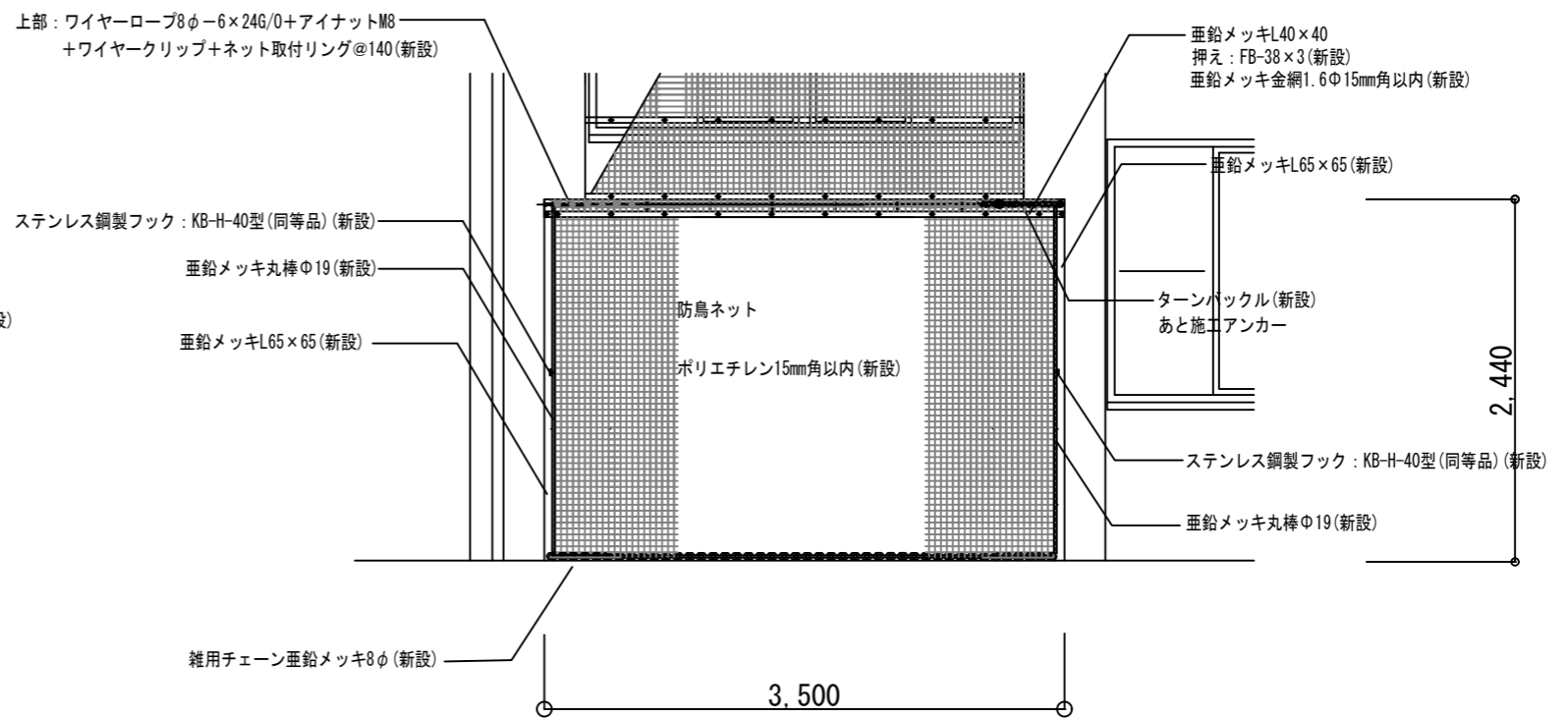
ホースタワー立面図 S=1/100



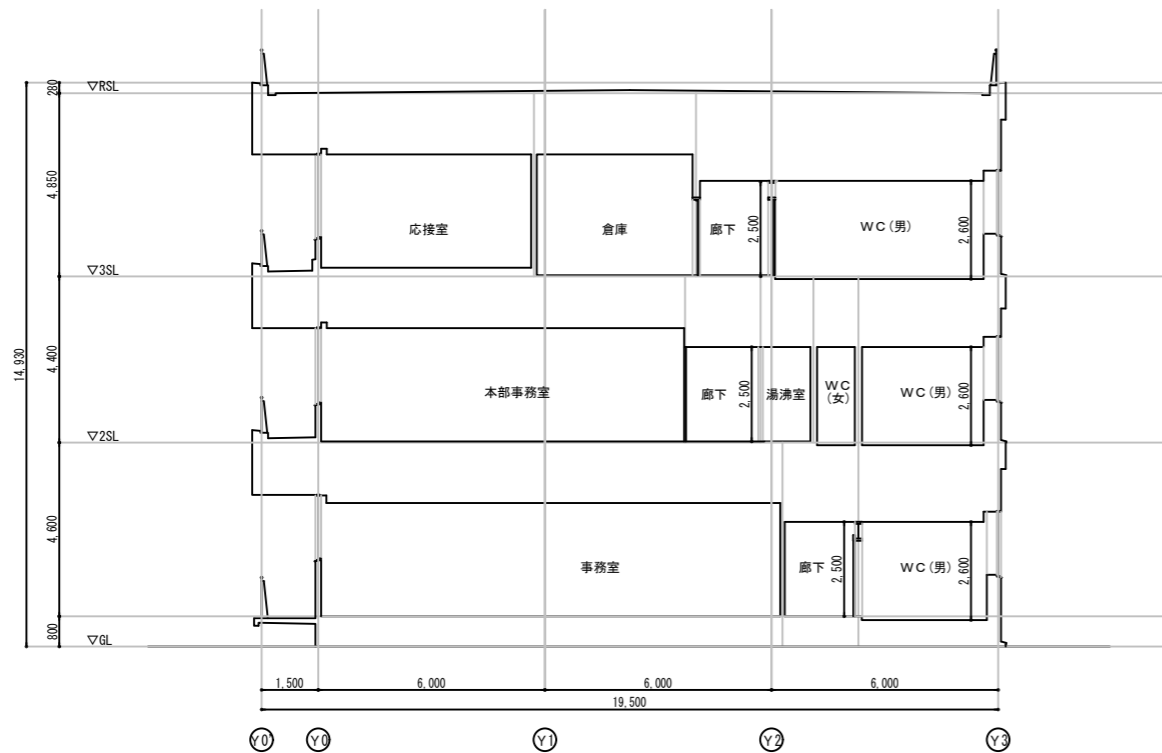
ホースタワー立面図 S=1/50



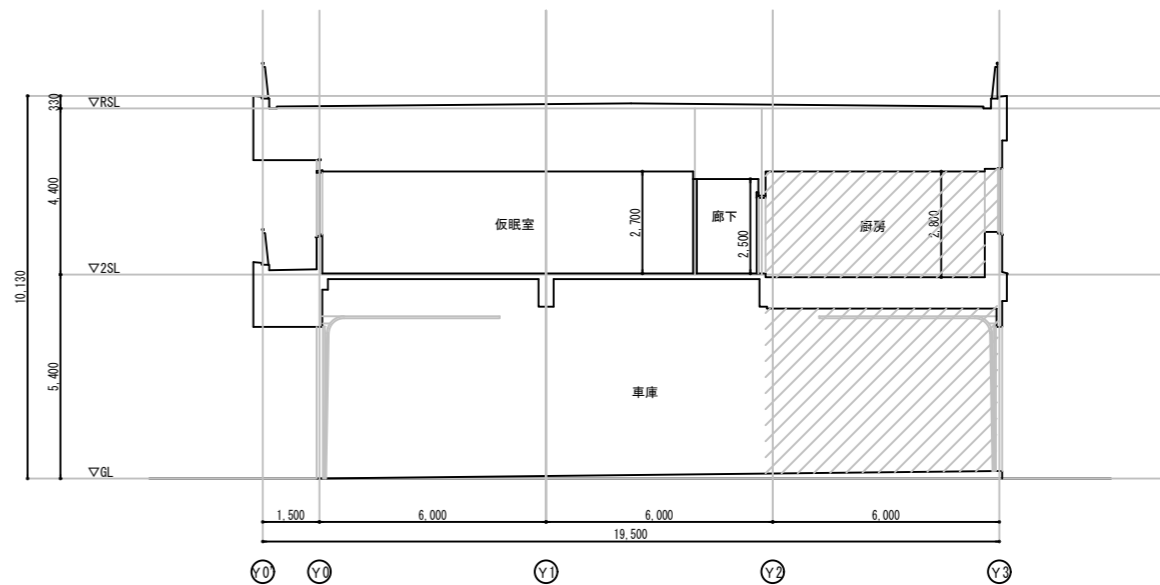
ホースタワー立面図 S=1/100



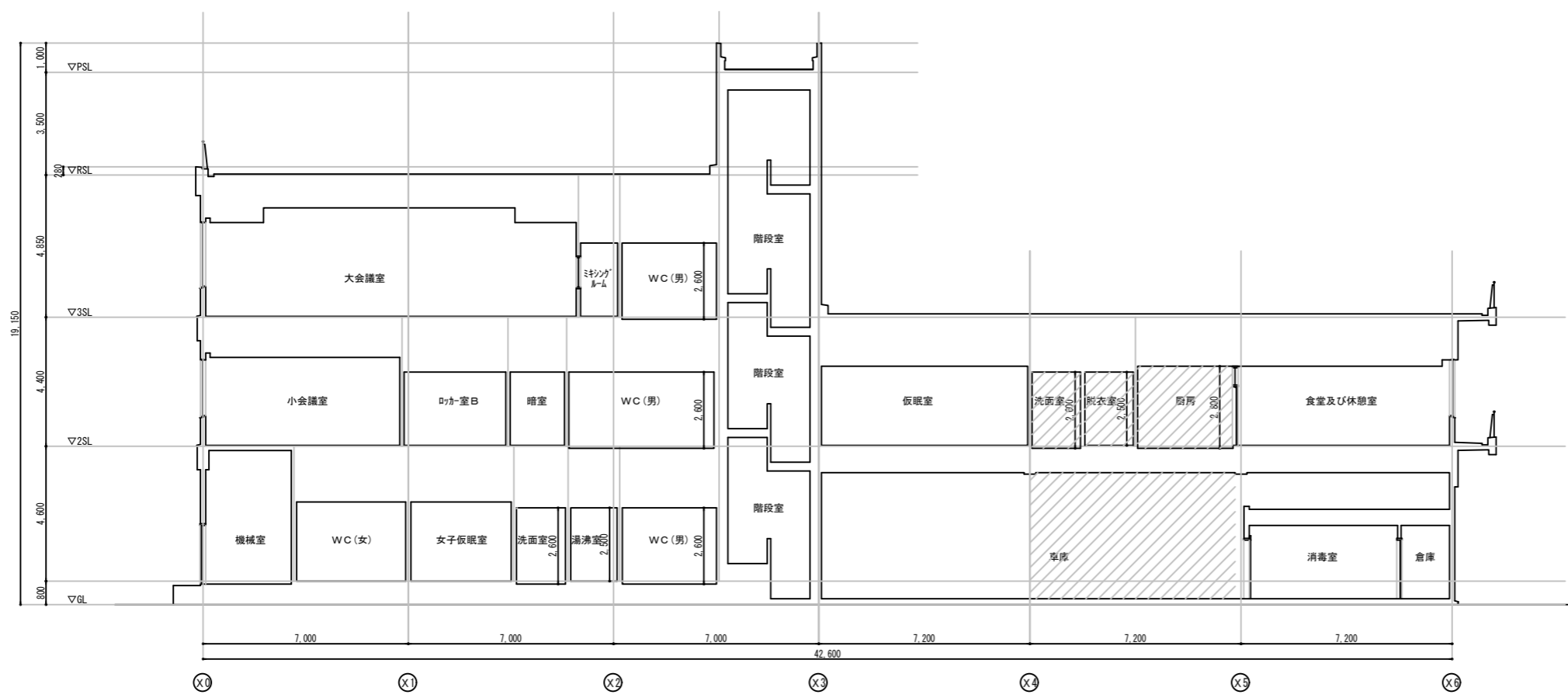
ホースタワー立面図 S=1/50




Y方向断面図1



Y方向断面図2



X方向断面図

凡例
 改修対象室を示す

Memo

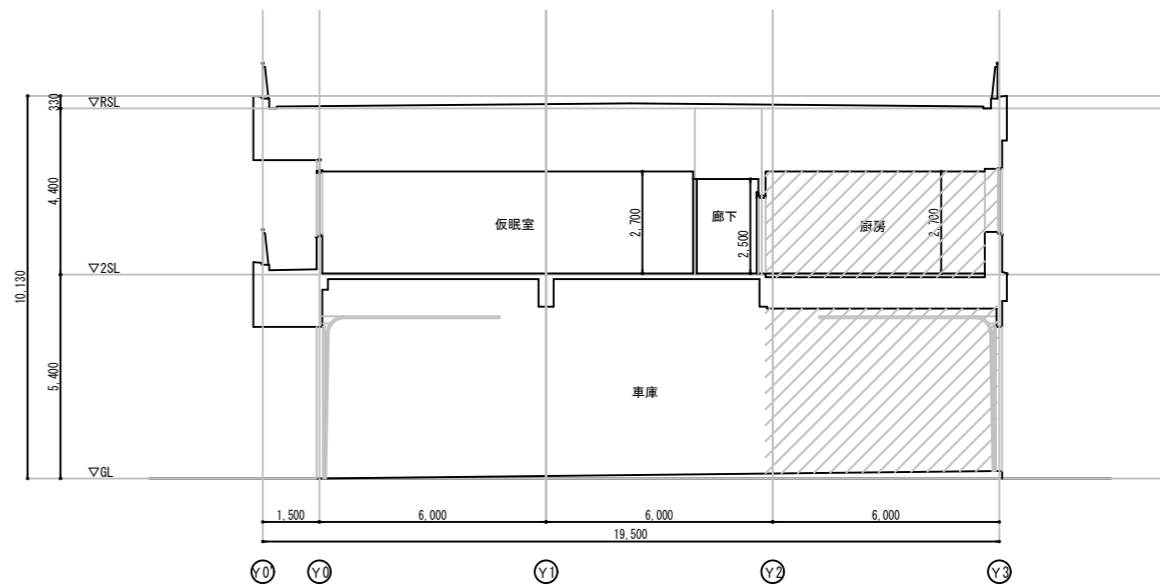
有限会社小林建築設計事務所 名古屋事務所

Project. 安城消防署厨房等改修主体工事
 改修前 断面図
 Scale. A1:1/100 A3:1/200

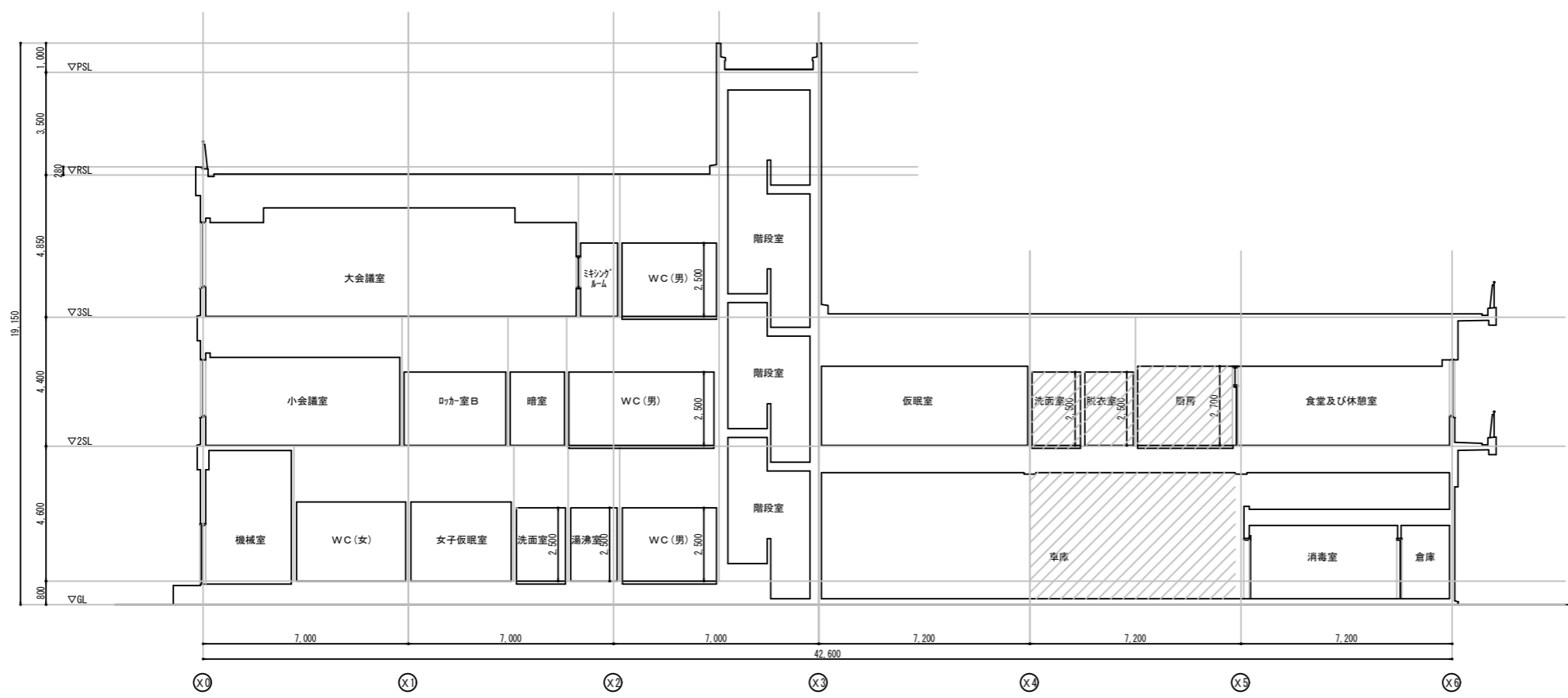
Date. Section No. 主体 A-20



Y方向断面図1



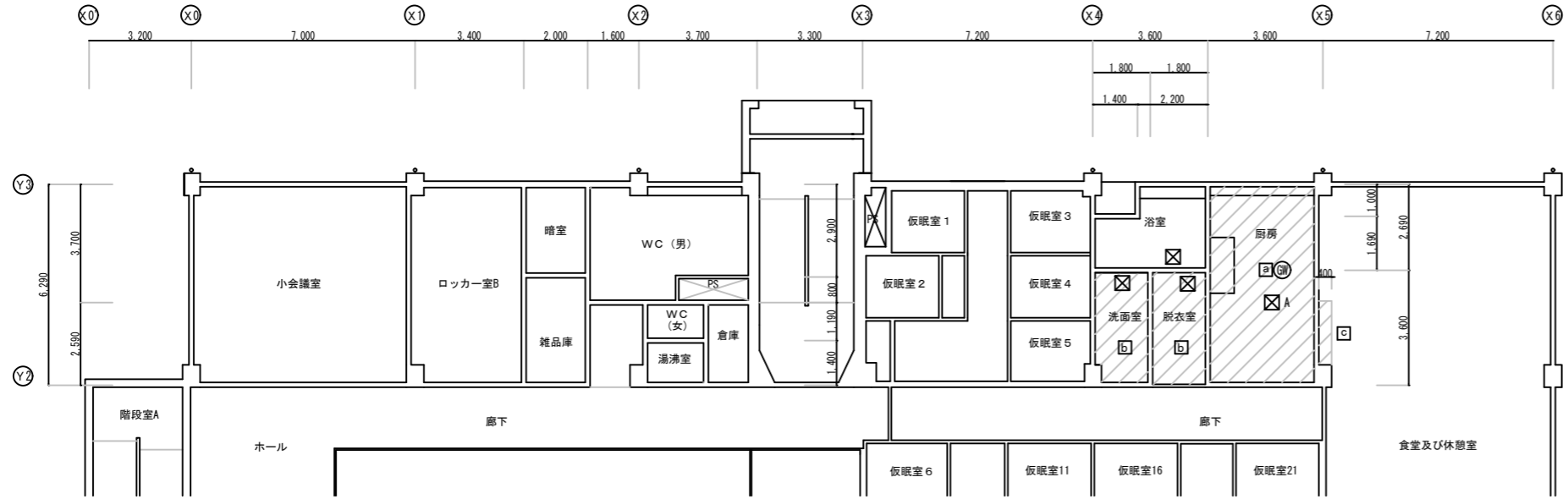
Y方向断面図2



X方向断面図

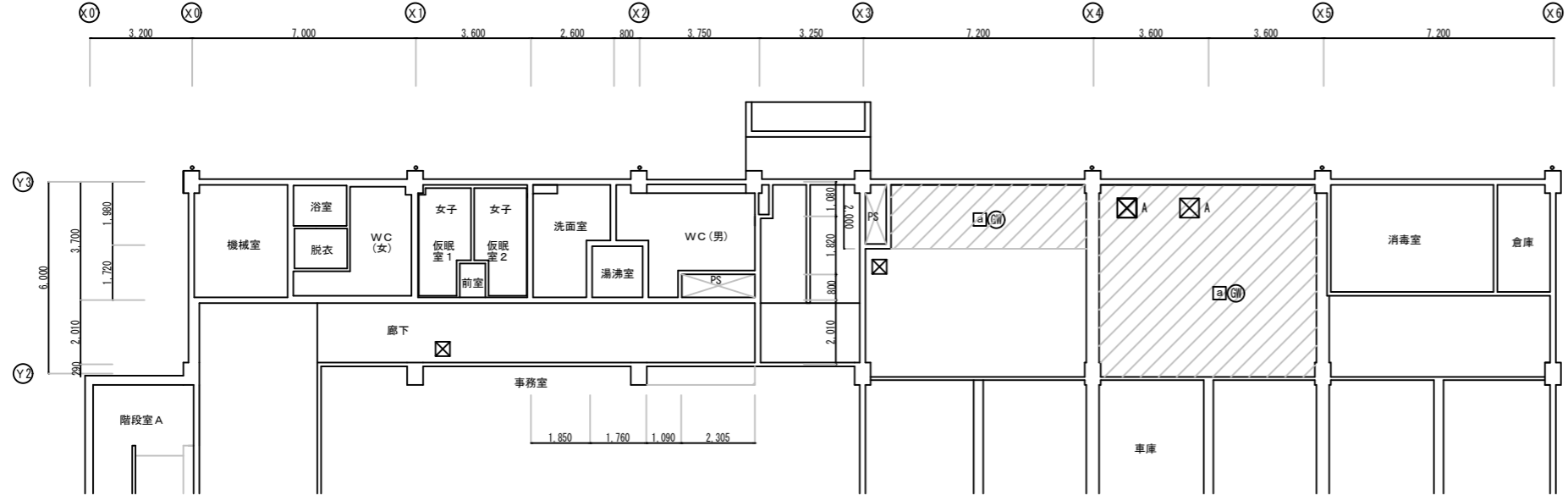
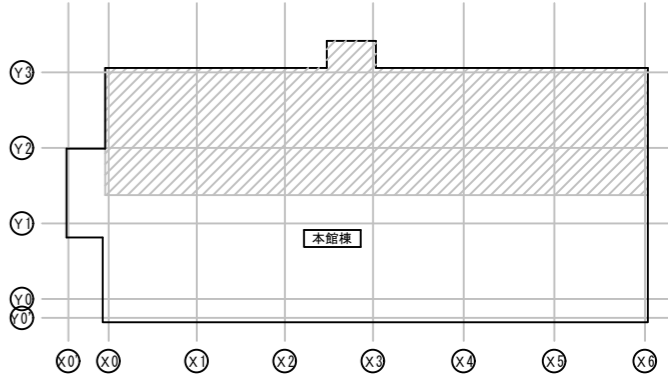
凡例
 改修対象室を示す

Memo



2階天井伏図 1/200

記号	仕様
□a	LGS下地 FK厚6 EP撤去 (塩ビ廻り縁共)
□b	下地調整の上 EP塗替
○a	FK厚6 EP撤去 (塩ビ廻り縁共)
◎a	ガラス厚50撤去
□A	天井点検口 口600 撤去
□X	既設: 天井点検口 既設のまま
▨	改修範囲を示す



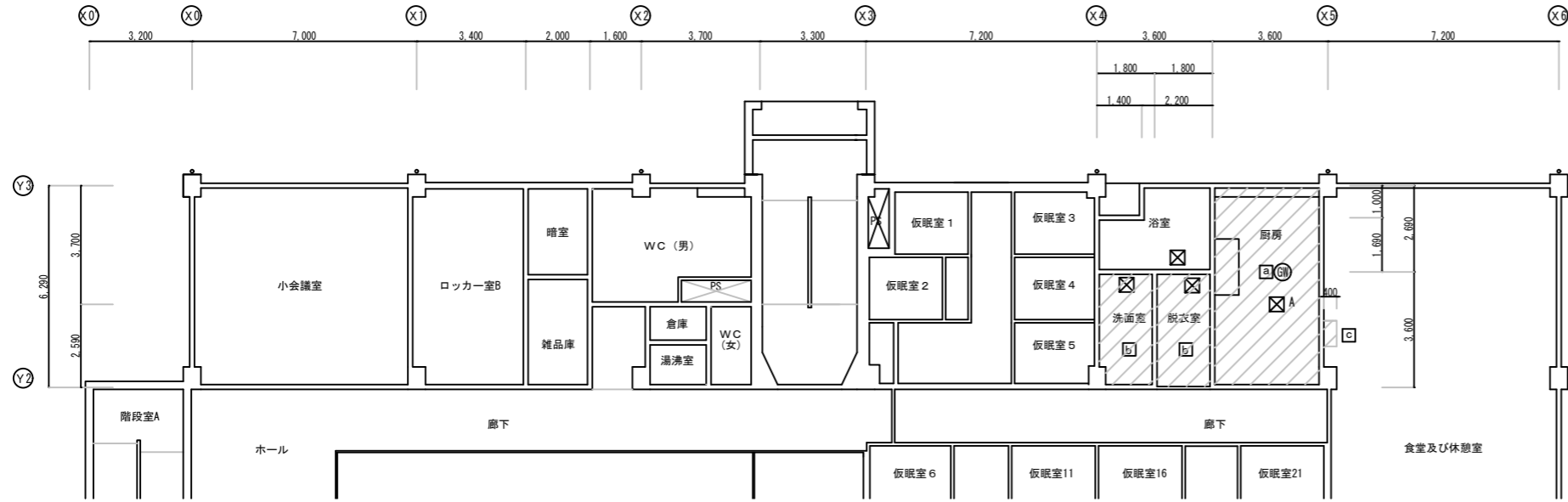
1階天井伏図 1/200

Memo

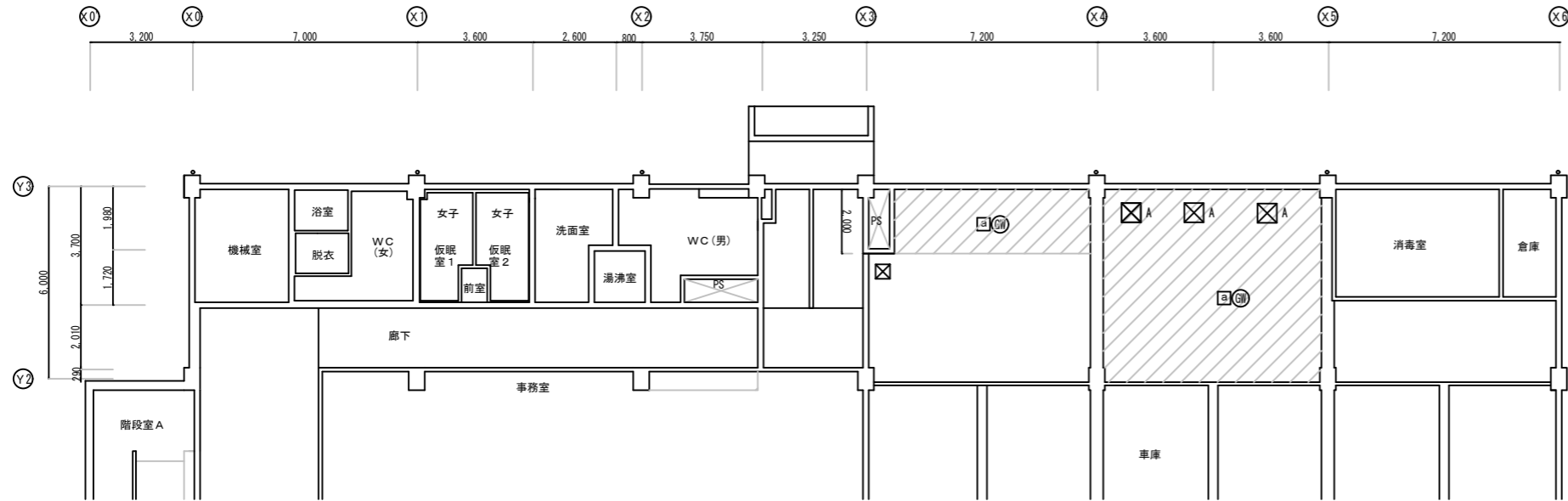
有限会社小林建築設計事務所 名古屋事務所

Project. 安城消防署厨房等改修主体工事
改修前 天井伏図
Scale. A1:1/100 A3:1/200

Date. Section. No. 主体 A-/22

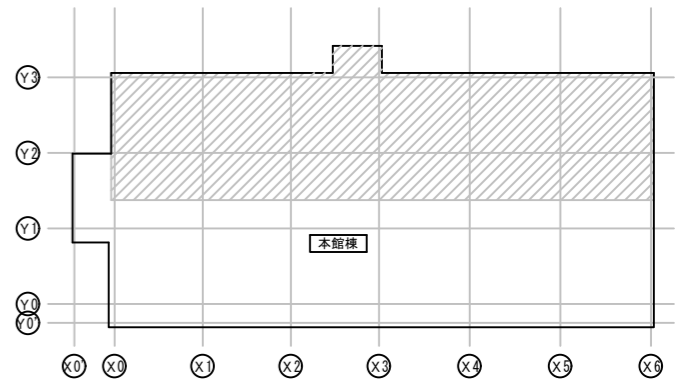


2階天井伏図 1/200



1階天井伏図 1/200

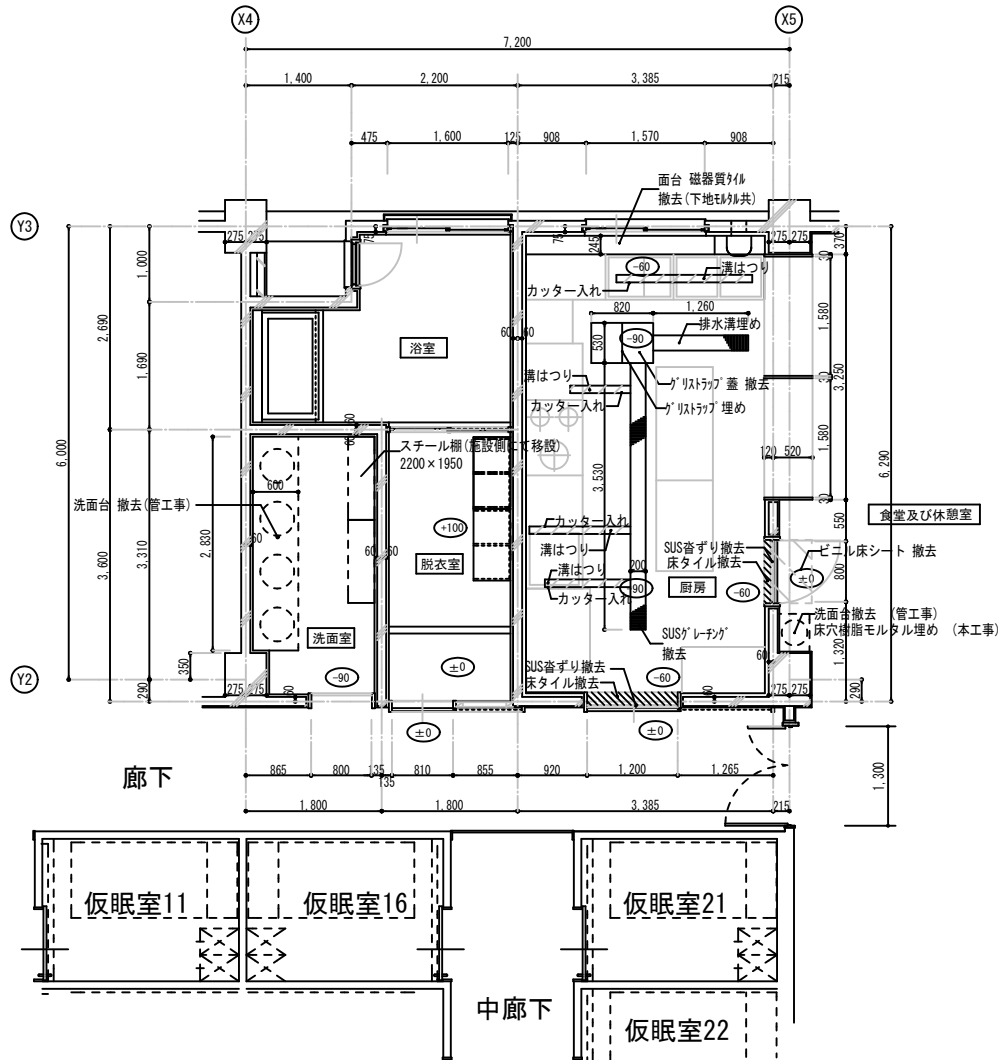
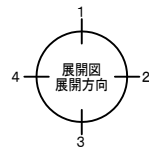
記号	仕様
□a	LGS下地 FK厚6 EP新設 (塩ビ廻り縁共)
□b	下地調整の上 EP塗替
□c	FK厚6 EP新設 (塩ビ廻り縁共)
◎	ｸﾞﾗｽｸﾞﾗｽ-#24K 厚50 新設
⊠A	天井点検口 口600 新設
⊠	既設：天井点検口
▨	改修範囲を示す



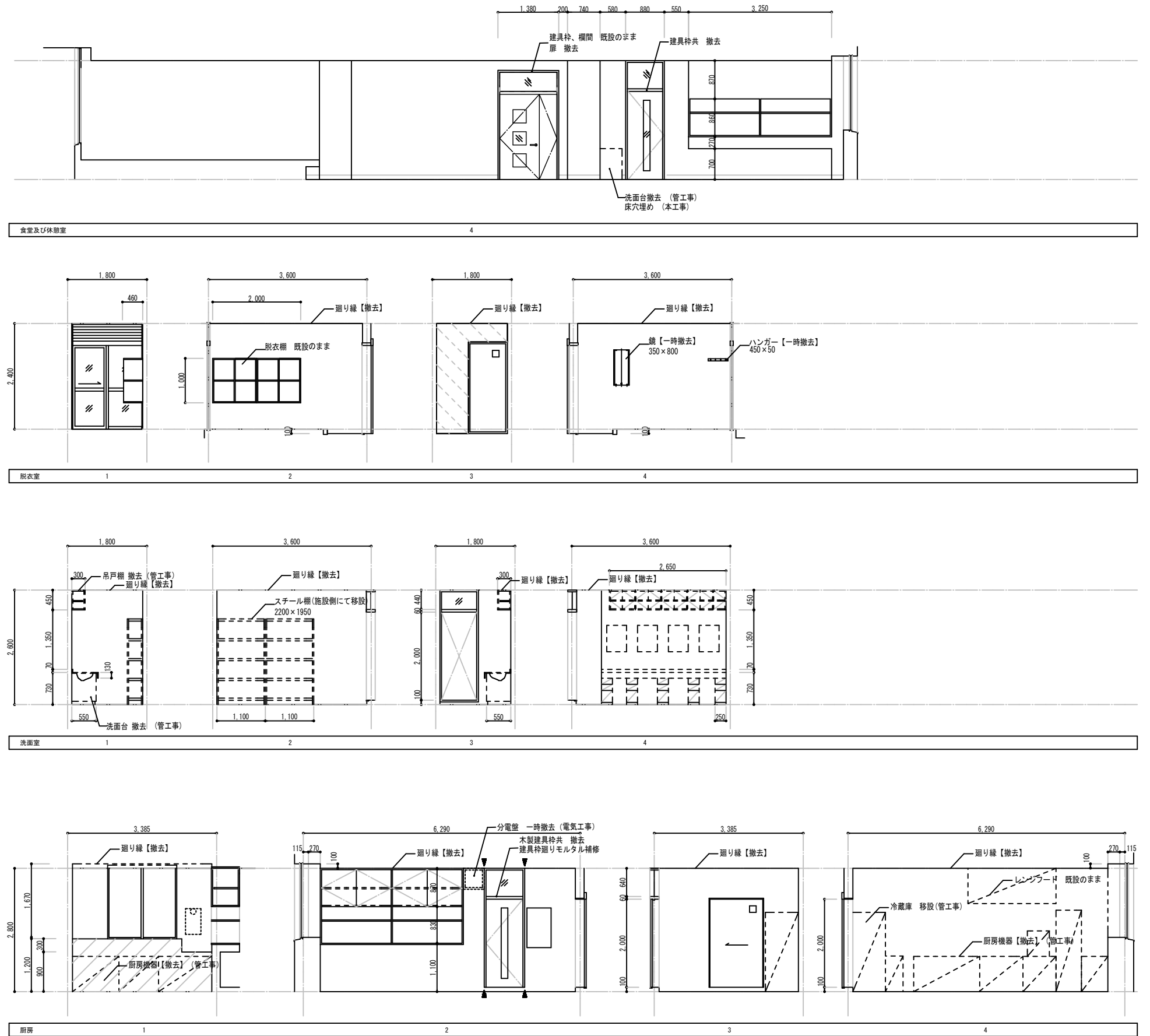
2階天井伏図 1/200

Memo

改修前

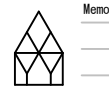


- 凡例
- 撤去部分 (仕上のみ)
 - 撤去部分 (仕上+下地)
 - 撤去部分 (仕上+下地)



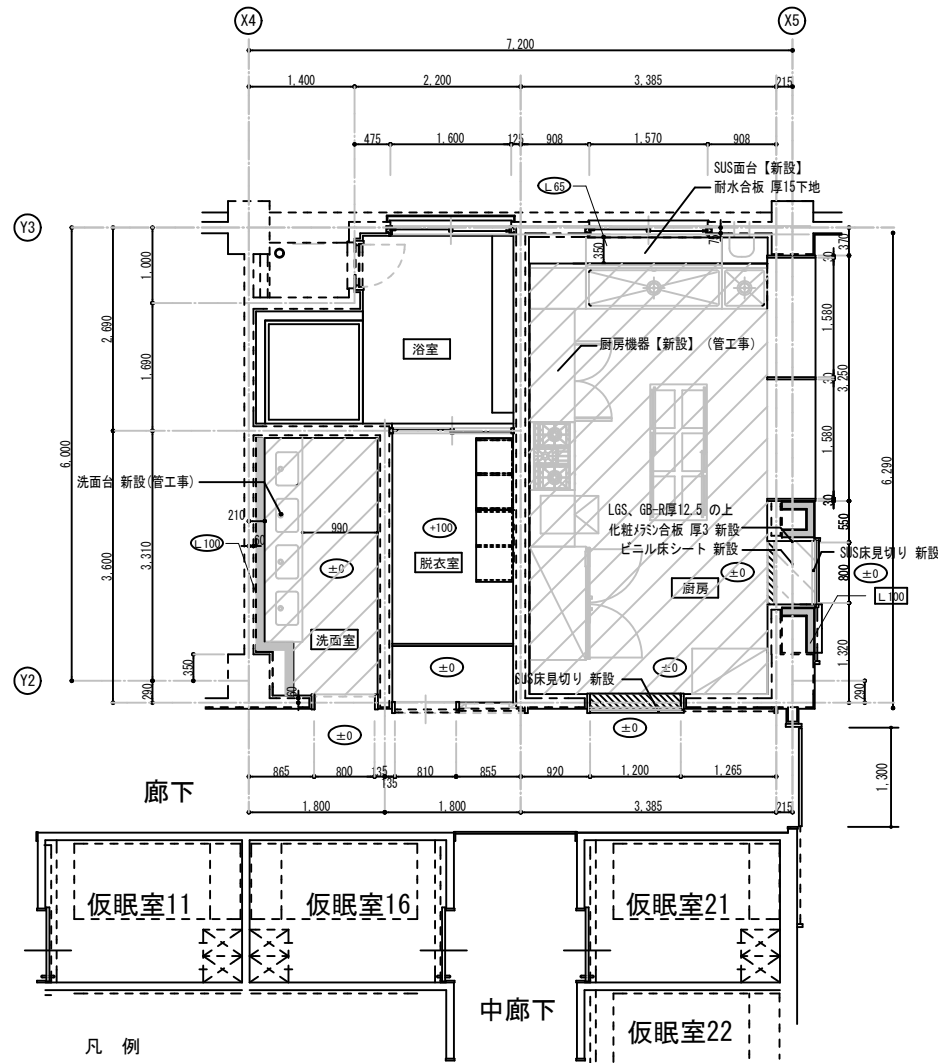
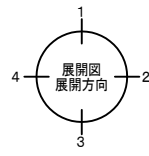
脱衣室		洗面室		厨房	
床	ビニル床シート厚2張り、LVTフローリング厚15張り	床	磁器質タイル張り	床	磁器質タイル張り
巾木	-	巾木	-	巾木	-
壁	磁器質タイル張り 廊下側: GG-R 厚12.5の上、多彩模様塗料吹付	壁	磁器質タイル張り	壁	磁器質タイル張り
天井	FK 厚6 EP	天井	FK 厚6 EP	天井	FK 厚6 EP

- 凡例
- 撤去部分 (仕上のみ)
 - 撤去部分 (仕上+下地)
 - ▲ コンクリートカッターを示す



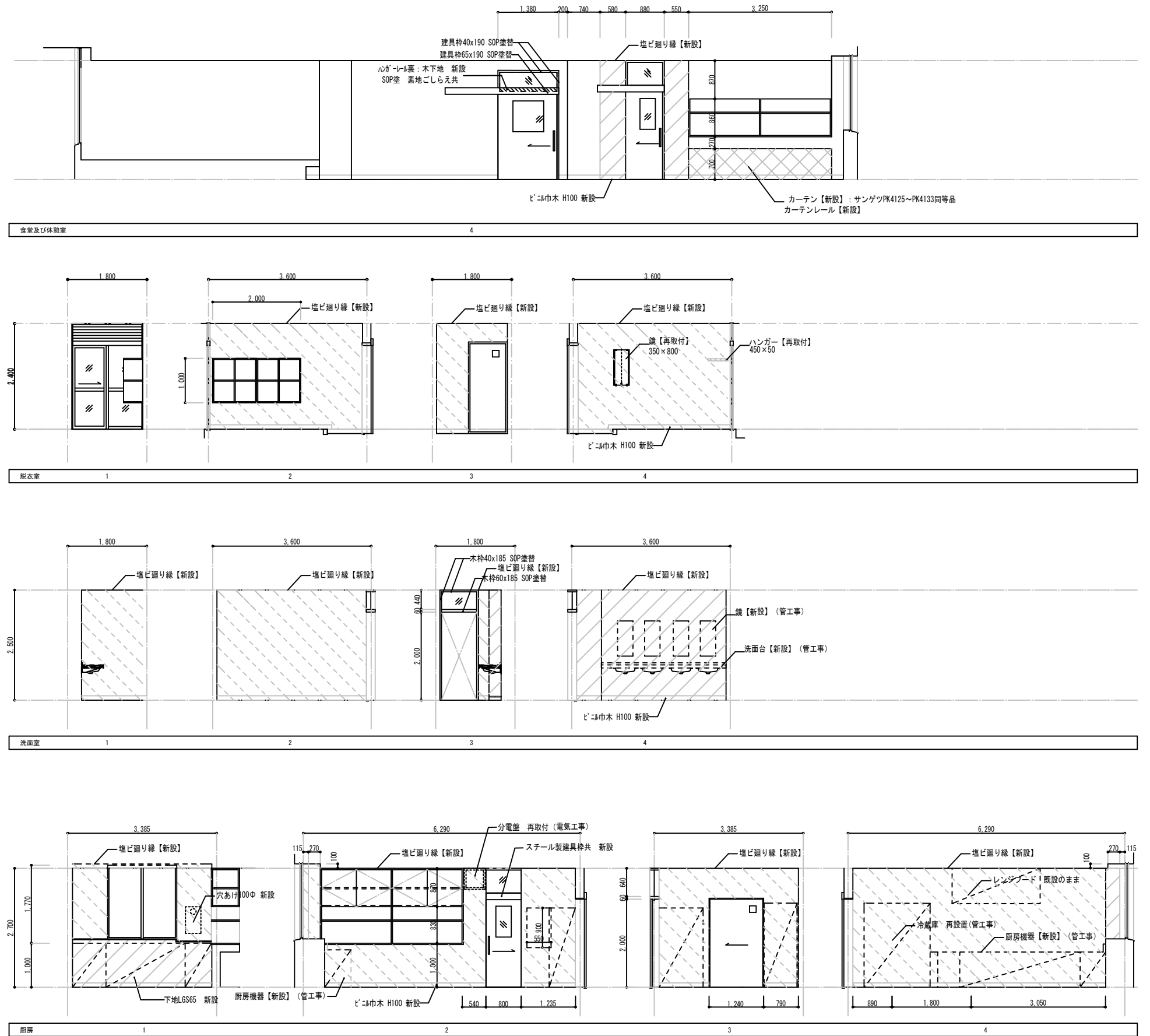
Memo

改修後



凡例

- 新設部分 (仕上のみ)
- 新設部分 (仕上・鋼製床下地の、構造用合板 厚15+12+合板 厚5.5)
- 新設部分 (モルタル補修の上ビニルシート 厚2張り)
- L.00 LGS壁下地新設 GB-R厚12.5 複層塗材E(ローラー仕上げ) ビニルシート 厚100
- L.01 LGS壁下地新設 GB-S厚12.5 化粧珪藻土合板 厚3 (衛生機器取付部) 耐水合板下地 厚12
- L.100 LGS100壁 (新設) を示す



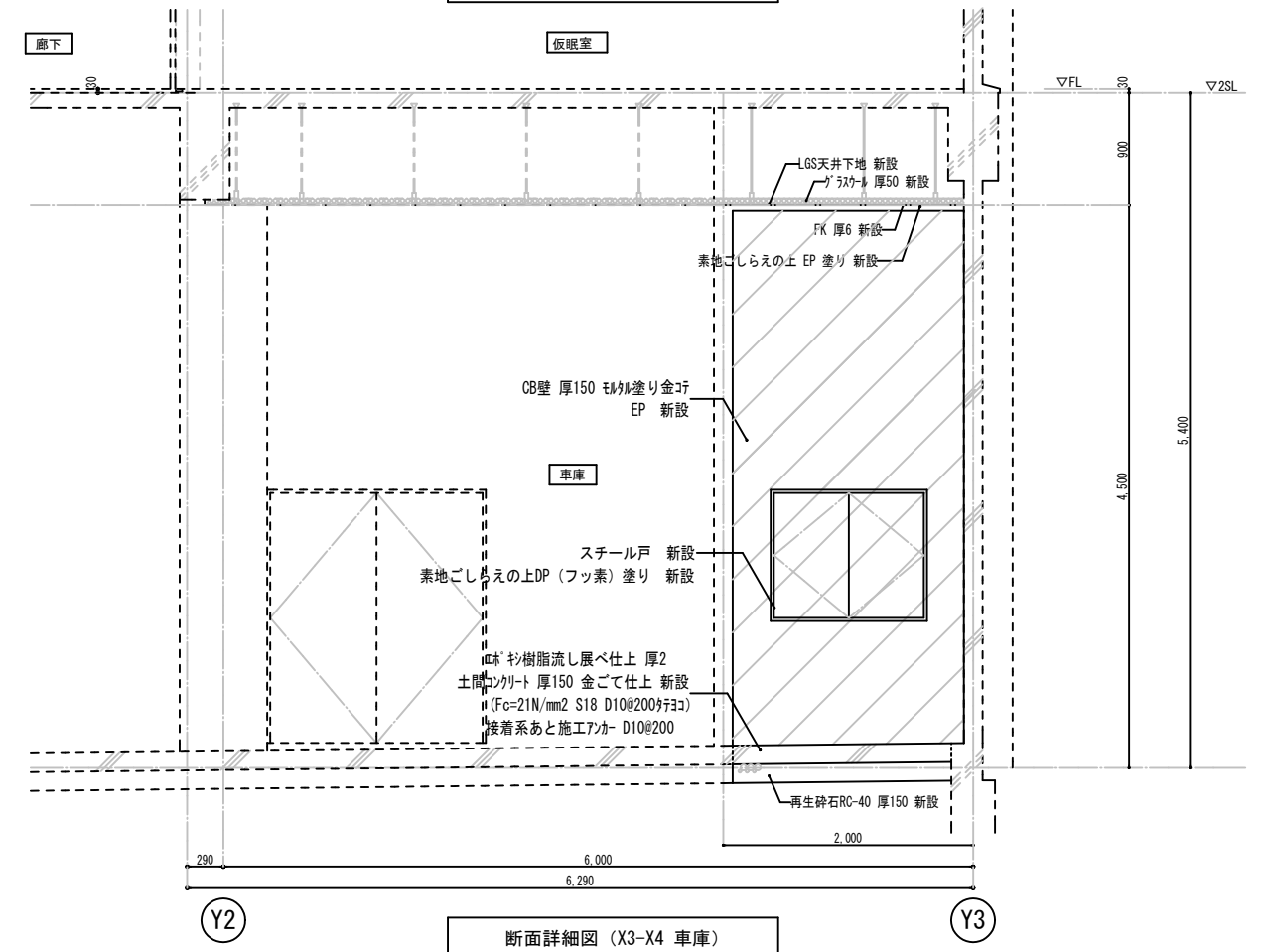
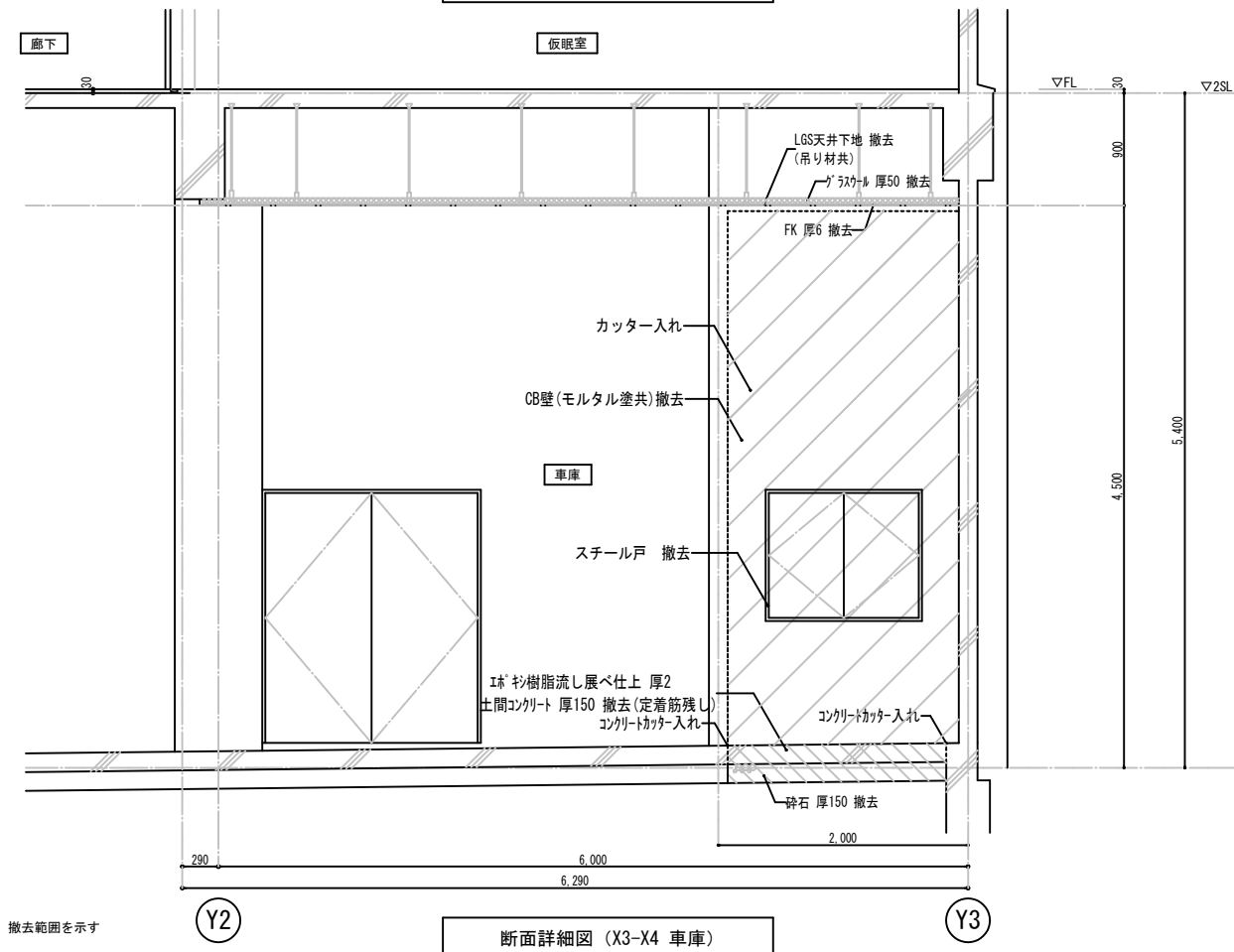
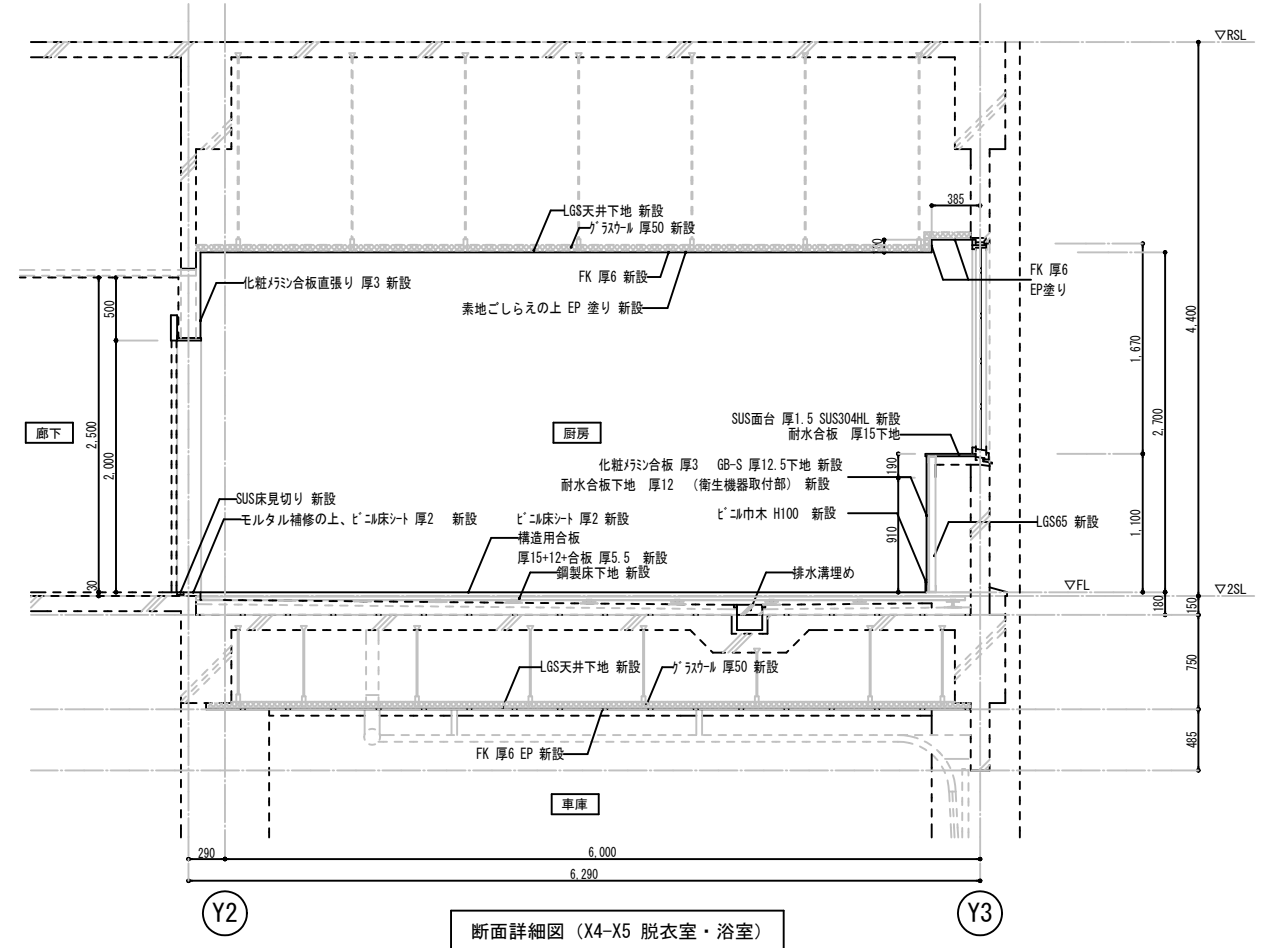
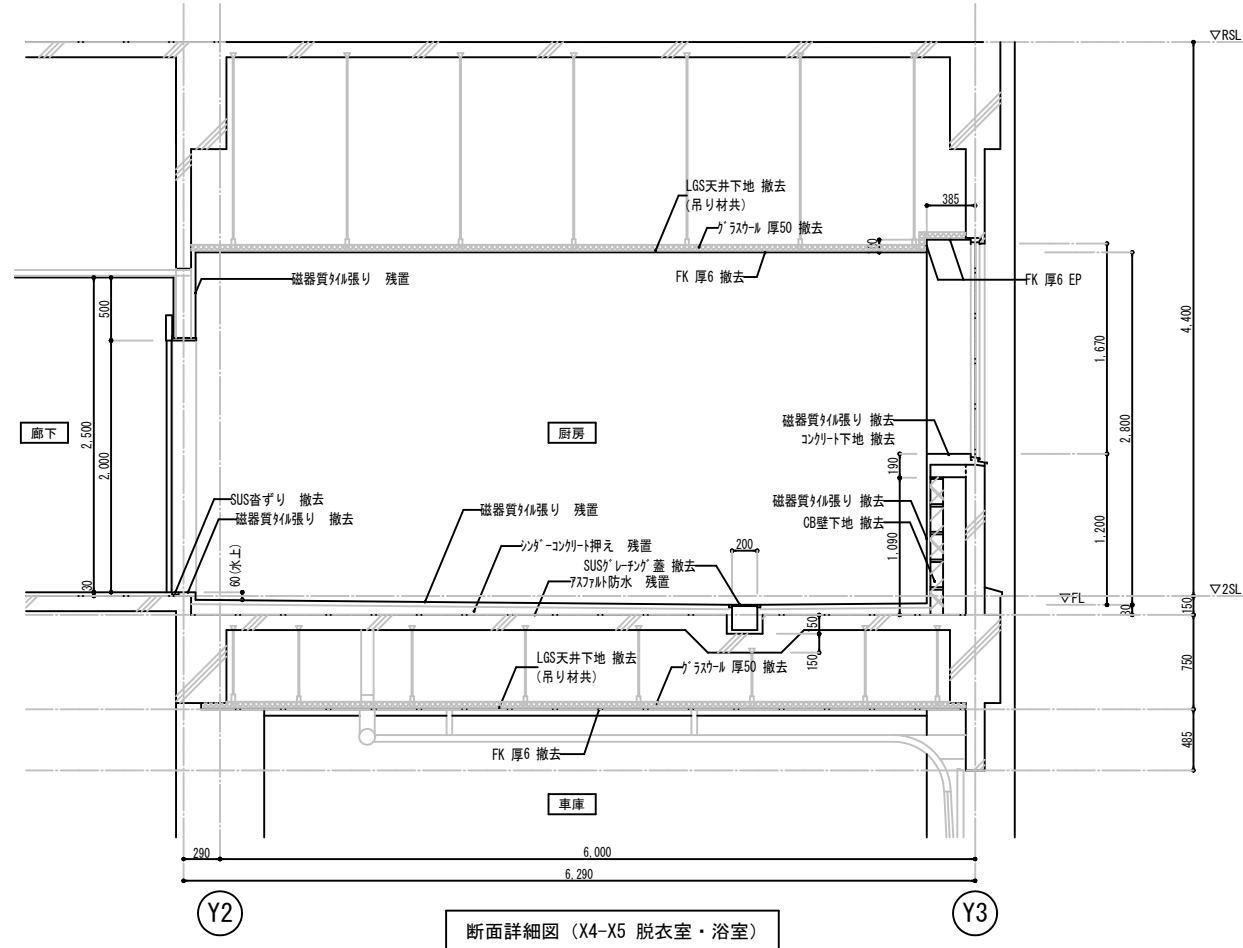
脱衣室		洗面室		厨房		食堂及び休憩室	
床	ビニル床シート 厚2 張り、ビニル床シート 厚2 張り	床	ビニル床シート 厚2 張り	床	ビニル床シート 厚2 張り	床	ビニル床シート 厚2 張り
巾木	ビニル巾木 H100	巾木	ビニル巾木 H100	巾木	ビニル巾木 H100	巾木	ビニル巾木 H100
壁	化粧珪藻土合板 厚3	壁	化粧珪藻土合板 厚3	壁	化粧珪藻土合板 厚3	壁	LGSの上、GB-R厚12.5 複層塗材E(ローラー仕上げ)
天井	FK 厚6 EP	天井	FK 厚6 EP	天井	FK 厚6 EP	天井	FK 厚6 EP

凡例

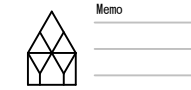
- 新設部分 (仕上のみ)
- 新設部分 (仕上・下地)



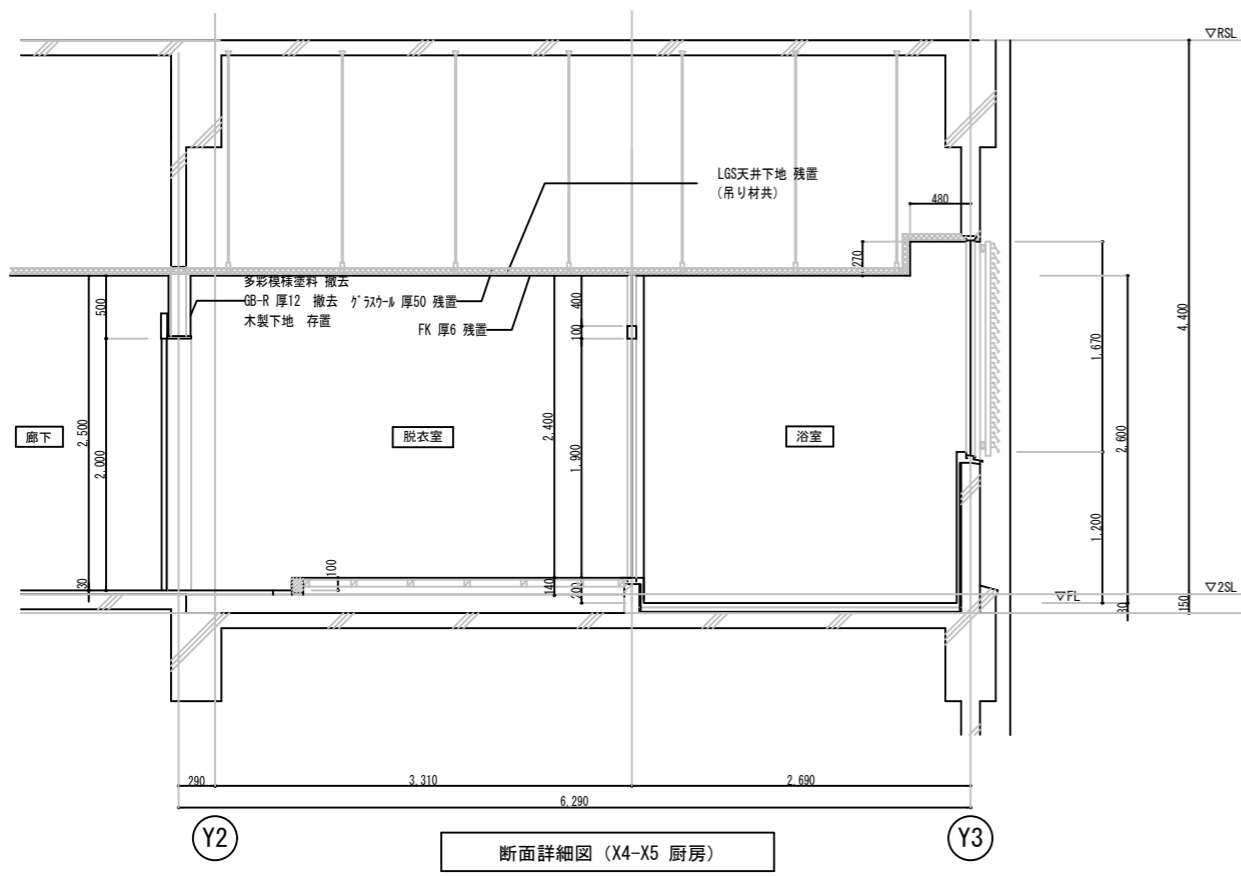
Memo



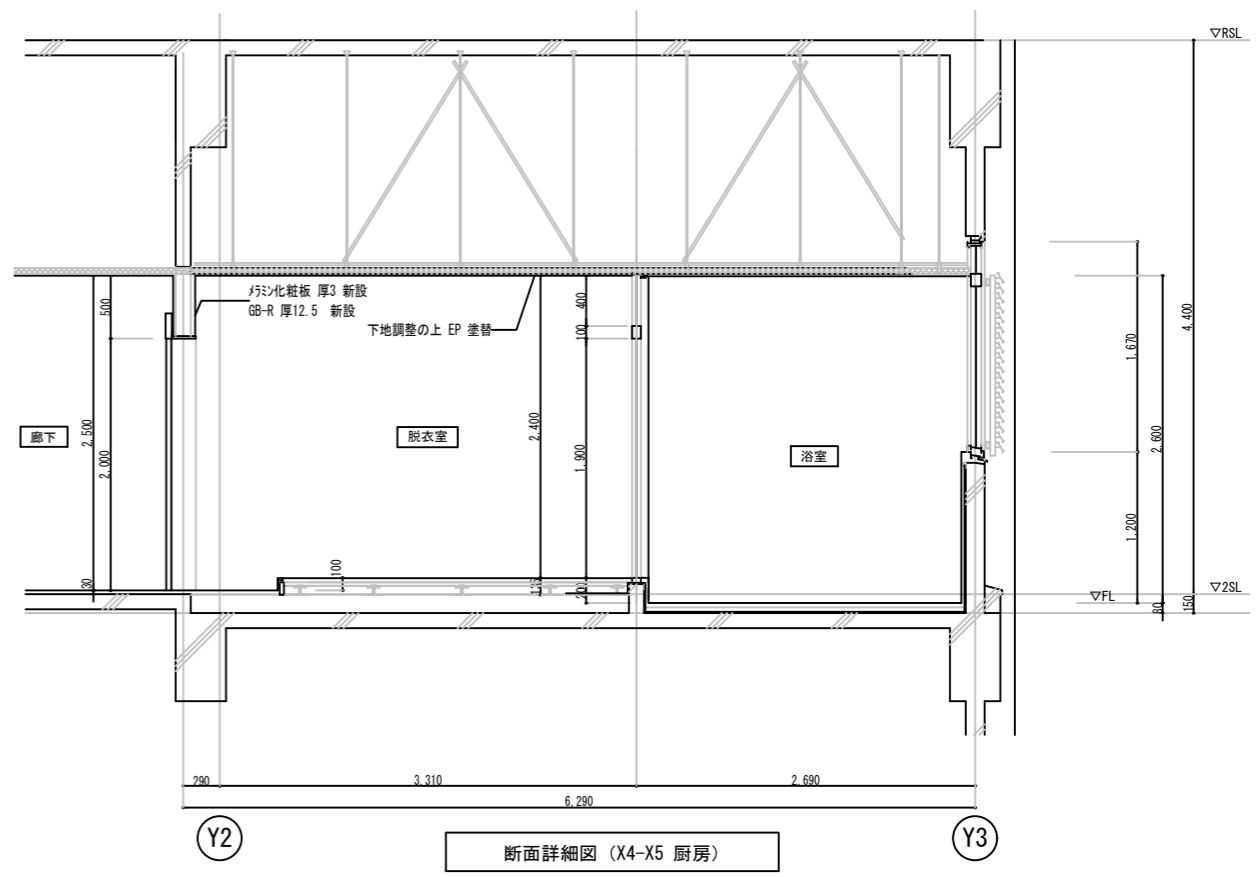
撤去範囲を示す



Memo

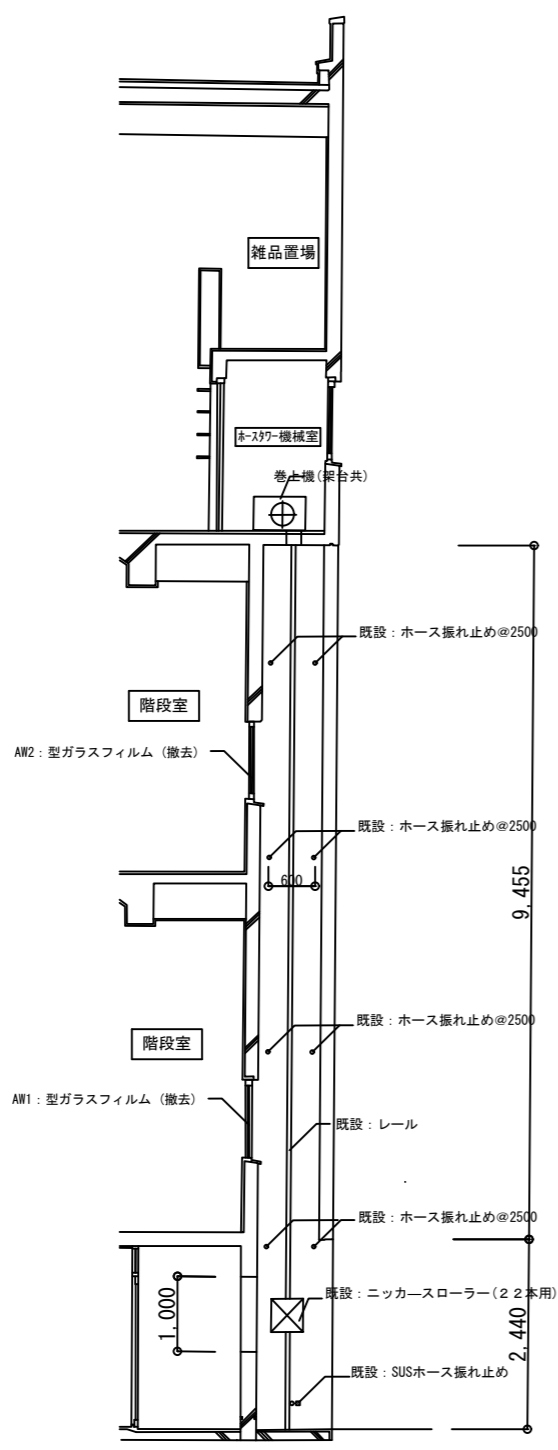


断面詳細図 (X4-X5 厨房)

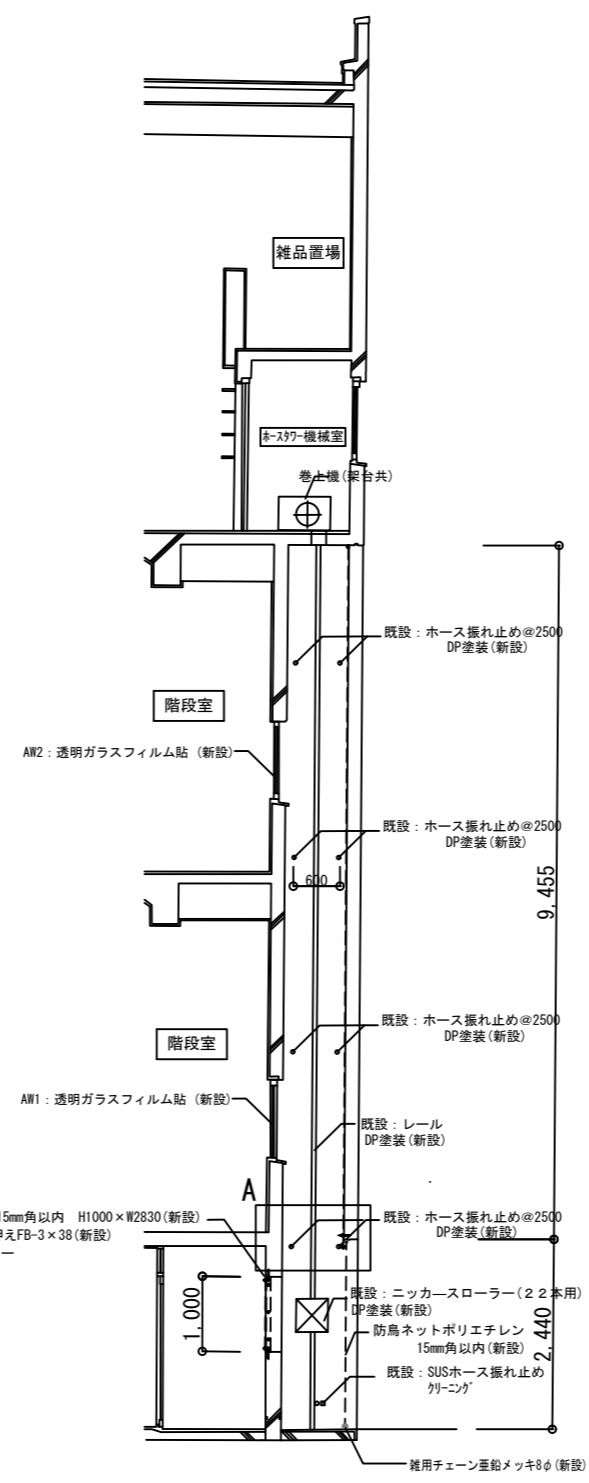


断面詳細図 (X4-X5 厨房)

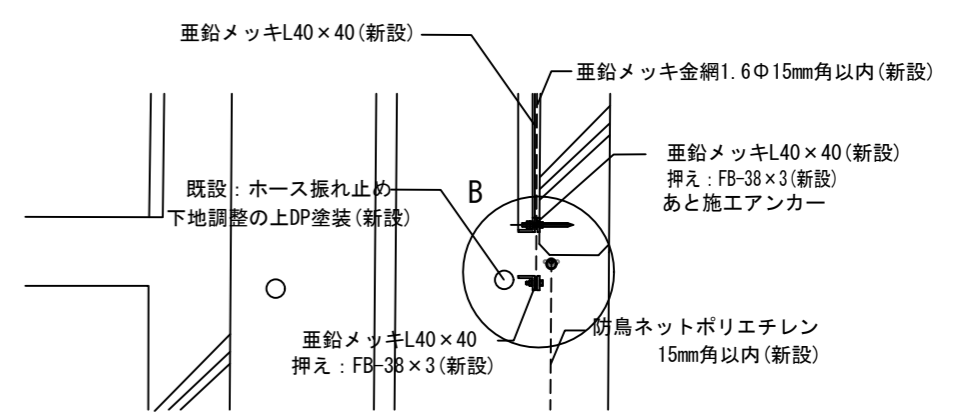
Memo



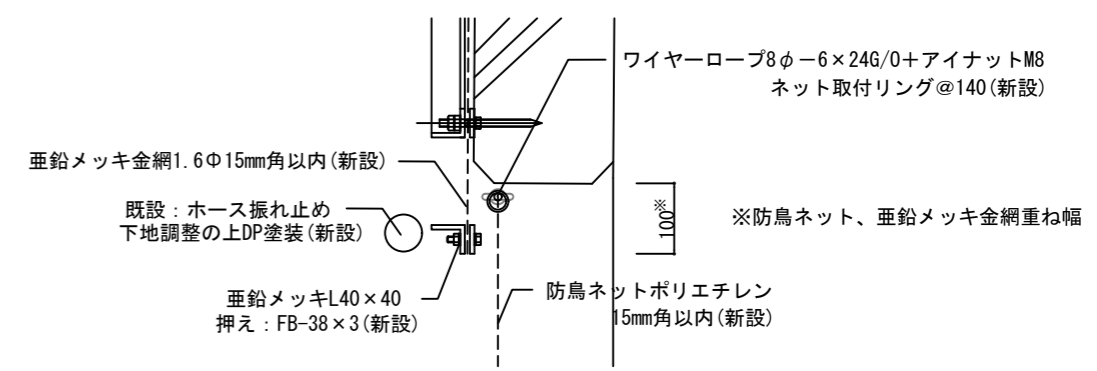
ホースタワー矩計図 S=1/100



ホースタワー矩計図 S=1/100



A部分詳細図 S=1/20

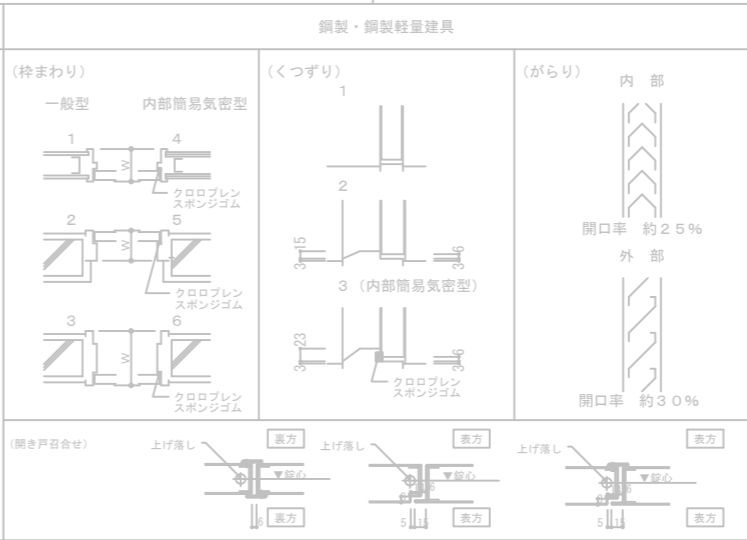
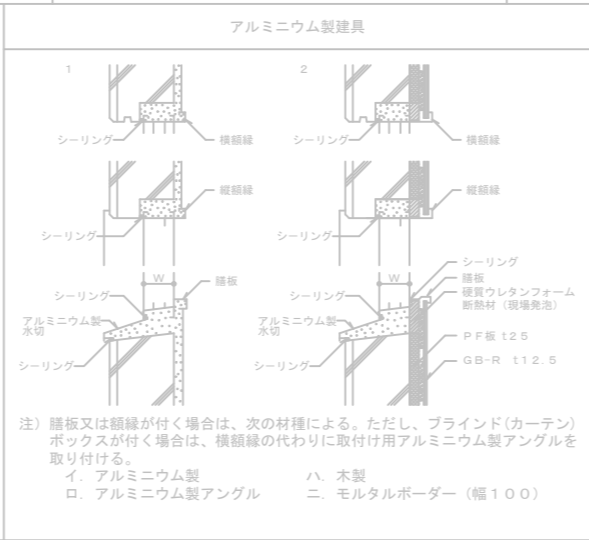


B部分詳細図 S=1/10

建具符号	箇所数	1カ所 (2F 食堂及び休憩室)	1カ所 (2F 食堂及び休憩室)	1カ所 (2F 厨房)	1カ所 (2F 食堂及び休憩室)	1カ所 (1F 車庫PS)	1カ所 (1F 車庫PS)
WD 1	木製フラッシュ親子開き戸 撤去						
ASD 1	片引きハンガー戸 新設						
WD 2	木製ランマ付開きフラッシュ戸 撤去						
ASD 2	片引きハンガー戸 新設						
SD 1	鋼製両開きスチールフラッシュ点検口 撤去						
SD 2	鋼製両開きスチールフラッシュ点検口 新設						
枠回り記号	枠 回り 種 板 額 縁 くつ ずり						
枠見込	40	40	40	40	80	80	80
ガラス	袖：アクリルパネル 3t ランマ：網入りガラス6.8t	T4 ランマ：網入りガラス6.8t	T4 ランマ：透明ガラス 3t	T4			
仕上	ポリ化粧合板(小口=木製 OP)	枠：アクリル焼付塗装 扉：化粧鋼板	ポリ化粧合板(小口=木製 OP)	枠：アクリル焼付塗装 扉：化粧鋼板			
備考	ピボットヒンジ、レバーハンドル、ドアチェック、フランス落シ、フラット戸当り	付属金物一式、化粧鋼板製仕上、ハガール、ガイドローラ、引戸加サ、エンドスタ、SUS大型ハ引手 既存木枠に取り付け	ピボットヒンジ、レバーハンドル、ドアチェック	付属金物一式、化粧鋼板製仕上、ハガール、ガイドローラ、引戸加サ、エンドスタ、SUS大型ハ引手	丁番、本締シリンダー錠		番鉛メッキ鋼板、厚1.6 DP (2ヶ所) 塗り、丁番、平面ハンドル(シリンダー錠付) 特定防火設備(常時閉鎖)
形状寸法(mm)	改修前 	改修後 	改修後 	改修後 	改修後 		改修後
建具符号	箇所数	1カ所 (1F-2F 階段踊り場)	1カ所 (2F-3F 階段踊り場)				
AW 1	連窓片引きアルミサッシ						
枠回り記号	枠 回り 種 板 額 縁 くつ ずり						
枠見込	70	70					
ガラス	P 5.0 斜線部：透明ガラスフィルム貼(撤去・新設)	P 5.0 斜線部：透明ガラスフィルム貼(撤去・新設)					
仕上	アルミアルマイト	アルミアルマイト					
備考	付属金物等 既設のまま	付属金物等 既設のまま					
形状寸法(mm)							

1. 特記なき限り、木製建具、鋼製建具、鋼製軽量建具、重量シャッターの仕上げはSOPとする。
2. 特記なき限りアルミニウム製建具の枠見込みは70とする。
3. 特記なき限り、木製戸鋼製戸の見込みは40。鋼製軽量戸は36、木製障子は33とする。
4. 特記なき限り、がらりは建具と同材とする。
5. DC、FH、HCは平面図又は建具位置図による。
6. 煙感知器連動装置付き(別途)に取付けるDC、FH、HCはストップなしとする。
7. 特記なき限り、DCはバラレル型とし、180°開きの場合は戸当たり、あおり止めはなしとする。
8. 特記なき限り、内外部とも厚の取手はレバーハンドルとする。
9. 特記なき限り、錠は下表による。
- | 室外 | 室内 | 室名 |
|----------|-------|----------------|
| シリンダー箱錠 | サムターン | 一般室及び下記以外の室 |
| シリンダー箱錠 | 錠錠 | 書庫、倉庫、物品庫、油庫など |
| 錠錠 | 錠錠 | 湯沸室、掃除具入など |
| 非常開装置付錠錠 | サムターン | 浴室など |
10. 鋼製軽量建具で簡易気密ドアの縦小口包板(クロロレンスポンジゴムとの取合い)の材質はステンレス鋼板とする。

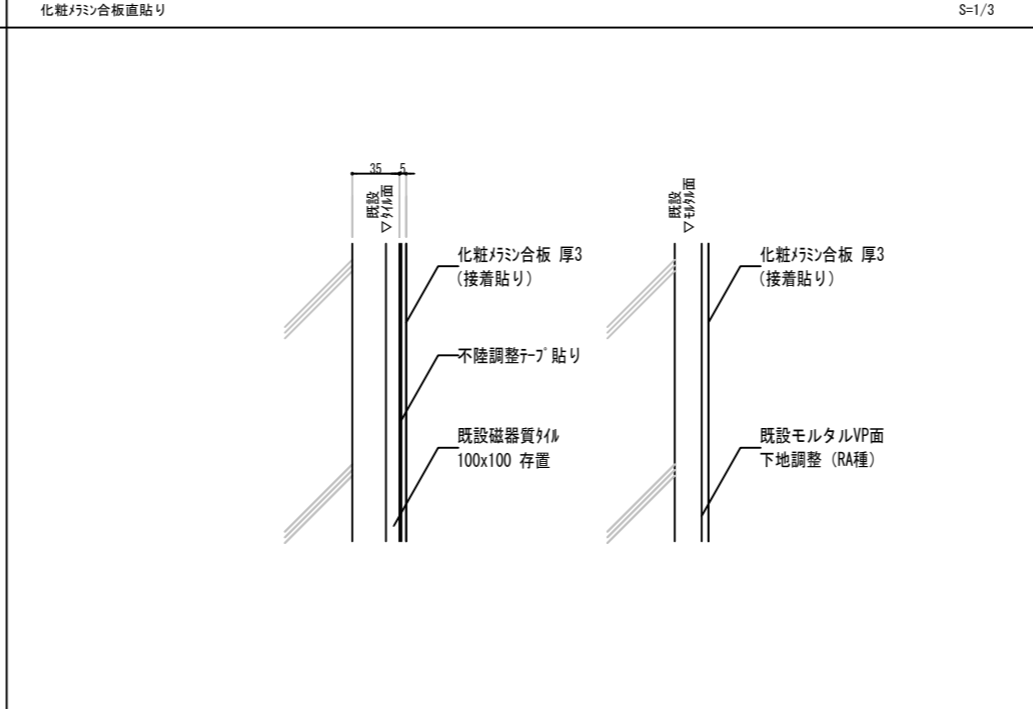
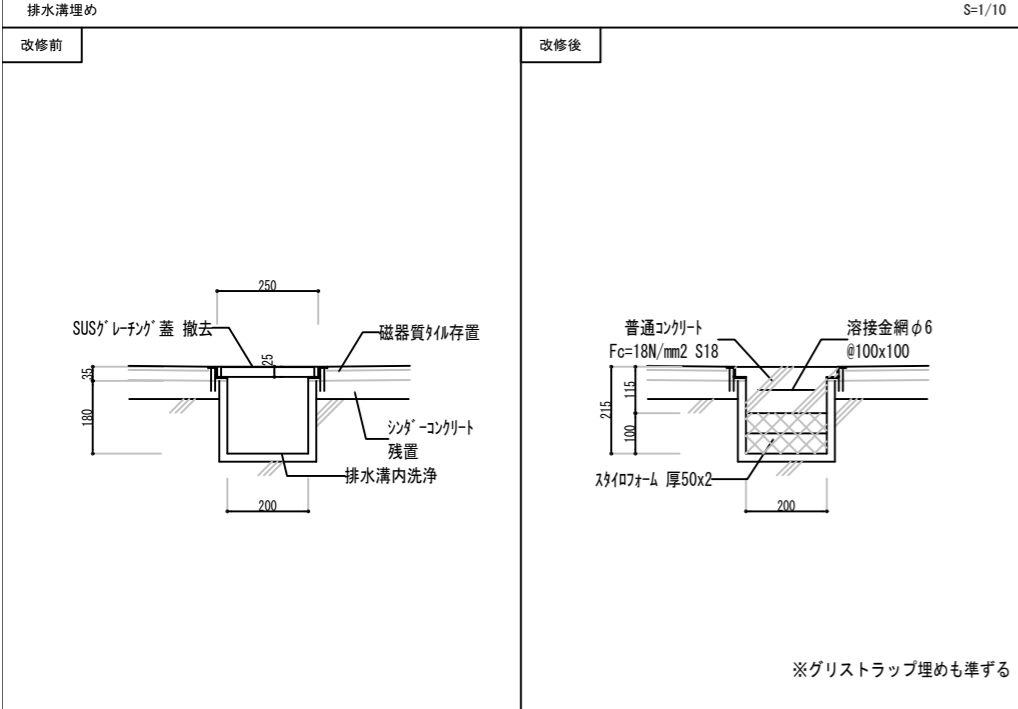
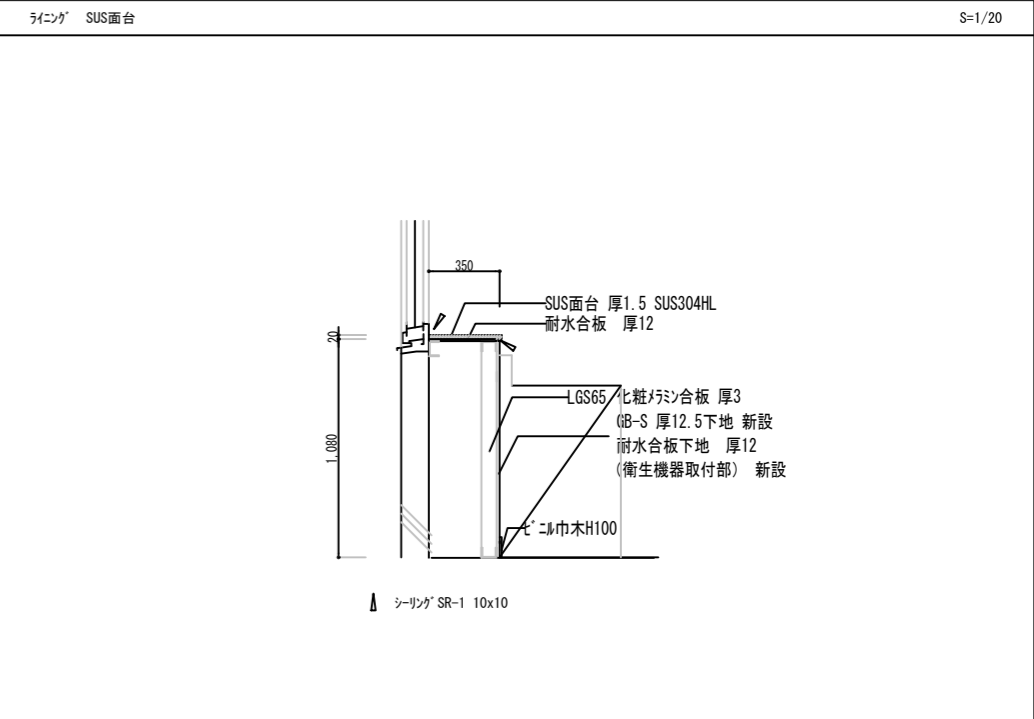
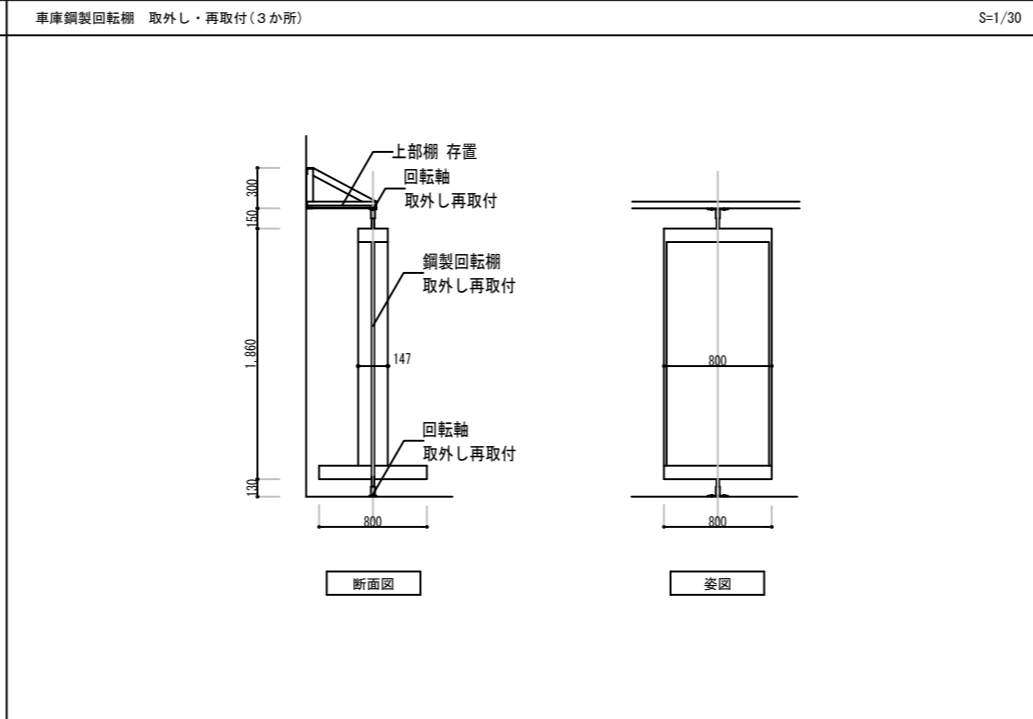
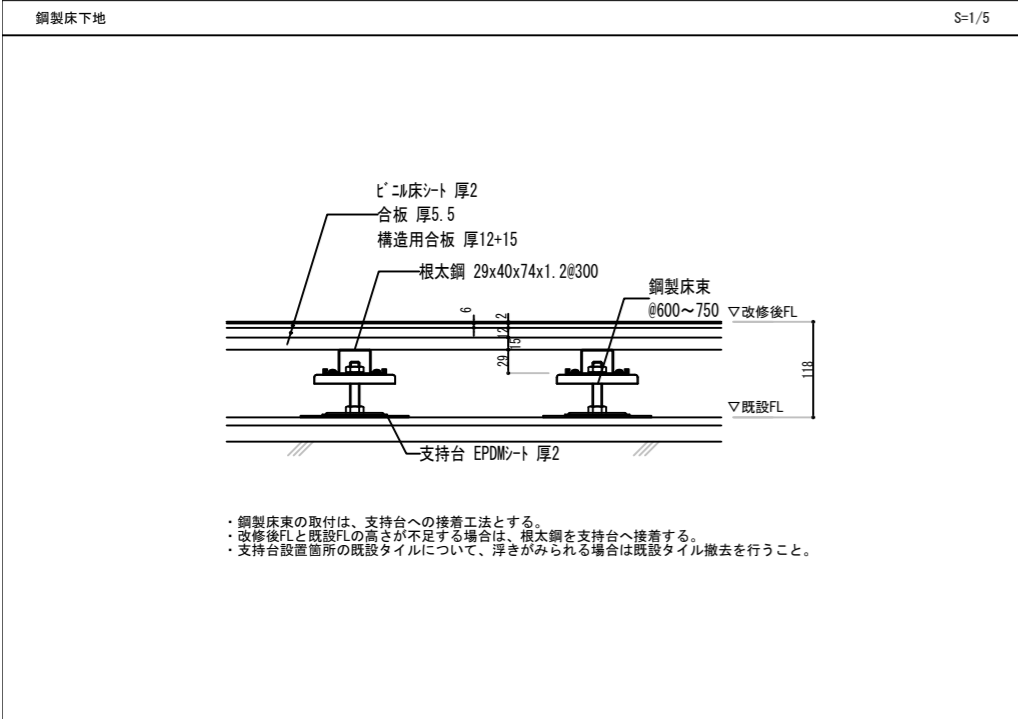
11. 重量シャッターの種類は特記なき限り一般重量シャッターとする。
12. 特記なき限りシャッターはケース付きとする。
13. 既製間仕切に含まれる建具は建具表に含まない。
14. 特記なき限りふすまの上張りは室内側は新鳥の子、押入等裏面は雲花紙とする。
15. 特記なき限りかまち戸及びかまち及び鏡板の樹種は標準仕様書表16.6.2 定規縁、化粧縁、額縁、がらりに規定する樹種とする。
16. 特記なき限り衝突防止表示の材質はステンレス鏡面、大きさは約30φx(総厚)3mm程度、ガラスの両面への張り付けとし、位置は建具形状図による。
17. 特記なき限り非常出入口の表示(一边20cmの正三角形)は、カッティングシートにより位置は立面図による。
18. 鋼製防火扉の開鎖装置はオートヒンジとする。
19. 両開きの鋼製防火扉には、閉鎖順位調整器または召合せ部分に、スプリング入りステンレススチール曲面目板付きとする。(t=2.0 HL加工)



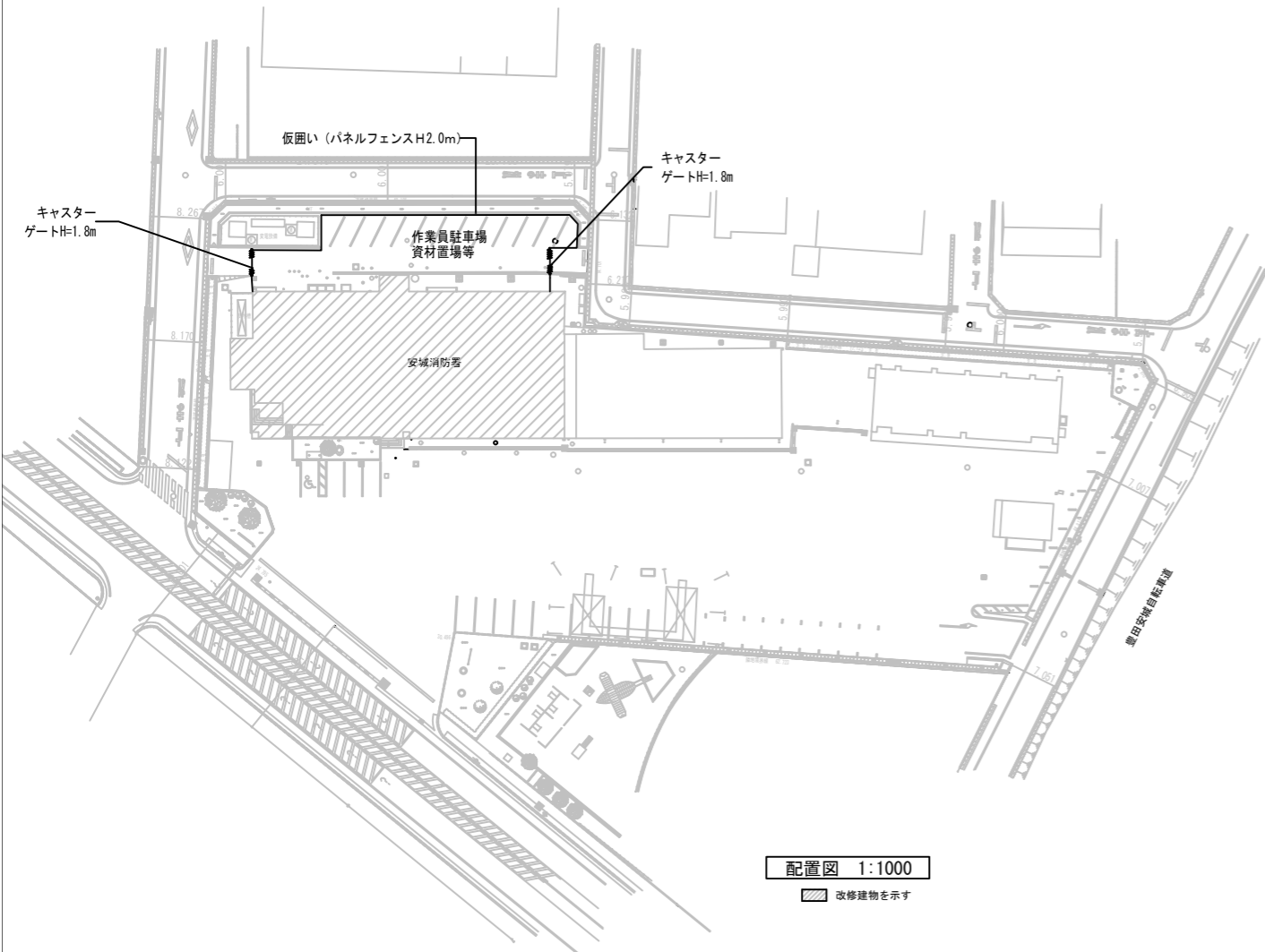
建具略号	種別						
	戸	窓	がらり	障子	ふすま	シャッター	
アルミニウム製	AD	AW	AG	AP	AH		
鋼製	SD	SW	SG				SS
鋼製軽量	LD						LS
ステンレス製	SSD	SSW	SSG				SSS
木製	WD	WW	WG	P	H		

ガラス種類略号	P フロート板ガラス		強化ガラス	
	F	DS	DS	DS
NF	網入型板ガラス	IG	複層ガラス	
NP	網入層板ガラス	L	合わせガラス	
WF	線入型板ガラス	TF	型板強化ガラス	
WP	線入層板ガラス			
HAP	熱線吸収フロート板ガラス			
HR	熱線反射ガラス			

建具金物略号	DC ドアクローザ		新設建具記号
	FH フロアヒンジ		
	HC ヒンジクローザ		
	LH レバーハンドル		
			撤去建具記号
			改修建具記号



Memo



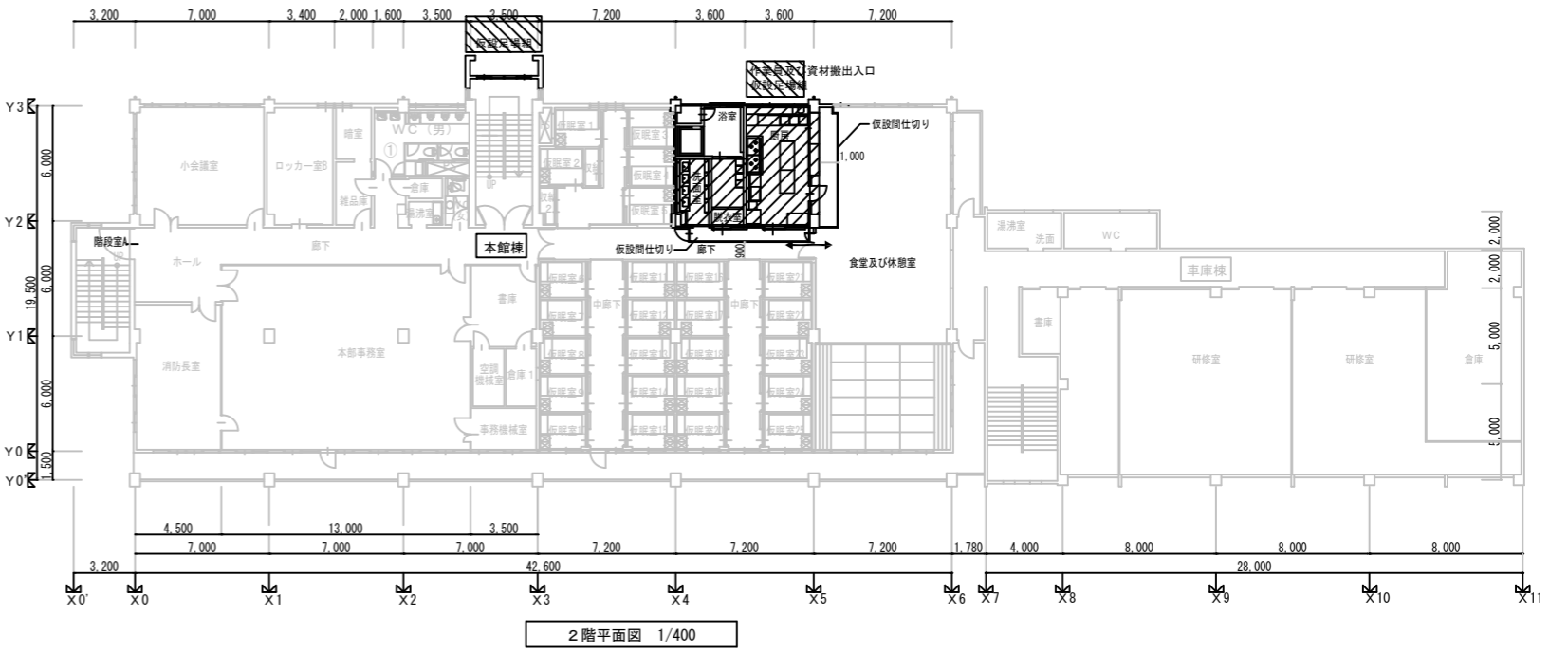
配置図 1:1000
改修建物を示す

注意事項

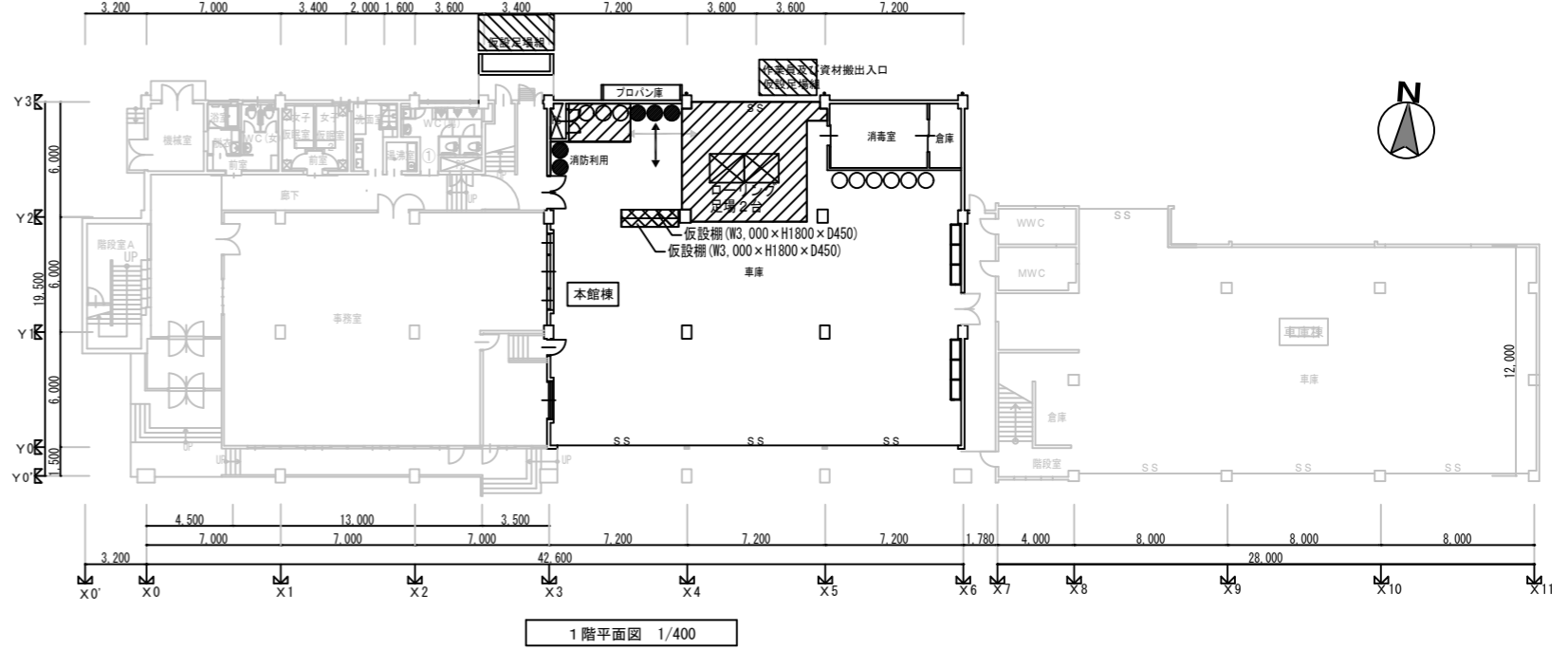
- 工事現場監理**
署内は24時間365日業務を運営しながら工事をする事となるので、職員、来客者などの安全の確保を徹底した上で工事をする事。また下記項目に対し十分留意のこと。
- 事務手続き関係**
- 1) 工事着手前に工程計画及び安全計画、仮設計画を提出し監督員の承諾を受けること。
 - 2) 本工事に於いて諸官庁届、騒音、振動等に関する届出、及び所轄消防署への消防安全計画書着工届・その他届出、手続きは請負人の負担で速やかに行うこと。
- 安全管理関係**
- 3) 施工に伴う騒音、振動には充分留意し、近隣環境に配慮すること。
 - 4) 外部に対し標識看板等で注意を促し、常に保守点検を行うこと。
 - 5) 工事車両の出入り時には、一般行人、来客者、職員に対し危険のないように注意すること。大型車両の出入り際には、特に誘導員等適切な人員配置を行うこと。
 - 6) 工事進入経路の舗装構成、マンホール、地下埋設物などを調査し、必要に応じて適切な養生を行うこと。
 - 7) 仮囲い、養生シート張り、その他必要に応じた危険防止設備を設けること。
 - 8) 工事場所付近の部屋や通路は必要に応じ専属の作業員にて掃除を行い、環境の確保に努めること。また、必要に応じ埃止めの日張りを実施すること。
 - 9) 施工に伴う破損箇所は工事請負者の負担において原形復旧のこと。
 - 10) 7A⁺成形板を撤去する際は、石綿含有率が0.1%以上のものとして適正な撤去・処分を行うこと。又、工事着手に先立ち、7A⁺含有の有無について工事着手前に調査を行った場合は、監督員に報告し、関係法令及び、公共建築改修工事特記仕様書に基づき適切に処理すること。
- 1. 施工条件**
- ・10月末までに浴室、脱衣室を使用出来るようにすること。なお、各部の使用開始前には指定する検査を受検すること。
 - ・仮設間仕切りは軽量鉄骨(LGS65)壁下地、石膏ボードt9.5+フィルムシートt0.15+目張りテープ、扉付付(アルミ既製品)とする。
- 2. 仮設工事**
- ・作業員及び資材搬出人口用の仮設足場ステージを各階に設置する。
 - ・足場については「手すり先行等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
 - ・足場外周は防音養生シート(防災1類)設置すること。
 - ・仮囲いはパネルフェンスH1800とする。
 - ・仮設柵についてはくさび型足場を利用とし、柵板2段(コンパネ敷き)とする。また、ヘルメット、消防服等が掛けられるフックを設置すること。
- 3. その他**
- ・工事中の利用者への安全対策は十分に注意すること。
 - ・工事中の臭い、材料の飛散、騒音等には特に留意して養生を行うこと。
 - ・工事用地周囲の既設フェンス面に養生シートを設置すること。
 - ・仮設柵の位置は参考図とし、監督員及び施設管理者と協議すること。
 - ・図中の作業員駐車場内は駐車可能とするが、その他で駐車場が必要な場合は、受注者の責において確保すること。
 - ・工事用車両及び作業員車両の駐車は作業員駐車場内とし、スペースが不足する場合は送迎・乗り合わせ等対応を計画すること。
 - ・借地や貸駐車場の利用について、事務及び必要経費は受注者の責任・負担とする。
 - ・1F車庫について工事エリア境界については単管バリケードにて囲いを行うこと。
 - ・2F廊下、食堂間については24時間通行がある為、建具工事の際には通行止めとなる場合は事前に監督員及び施設管理者と協議を行うこと。

【凡例】

- 工事エリア
- 作業員及び資材搬出人口：仮設足場組 (昇降足場共)
- 仮設柵：仮設くさび型足場 柵板2段 (コンパネ敷き)
- 工事動線
- 施設利用者・職員動線

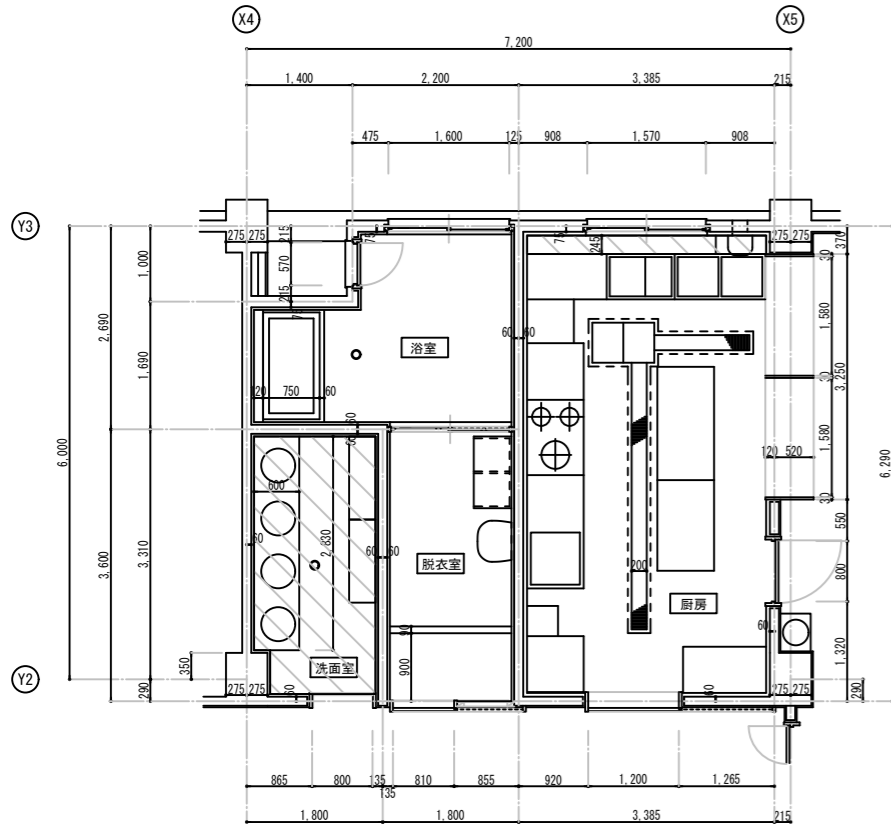
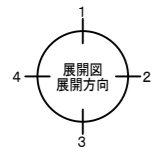


2階平面図 1/400



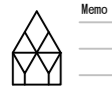
1階平面図 1/400

Memo



劣化部分凡例	参考数量		
	< 2階 脱衣室 >	< 2階 洗面室 >	< 2階 厨房 >
タイル浮き部	壁0.22m ²	壁5.55m ²	壁12.7m ²
タイルひび割れ	床1.2m	-	床12.70m ² 壁5.80m

【特記事項】
 ・壁タイルについて、ひび割れ部は<撤去>の上、モルタル塗とすること。
 ・壁タイルについて、浮き部は「フカヒ」部分に「樹脂」を注入工法とすること。



Memo